

令和6年第4回宇城市議会定例会 会期日程表

会期18日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
11月29日	金	本会議	○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 報告第24号から諮問第4号までの20議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 ○ 発議第4号の上程・趣旨説明 【 散 会 】
11月30日	土	休 会	○ 市の休日
12月1日	日	休 会	○ 市の休日
12月2日	月	休 会	○ 議事整理
12月3日	火	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（河野（真）、坂元、） 【 延 会 】
12月4日	水		○ 開議 ○ 一般質問（原田、河野（正）） 【 延 会 】
12月5日	木		○ 開議 ○ 一般質問（三角、村上） ○ 議案第66号から発議第4号までの質疑・委員会付託 ○ 議案第83号から議案第91号までの追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・委員会付託 ○ 請願第3号の上程・委員会付託 ○ 諮問第4号の質疑 【 散 会 】
12月6日	金	休 会	○ 議事整理
12月7日	土		○ 市の休日
12月8日	日		○ 市の休日
12月9日	月		○ 常任委員会（建設経済、民生）

12月10日	火	休 会	○ 常任委員会（総務文教）
12月11日	水	休 会	○ 議事整理
12月12日	木	休 会	○ 議事整理
12月13日	金	休 会	○ 議事整理
12月14日	土	休 会	○ 市の休日
12月15日	日	休 会	○ 市の休日
12月16日	月	本会議	○ 開議 ○ 議案第66号から請願第3号までの委員長報告・ 質疑・討論・採決 ○ 諮問第4号の討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

1 1 月 2 9 日 (金)

令和6年第4回宇城市議会定例会（第1号）

令和6年11月29日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸報告
日程第4	報告第24号	専決処分の報告について（専決第22号）
日程第5	報告第25号	専決処分の報告について（専決第23号）
日程第6	議案第66号	令和6年度宇城市一般会計補正予算（第3号）
日程第7	議案第67号	令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第8	議案第68号	令和6年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第69号	令和6年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第70号	令和6年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第71号	令和6年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第72号	宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第73号	宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第74号	宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第75号	宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第76号	訴えの提起について
日程第17	議案第77号	指定管理者の指定について（元気老人交流施設）
日程第18	議案第78号	指定管理者の指定について（農林水産物直売交流施設、三角駅前フィッシャーマンズワープ）
日程第19	議案第79号	指定管理者の指定について（アグリパーク豊野、不知火温泉ふるさと交流センター）
日程第20	議案第80号	市道の路線の廃止について
日程第21	議案第81号	市道の路線の認定について

- 日程第 2 2 議案第 8 2 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 2 3 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について（宮崎 光枝氏）
- 日程第 2 4 発議第 4 号 宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1 番 坂 元 大 介 君	2 番 四 海 公 貴 君
3 番 村 上 真由子 君	4 番 河 野 真 理 君
5 番 吉 良 邦 夫 君	6 番 田 中 美 君 君
7 番 嘉古田 茂 己 君	8 番 原 田 祐 作 君
9 番 永 木 誠 君	10 番 山 森 悦 嗣 君
11 番 三 角 隆 史 君	12 番 坂 下 勳 君
13 番 高 橋 佳 大 君	15 番 溝 見 友 一 君
16 番 園 田 幸 雄 君	17 番 福 田 良 二 君
18 番 河 野 正 明 君	20 番 豊 田 紀代美 君
21 番 中 山 弘 幸 君	22 番 石 川 洋 一 君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 天 川 竜 治 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 木見田 洋 一 君
市長政策部長 元 田 智 士 君	市 民 部 長 岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長 岩 井 智 君	保健衛生部長 井 住 寿 宏 君
経 済 部 長 浦 田 敬 介 君	土 木 部 長 平 木 恵 一 君
教 育 部 長 舩 井 貴 男 君	総務部次長 米 田 年 宏 君

市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市 民 部 次 長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	星 津 章 博 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不 知 火 支 所 長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 まゆみ 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	園 田 弥 生 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） ただいまから、令和６年第４回宇城市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（豊田紀代美君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第８７条の規定によって、１１番、三角隆史君及び１２番、坂下勲君の２人を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（豊田紀代美君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日１１月２９日から１２月１６日までの１８日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から１２月１６日までの１８日間に決定しました。

-----○-----

日程第３ 諸報告

○議長（豊田紀代美君） 日程第３、諸報告を行います。

議長の諸般の報告として、ただいまタブレットにて送信をしましたが、まず１ページから６ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和６年８月分から１０月分までが提出されております。

主な公式行事については、７ページのとおりです。

次に、陳情等について申し上げます。去る１１月１９日の第２１回議会運営委員会において、机上配布と決定した１件の陳情書につきましては、ただいまタブレットにて送信したとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

はじめに、第３弾物価高騰対策商品券事業についての報告です。

７月１日から９月１７日までを使用期間とし実施しました物価高騰対策商品券は、決済累計金額が２億７,４７４万７,６７３円、使用率は９６.９５％となりました。

今回も多く市民の皆様に御利用いただいたことで、物価高騰が生活へもたらした影響の緩和及び市内事業者の事業持続化の促進に対し、一定の成果があったものと考えております。

次に、市制２０周年記念事業について報告します。

今月９日土曜日、テレビ東京の人気番組「開運なんでも鑑定団」が行う「出張！なんでも鑑定団」の公開収録がありました。会場は市内外から約８００人の観客で埋め尽くされ、大変にぎわいました。放映日は、来年１月頃の予定です。

今後も、宇城市２０年を振り返る広報紙の創刊号から最新号までを並べた企画展や、日本航空株式会社との協働で市内の小中学生を招待した遊覧チャーターフライトなど、幅広い世代の皆さんに楽しんでいただけるイベントを実施し、引き続き市制２０周年を盛り上げてまいります。

次に、元寇７５０年特別企画展について報告します。

今年が１度目の元寇から７５０年の節目の年を迎えることから、不知火美術館を会場に「蒙古襲来絵詞のリアル～海底に残された元寇～」と題し、特別企画展を開催します。

開催期間は１２月１５日から１月２６日まで、国宝蒙古襲来絵詞のレプリカや長崎県松浦市から借用した鷹島海底遺跡の出土品など、元寇にまつわる貴重な史料の数々を展示します。

この企画展から竹崎季長の所縁（ゆかり）の地としてその功績を広め、地域活性化につなげたいと考えております。

最後に、熊本県中学校駅伝大会での松橋中学校優勝の報告です。

今月８日に天草市で開催された熊本県中学校駅伝大会に、宇城地区代表として松橋中学校の男子と女子がそれぞれ出場し、共に優勝を飾りました。両チームは、明日、天草市で開催される九州大会、来月１５日に滋賀県で開催される全国大会への出場権を獲得しています。

以上、行政報告といたします。

○議長（豊田紀代美君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

—————○—————

- | | | |
|------|--------|------------------------------|
| 日程第４ | 報告第２４号 | 専決処分の報告について（専決第２２号） |
| 日程第５ | 報告第２５号 | 専決処分の報告について（専決第２３号） |
| 日程第６ | 議案第６６号 | 令和６年度宇城市一般会計補正予算（第３号） |
| 日程第７ | 議案第６７号 | 令和６年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） |

- 日程第 8 議案第 68 号 令和 6 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 69 号 令和 6 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 70 号 令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 71 号 令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 72 号 宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 73 号 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 74 号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 75 号 宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 76 号 訴えの提起について
- 日程第 17 議案第 77 号 指定管理者の指定について（元気老人交流施設）
- 日程第 18 議案第 78 号 指定管理者の指定について（農林水産物直売交流施設、三角駅前フィッシャーマンズワーフ）
- 日程第 19 議案第 79 号 指定管理者の指定について（アグリパーク豊野、不知火温泉ふるさと交流センター）
- 日程第 20 議案第 80 号 市道の路線の廃止について
- 日程第 21 議案第 81 号 市道の路線の認定について
- 日程第 22 議案第 82 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 23 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について（宮崎 光枝氏）
- 議長（豊田紀代美君） 日程第 4、報告第 24 号専決処分の報告について（専決第 2 号）から、日程第 23、諮問第 4 号人権擁護委員候補者の推薦について（宮崎光枝氏）についてまでを一括議題とします。
- 市長から一括して提案理由の説明を求めます。
- 市長（守田憲史君） 本日からの令和 6 年第 4 回市議会定例会では大変お世話になります。今定例会に提案しております議案について御説明いたします。
- 今回提出しますのは、報告案件として専決処分の報告について 2 件、予算案件として令和 6 年度宇城市一般会計補正予算等 6 件、条例案件として宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する条例の制定等 4 件、その他案件として訴えの提起について等 7 件、最後に、諮問案件として人権擁護委員候補者の推薦について 1 件になり

ます。合わせて２０件をお願いするものでございます。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの議案につきまして、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（豊田紀代美君） 市長から提案理由の説明が終わりました。

これから議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第２４号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案集７ページ、８ページをお願いします。報告第２４号専決処分の報告について（専決第２２号）を説明いたします。

本件は、令和５年度までの後期高齢者医療特別会計において実施していました健康診査に係る受託事業等について、本来であれば、毎年消費税を申告し納税する義務がありましたが、これを申告していなかったとして、延滞税及び加算税が発生しました。これらに係る損害賠償の額を定める専決処分を本年６月開催の第２回定例会で報告したところでございます。

その後、消費税の算定方法について、市の捉え方と税務署の捉え方とにそこがある旨税務署から指摘があり、改めて計算したところ、消費税の追加納付が必要となりました。このことに伴い、延滞税及び加算税が生じたため、これらに係る額を定める専決処分を行ったものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第２４号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第２５号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 報告第２５号専決処分の報告について（専決第２３号）、市の土地管理不備による物損事故に係る損害賠償額の専決処分について説明します。議案集は９ページ、１０ページです。

令和６年５月２７日午前５時４０分頃、松橋町豊福地内の九州縦貫自動車道下り線に隣接しました本市の管理する土地より倒木が発生し、走行車線及び追越車線をふさぎ、走行中の車両が避けきれず幹や枝等に接触し、ボンネット一面、左側面ライト、左ミラー、助手席ドア等を損傷し、土地管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は１６７万２,６００円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。また、この倒木による被害車両は４台で、そのうちの３台目となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第２５号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第６６号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案第６６号令和６年度宇城市一般会計補正予算（第３

号)について説明いたします。資料は、別冊の令和6年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算(第3号)の1ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億8,562万9千円を追加し、予算の総額を358億8,237万円としております。

また、第2条から第4条で繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正を併せて行っております。

補正の内容については、児童発達支援給付費や児童手当費の増額、機構集積協力金交付事業補助金の追加、下水道事業会計補助金の増額、小中学校屋内運動場空調整備設計業務委託料の追加など、新たに発生した財政需要に対し予算対応を行うものです。

2ページから4ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出ともに予算の補正については、補正総額を4億8,562万9千円とし、款・項の各費目において補正をしております。主な補正については、事項別明細書にて後ほど御説明いたします。

5ページに移ります。第2表、繰越明許費補正です。1追加で、被災者支援システム導入業務委託ほか10件、2変更で、河川維持単独事業を紙面のとおり補正しております。

6ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正です。1追加で、コンビニエンスストア等収納代行手数料ほか30件、7ページ下段の2廃止で、障害者移動支援事業委託ほか5件、8ページ中段に移りまして、3変更で、議会広報印刷製本費ほか17件を紙面のとおり補正しております。

10ページに移ります。第4表、地方債補正です。1追加で、公共土木施設災害復旧事業費、2変更で、河川整備事業費ほか5件を紙面のとおり補正しております。

続いて、歳出の主なものと特定財源について御説明いたします。

18ページをお願いいたします。款2、項1、目16熊本地震復興基金事業費、節12委託料の屋内運動場空調整備基本設計業務委託料1,523万7千円は、近年の猛暑対策として学校教育環境と災害時の避難所環境を向上させるために、市内小中学校の屋内運動場に空調を整備するための基本設計となります。財源は、熊本地震復興基金を全額充てております。

19ページの下段をお願いいたします。款3、項2、目2障害者自立支援費、節19扶助費の児童発達支援給付費5,898万円は、国の制度改正による給付単価の改正や利用者数の増加を見込み、不足額を増額するものです。財源は、国及び県の児童発達支援給付費負担金で4分の3が賄われます。

21ページの下段をお願いいたします。款4、項1、目3母子衛生費、節19扶助費の子ども医療扶助費1,537万円は、0歳児から高校生までの医療費の支払い見込額が当初の見込みより増加する見込みであるため、今後の不足見込額を増額するものです。

続いて、23ページをお願いいたします。款5、項1、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金の機構集積協力金交付事業補助金2,052万円は、農地バンクを活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し協力金を交付するものです。財源は、県の農地集積・集約化等対策事業費補助金で全額が賄われます。

23ページの下段をお願いいたします。款6、項1、目4観光費、節14工事請負費の宇城市物産館改修工事費3,880万円は、三角西港施設内の宇城市物産館の改修工事費です。雨漏れによる腐食や白蟻による浸食被害が著しいため、後年度に予定しておりました大規模改修を前倒しして実施するものです。財源は、市債の過疎対策事業債を全額発行する予定としております。

24ページの中段をお願いいたします。款7、項5、目2下水道費、節18負担金補助及び交付金の下水道事業会計補助金1億5,100万円余は、下水道事業の経営収入をもって充てることができないと認められる経費の見直しを行い、国基準に沿った一般会計繰出しを行い、財政基盤の安定を図るものです。

25ページの上段をお願いいたします。款9、項2、目1学校管理費、節12委託料の屋内運動場空調整備実施設計業務委託料1,911万4千円は、先ほど総務費の熊本地震復興基金事業費において説明いたしました、基本設計業務委託の終了後に行います市内小中学校屋内運動場空調整備の実施設計業務委託料となります。財源は、市債の緊急防災・減災対策事業債を全額発行する予定としております。

なお、市内中学校屋内運動場についても同じく、同ページの下段、項3、目1学校管理費、節12委託料で、同様の内容で868万8千円を補正しております。

以上で、主な歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算の説明を行います。特定財源は、主な歳出予算の説明の中で説明しておりますので、一般財源の主なものを中心に説明いたします。

13ページをお願いいたします。款1、項1市民税、目1個人で1億2,700万円余の補正額について、均等割と所得割でそれぞれ増額しております。国の経済対策による定額減税の実施に伴い、市税の減収を見込んでおりましたが、当初の予想より税収の伸びが見込まれるため増額するものです。

続いて、款12、項1、目1地方交付税で、特別交付税を175万3千円増額しております。公的病院等運営助成補助金の増額に伴うものです。

15ページをお願いいたします。款20、項2、目1財政調整基金繰入金で3,087万1千円を増額しております。歳入歳出予算の財源調整となります。

以上で、議案第66号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第66号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第67号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案第67号令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。補正予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、後期高齢者医療特別会計に債務負担行為を定めるものです。

2ページに移ります。令和5年度から導入しているコンビニエンスストア等収納代行手数料の債務負担行為を計上するものです。期間は令和7年度から令和9年度まで、限度額は基本料金を含め手数料220万4千円を計上しています。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第67号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第68号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第68号令和6年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明します。補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、債務負担行為の補正について、1件の追加、3件の変更を行っております。

2ページです。コンビニエンスストア等収納代行手数料の債務負担行為追加計上及び介護予防等事業量増加に伴う2件の事務事業委託料、1件の会場使用料について債務負担限度額の増額補正を行うものでございます。

以上で、議案第68号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第68号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第69号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舩井貴男君） 議案第69号令和6年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）について説明します。別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、奨学金特別会計予算に債務負担行為を定めるものです。

2ページに移ります。令和5年度から導入しているコンビニエンスストア等収納代行手数料の債務負担行為を計上するものです。期間は令和7年度から令和9年度、限度額は基本料金を含め手数料69万3千円を計上しています。

以上で、議案第69号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第69号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第70号及び議案第71号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案第70号令和6年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。資料は、各会計補正予算書の水道事業会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条収益的収入及び支出の予算総額になります。収入においては、第1款水道事業収益の既決予定額14億3,649万9千円に、補正予定額214万円を追加し、収入予定額を14億3,863万9千円としております。収入の主なものは、受託工事収益の追加となります。

下段の支出では、第1款水道事業費用の既決予定額13億9,929万2千円に、補正予定額384万9千円を追加し、支出予定額を14億314万1千円としております。支出の主なものは、受託工事費用の追加及び令和5年度決算認定に伴う減価償却費の追加となります。

2ページに移ります。第3条債務負担行為では、紙面のとおり追加及び変更を行っております。まず追加においては、コンビニエンスストア等収納代行手数料として、現行の契約期間が今年度で満了しますので、令和7年度から令和9年度にかけて1,200万円を追加しております。また、変更においては、水道施設などの維持管理及び水質検査業務委託について、それぞれ増額変更を行っておりますが、いずれも維持管理業務項目の一部追加や水質検査科目の追加、また昨今の物価及び人件費等の高騰により増額するものです。

以上で、議案第70号の詳細説明を終わります。

引き続き、議案第71号令和6年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。資料は、同じく下水道事業会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条収益的収入及び支出の予算総額になります。収入においては、第1款下水道事業収益の既決予定額12億9,405万5千円に、補正予定額1億5,228万8千円を追加し、収入予定額を14億4,634万3千円としております。収入の主なものは、一般会計繰出基準内補助金の追加及び令和5年度決算認定に伴う長期前受金戻入の追加となります。

下段の支出では、第1款下水道事業費用の既決予定額15億78万円に、補正予定額423万8千円を追加し、支出予定額を15億501万8千円としております。支出の主なものは、令和5年度決算認定に伴う減価償却費の追加となります。

2ページに移ります。次に、第3条資本的収入及び支出です。収入においては、第1款資本的収入の既決予定額11億3,429万7千円から、補正予定額2,262万5千円を減額し、収入予定額を11億1,167万2千円としております。減

額の主な理由としましては、県補助金申請額に対する内示額の減少になります。

また、支出では、第1款資本的支出の既決予定額14億4,985万3千円から、補正予定額2,386万5千円を減額し、支出予定額を14億2,598万8千円としております。支出においても、財源となる補助金の減額に合わせ、工事請負費の減額が主なものです。

3ページに移ります。第4条債務負担行為では、紙面のとおり追加、廃止及び変更を行っておりますが、主なものは、次年度から新たに稼働し始めます高良雨水ポンプ場及び大野地区、曲野地区に設置している雨水ポンプの運転管理業務としまして、令和7年度から令和8年度にかけて700万円を追加しております。

次に、廃止については、主に松橋不知火浄水管理センター改築・更新工事委託で9億8,000万円を廃止としておりますが、これは、令和9年度から予定しておりますウォーターPPPへの運用を鑑み、応募してきた企業側に更新計画等の提案を求めたいため、先送りするものです。

また、変更においては、小川流域マンホールポンプ場など施設の維持管理業務委託について、それぞれ増額変更を行っておりますが、いずれも昨今の物価及び人件費の高騰により増額するものです。

以上で、議案第71号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第70号及び議案第71号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第72号の詳細説明を求めます。

○不知火支所長（木下秀典君） 議案集11ページ、説明資料集4ページをお願いします。議案第72号宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

今回の改正は、令和7年4月から宇城市松合出張所の業務を郵便局へ委託することに伴い、同年3月末日をもって出張所を廃止するため、宇城市支所及び出張所条例の一部を改正するものです。

改正内容は、題名と条文における出張所に関する表記を削るものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第72号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第73号及び議案第74号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案集12ページ、説明資料集は5ページをお願いいたします。議案第73号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本案は、地方自治法第203条第4項において、議員報酬等の支給方法については条例により定めることとなっているところ、現行の条例では、報酬等からの控除

の詳細について明記されていないことから、控除の項目を明確化し、条例で掲げるものについて議員報酬からの控除を可能とするよう改正するものです。

以上で、説明を終わります。

続いて、議案集 14 ページ、説明資料集 6 ページをお願いいたします。議案第 74 号宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本案は、別表第 2 に規定する等級別基準職務分類表中の 4 級の職務について、現行の条例では係長級だけでなく、係長を補佐する職務も同じ級に規定していることから、地方公務員法第 24 条第 1 項に規定されております職務給の原則に則り、係長級の職務のみとするよう改正するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 73 号及び議案第 74 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 75 号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案集は 16 ページから 18 ページ、説明資料集は 7 ページから 9 ページをお願いします。議案第 75 号宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

今回、介護保険法施行規則が一部改正され、令和 6 年 4 月 1 日に施行がなされました。一部改正の主な内容は、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化です。

全国的に、地域包括支援センターにおける専門職員の確保が困難となっている現状から、国は専門職種の配置は原則としつつも、支援の質が担保されるよう留意した上で、複数のセンターが担当する区域の第 1 号被保険者数に応じた常勤の職員数を個々のセンターに振り分けた配置を可能とする柔軟な職員配置基準へと改正がなされたものです。

この介護保険法施行規則の改正により、関連する本市の当該条例の一部を改正するものでございます。

以上で、議案第 75 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 75 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 76 号の詳細説明を求めます。

○市長政策部長（元田智士君） 議案集 19 ページ、説明資料集 10 ページをお願いいたします。議案第 76 号時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について説明いたします。

本議案につきましては、旧熊本県果樹試験場、現在の熊本県農業研究センター果

樹研究所用地内にある1筆の土地の時効取得を行うため、訴えを提起するものです。

旧熊本県果樹試験場については、旧松橋町において、昭和42年頃から用地取得を開始し、昭和45年に熊本県に売却しておりますが、そのうち相続未登記であった土地1筆については、旧松橋町への所有権移転登記がなされないまま、現在に至っております。

この1筆の土地につきましては、旧松橋町から現在に至るまで、所有の意思を持って、平穩にかつ公然と20年以上にわたり占有をしてきていることから、所有権の時効取得をしているものとして所有権移転登記を求める訴えを提起するものでございます。

訴えを提起するためには、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を経る必要があることから、本議案を提案するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第76号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第77号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案集の21ページをお願いいたします。議案第77号宇城市元気老人交流施設高齢者センターの指定管理者の指定について説明をいたします。

指定管理者となる者を公益社団法人宇城市シルバー人材センター、指定期間を令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間としています。

宇城市元気老人交流施設高齢者センターは、平成20年度から指定管理者として公益社団法人宇城市シルバー人材センターに管理運営業務を委託しておりますが、令和6年度末をもってその期間が満了となりますので、令和7年度以降3年間の指定管理者の指定の議決をお願いするものです。

指定管理審査会では、申請者によるプレゼンテーション、委員質疑等、総合的な観点から審査を行った結果、宇城市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第4号の規定に適合すると判断されることから、公益社団法人宇城市シルバー人材センターを宇城市元気老人交流施設高齢者センターの指定管理者の候補として選定することに決定いたしました。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第77号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第78号及び議案第79号の詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 議案集22ページをお願いいたします。議案第78号宇城市農林水産物直売交流施設及び宇城市三角駅前フィッシャーマンズワープの指定管理者の指定について説明します。

令和7年3月31日をもって、現在の指定の期間が終了しますので、新たに指定管理者を選定するにあたり、指定管理者審査会を開催しました。

審査会では、申請者によるプレゼンテーション、委員質疑等、総合的な観点から最終審査を行い、当該施設の管理を行うにふさわしい者であると判断し、熊本宇城農業協同組合を指定管理者の候補に選定することに決定しました。

なお、指定期間を令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としています。

熊本宇城農業協同組合においては、これまでの運営において、当該施設を県内屈指の物産館へ発展させてきており、その実績を高く評価しております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第79号宇城市アグリパーク豊野及び宇城市不知火温泉ふるさと交流センターの指定管理者の指定について説明します。

令和7年3月31日をもって、現在の指定の期間が終了しますので、新たに指定管理者を選定するにあたり、指定管理者審査会を開催しました。

審査会では、申請者によるプレゼンテーション、委員質疑等、総合的な観点から最終審査を行い、当該施設の管理を行うにふさわしい者であると判断し、有限会社アグリパーク豊野を指定管理者の候補に選定することに決定いたしました。

なお、指定期間を令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としています。

有限会社アグリパーク豊野は、実質、市が経営する法人で、長年地域で生産される農産物の売上げ拡大や買い物支援等に取り組んできたことに対し、高い評価をいただきました。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第78号及び議案第79号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第80号及び議案第81号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 議案集は24ページ、説明資料集は11ページとなります。

議案第80号市道の路線の廃止について説明します。

道路法第10条第1項及び第2項の規定に基づく市道の路線の廃止は、松橋町の曲野・寺尾線です。曲野・寺尾線につきましては終点を変更するため、一旦廃止し、再度認定するものです。

以上で、議案第80号の説明を終わります。

続きまして、議案集25ページ、説明資料集12、13ページです。議案第81号市道の路線の認定について説明します。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道の路線として認定するのは、松橋町の

西下郷・野中２号線と曲野・寺尾線です。

西下郷・野中２号線は、市が寄附を受け、市道として認定するものです。曲野・寺尾線は、終点を変更して、再度認定するものです。

以上で、議案第８１号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第８０号及び議案第８１号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第８２号及び諮問第４号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案集２６ページ、説明資料集は１４ページをお願いいたします。議案第８２号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について説明いたします。

本案は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち、交通災害事務から令和７年３月３１日をもって山鹿市が脱退することに伴うものです。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更を行うには、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案を行うものです。

以上で、議案第８２号の説明を終わります。

続いて、議案集２７ページ、説明資料集は１５ページをお願いいたします。諮問第４号人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。

現委員であります豊野町の渡辺洋介さんが、令和７年３月３１日付けで任期満了になりますので、後任としまして豊野町の宮崎光枝さんを推薦したく、議会の意見を聞く必要があります、提案するものです。

宮崎光枝さんは、人権擁護委員としての熱意、人権に対する理解に加え、地域社会で信頼されるに足る人格識見や中立公正さを兼ね備え、人権擁護委員にふさわしい方です。

以上で、諮問第４号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第８２号及び諮問第４号の詳細説明が終わりました。

以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第２４ 発議第４号 宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第２４、発議第４号宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案の提出者に趣旨説明を求めます。

○１１番（三角隆史君） 皆さん、おはようございます。

発議第４号宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明をさせていただきます。

宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の条例を次のように改正いたします。

第8条の次に、次の2条を加えます。

第9条、市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況について検証し、その検証結果を公表するとともに、当該施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

第10条、市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

提案理由といたしまして、市内企業の99%、雇用の約70%は中小企業・小規模企業が担っています。しかし、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化に加え、産業構造の変化、さらには消費者ニーズの多様化といった経営環境の変化に直面し、厳しい状況が続いております。また、最近の物価高騰による消費者の買い控えを受けるなど、いまだ困難な事態に直面しております。

このようなことから、中小企業・小規模企業振興について再度調査研究を進めた結果、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていけるよう、地方自治法第112条及び宇城市議会会議規則第13条第1項の規定に基づき、条例改正を提案いたします。

また、この条例が小規模企業者、中規模企業者にとって、自分たちの頑張りが宇城市の発展につながるというモチベーションになる条例になり得るものと思っております。議員各位の皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、発議第4号の趣旨説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 発議第4号の趣旨説明が終わりました。

—————○—————

日程第25 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第25、休会の件を議題とします。

お諮りします。来週12月2日月曜日は、議事整理のため休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、来週12月2日月曜日は休会することに決定しました。

なお、11月30日及び12月1日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午前10時48分

第 2 号

1 2 月 3 日 (火)

令和6年第4回宇城市議会定例会（第2号）

令和6年12月3日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	15番 溝見友一君
16番 園田幸雄君	17番 福田良二君
18番 河野正明君	20番 豊田紀代美君
22番 石川洋一君	

4 欠席議員（1人）

21番 中山弘幸君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 天川竜治君
教育長 平岡和徳君	総務部長 木見田洋一君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 岩竹泰治君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 井住寿宏君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 平木恵一君

教 育 部 長	舛 井 貴 男 君	総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市 民 部 次 長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	星 津 章 博 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、4番、河野真理君の発言を許します。

○4番（河野真理君） 皆様、おはようございます。議席番号4番、会派暁の河野です。

早速ですが、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問に進みます。

まず大きく4点、農福連携について、不法投棄について、農業支援について、産後ケア事業についてとなります。1番の農福連携についての（1）と（2）の本市の現状と本市・他市の取組については、まとめて質問いたします。3番の農業支援についての（1）農業者の働く意欲向上については問わないこととします。

それでは、1番の農福連携についてです。農福連携の活動の問合せなどを受け、調べ始めた頃、まず、就労支援事業所への農福連携のアンケートを出された後でアンケート結果を見せてもらい、本年4月に就労支援事業所向けの園芸施設見学会があるとお聞きしましたので、私も参加させていただきました。小川の農園に行き、実際にトマトの作業を見学しました。今後の農福連携実現に向けた取組だと思いましたが、その後の現状や経緯など農福連携について本市の現状と取組、また他市の取組について伺います。

○経済部長（浦田敬介君） 一般的には、農福連携を単に障がいのある方を雇用するという認識の方が多いのですが、本来は、障がいのある方の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がいのある方の自信や生きがいを創出することを目的としたものであります。

農業においては、喫緊の課題であります労働力の確保に資することが期待され、一方で、障がいのある方にとっても、農業を通じた働く場の確保や賃金・工賃の向上に加え、地域との交流の促進など生活の質の向上も期待されています。

本市では、国営ほ場整備の着手時に策定しました広域産地収益力向上基盤整備基本構想において、農福連携に関しては、減少を続ける農村での労働力確保策の1つとして、市内に複数ある特別支援学校の卒業生や市内外にある就労継続支援事業所内の在籍者が農業の現場で活躍できる仕組みをつくることを掲げています。

現在までの具体的な取組として、初めに市内の農業法人34法人と就労継続支援事業所24事業所に、連携の実態や意向を把握するためのアンケート調査を行いました。農業法人からは、障がいのある方が知りたい、就労継続支援事業所か

らは、農家との対面の場を設けてほしいとの意見をいただきました。

それを受け、今年4月に就労継続支援事業所向けの園芸農家見学会を、5月に農作業体験会を開催し、それぞれ6事業所、1事業所が参加され意見交換を行ったところであります。

また、他自治体の取組として、熊本市が障がいのある方が生産工程に携わった食品の農林規格、いわゆるノウフクJASの認証審査に要する経費の補助を、県は相談に対応する農福連携総合窓口の設置と、農業者と就労継続支援事業所のマッチングを支援するコーディネーター事業に取り組んでいます。

本市の現状ですが、県があっせんした実績によりますと、就労継続支援事業所の農業参入は3事業所ありました。柑橘農家で収穫作業が3件、JA園芸集送センターでの箱折り作業とミニトマトの選別作業1件と、少しずつではありますが、新たな取組は進んでいると感じております。

○4番（河野真理君） 農業において人手・労働力不足は深刻です。特に繁忙期にはたくさんのお手力が欲しいが、農閑期には逆に仕事をセーブしてもらったり、新たな作物をつくったりと、人を雇うのも一苦労です。本市独自の農福連携の取組は、まだまだこれからというところでしょうか。4月にありました園芸施設見学会は、私と交流があります放課後等デイサービスの職員の方と一緒に参加しました。その放課後等デイサービスは、小学生から高校生までを受け入れており、市内の特別支援学校に通う高校生の就労のことを考えておられ、まずは就労の練習をさせたいとの希望があり、とりあえず我が家の農園で週に2回、3、40分程度ですが、独自の農福連携を始めてみました。1回につき5、6人ずつ受け入れました。子どもたちに何からしてもらうかと考えたとき、まず、何ならできるのかから考えなければならず、本当に簡単な作業から始めました。少し慣れてきたら農作業もしてもらい、袋かけなどもしてもらいました。農作業だけではなく、箱をつくったり、袋にシールを貼ってもらったり、フルーツキャップを二重にしてもらったり、様々な作業をお願いしました。シールを貼らせたらまっすぐ丁寧に貼れる子が箱を折るのは苦手だったり、箱は上手に折れるけどシール貼りは歪みまくっていたり、一人一人状況は様々です。気分が乗らない日は何もしない子もいたり簡単ではないのですが、来てもらうたびに成長し吸収していく姿は、もう感動でこちらも嬉しくなります。お客様には、あらかじめ支援学校の子が箱づくりや袋のシール貼りをしてくれているとお伝えしておけば何も問題ないし、子どもたちの保護者は、子どもがこの箱をつくったりシールを貼ったと聞いて、その売り場まで見に行かれて大変喜ばれたり、こちらも嬉しくなることばかりでした。ブドウの収穫期には、同じ放課後等デイサービスの小学生たちがブドウ狩りに来た際、接客と試食を運ぶ仕事もできました。

一度は保護者の方にも作業の様子を見てもらい、交流会をさせていただきました。そこで言われたのは、やはり子どもたちが高校を卒業して、仕事ができる環境が欲しいと、親が先に亡くなるのが必然だから心配は尽きないということです。少しでも自分で稼ぐ力を身に付けさせたいとの切実な思いが伝わりました。支援学校からの情報だけでは不安だとも言われました。

そこで、(3)の農福連携を今後進めていくにあたり、農業分野での今後の目標や課題について伺います。

○経済部長（浦田敬介君） 例えば、国営ほ場整備では、営農計画に掲げる稼げる農業を実現するため、主力である施設園芸の拡大だけでなく、露地野菜などの新たな高収益作物の導入も計画しています。

その中の課題であります、収穫時などの繁忙期の労働力不足を解消する手段として、農作業の一部ないし全部を、就労継続支援事業所に委託することができないか検討しているところであります。

御承知のとおり、就労継続支援とは障がいのある方や難病の方の就職・復職を支援するサービスで、入所した際に雇用契約を結ぶか否かでA型とB型に分かれます。

先ほど申し上げました園芸農家見学会の中では、それぞれの事業所より不安要素に対して質問もいただいています。

A型事業所からは、雇用契約により最低賃金以上の報酬適用となるので、農業者が期待する作業量と請負金額とのバランスが難しいのではないかとのことでした。

B型事業所からも、農業とのマッチングは良い試みだと思うが、現在の利用者の能力や労働時間の制限を考慮すると、収穫などの基幹作業の請負ではなく、育苗で使用するポットへの土詰めなどの軽作業が主ではないかとのことでした。

一方で、農業者からは、収穫だけでなく、片付けなど軽作業も多くあり、作業次第では連携できるのではと積極的な意見もありましたので、取り組む必要性は感じたところであります。

本事業の成果を出すには、何より農業者と就労継続支援事業所との信頼関係が必要でありますので、今後も園芸作物に限らず見学会、農作業体験会などを重ね、マッチングや意見交換を行う組織体制の構築は進めていきたいと考えております。

○4番（河野真理君） A型、B型とありますが、特別支援学校を卒業した子どもたちは、それぞれの特性に合ったところへと進んでいきます。子どもたちが伸び伸びと働く環境に農業はもってこいのような気もしますが、受け入れる方も広い心が必要だと思います。

再質問になりますが、福祉の分野は知れば知るほど奥が深く、難しいなと考えま

す。農業の分野ばかり聞きましたが、農福連携を今後進めていくにあたり、福祉分野における今後の目標や課題について伺います。

○福祉部長（岩井 智君） 福祉分野における目標等についてお答えいたします。

市では、令和6年4月からの新たな障がい者計画を策定いたしました。

本計画では、障がいのある人の就労意欲の高まりを踏まえ、雇用の場や雇用支援の更なる充実を図るために、就労継続支援のA型事業所に47枠を追加して201人分とし、B型事業所に73枠を追加して256人分にと、事業所開設の枠を新たに追加設定したところです。

障がいのある人の農業分野への参画は、幾多の就労機会確保策の1つではございますが、障がいのある人の就労を通じた社会参加を実現し、障がいのある人が地域社会で自立した生活が営めるよう、また、障がい者雇用対策の更なる充実を図るためにも、今後も農福連携も含め、効果的な自立支援の施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

○4番（河野真理君） この子たちはブドウのシーズンが終わった今、私の友人のトマト農家にお世話になっており、受け入れてくれた友人には大変感謝しております。うちでは何もしなかった子がトマトの仕事は楽しかったのか、作業をしている姿を見て少しやきもちを焼いたりもしますが、楽しんで作業をしている子どもたちを見ると本当に嬉しく思います。他市町や他県では、農福連携レストランがとても盛況です。私も今まで3軒の農福連携レストランに視察に行きましたが、平日でも行列ができており、障がいをお持ちの方々が当たり前のように働かれています。このような取組を所在の市広報等でも載せられており、市や町を挙げて応援しておられるのを見ました。障がいを持つ人だけでなく外になかなか出られなかった方なども、気分がいいときだけでも農業に触れてみるという取組もできるのではないかと思います。本市もこのような様々な背景を持つ方々の希望となれるような取組を、今後とも是非続けていってほしいと願います。

次に、大きな2番のごみの不法投棄についてです。先日、当尾校区連絡協議会にて各区長さんたちから、不法投棄について困っているとの意見がありました。大なり小なり、確かに不法投棄をよく目にします。地域一斉美化作業時にも車のパーツや家電など大物が、しかも河川や雑木林の中などに捨ててあり、取り出すのも大変な場所に隠すようにごみが捨ててあります。防犯カメラを設置し監視している場所などもあるとのこと。不法投棄は犯罪です。それなのに、不法投棄をする人は後を絶たず、善良な方がそれを処分しているような状況です。正直者が報われる世の中にしたいものです。

そこで、（1）の本市の状況についてお尋ねします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） ごみの不法投棄の現状についてお答えいたします。

本市では、自然環境の保全及び不法投棄の防止のため、宇城市環境保全隊に委託し、市内全域を巡回する不法投棄パトロールを実施しております。

巡回している箇所は、公道を中心に市民グラウンド等の周辺も巡回していますが、山林等の公道ではないエリアにつきましては、把握できていない状況です。

パトロール中に発見した不法投棄ごみにつきましては、土地の所有者や道路管理者等を確認し、状況に応じて現地確認や所有者等に連絡し回収を依頼したり、市の管理地であれば環境保全隊や担当部署が直接回収したりしています。

なお、令和3年度から令和5年度までの不法投棄の実績は、令和3年度発見が115件で1,460キログラム、令和4年度発見が76件で1,610キログラム、令和5年度発見が67件で1,630キログラムとなっております。

発見の件数は減少しておりますが、市民の皆様がボランティア活動により回収されているものも合わせると、不法投棄される件数及び量は増加傾向と思われます。

また、行政区長や市民から直接不法投棄の情報が寄せられますが、その場合も現地確認を行い、土地の所有者や管理者を確認し、状況に応じて対応しております。

○4番（河野真理君） 不法投棄の件数、量は増加傾向とのことで、本当に悲しく思います。

再質問になりますが、このような大型であったり、取り出すのに困難な場所等、処分に苦慮している場合、市として何か対応できますでしょうか。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 各行政区での不法投棄ごみの回収活動につきましては、大変ありがたく思っております。

回収したごみのうち、テレビ・冷蔵庫などの家電4品目やタイヤ等は宇城クリーンセンターで処分できないものもありますので、日頃の活動の中でお困りの場合は、衛生環境課に相談されますようお願いいたします。

○4番（河野真理君） ペットボトル等の処分しやすい不法投棄ごみは、区長さん方は地区の分別収集時に出しておられたりしますが、困難な場合は市に相談できるとのことですので、困ったときはお願いいたします。

それでは、（2）番のボランティア清掃の手続きについてです。ボランティアの清掃活動を行っている団体から、減免申請時の提出書類の簡略化の相談がありました。活動する1週間前までに市役所に企画書と減免書類を提出、この企画書には拾う場所の地図も添付し、活動した当日、企画書と減免証明書と拾ったごみと写真をクリーンセンターへ、その後、その出したごみの仕分け状況の写真を市役所に提出と聞きました。さらに雨等で活動日をずらすと、また一からやり直しとも伺いました。減免していただけるとはいえ、もう少し簡略化できないものか伺います。

○保健衛生部長（井住寿宏君） まず、令和5年度のボランティア活動の減免申請の実績についてお答えいたします。企業が15件、行政区が19件、団体が3件、施設等が6件の計43件となっております。

企業や団体等がボランティアで清掃活動を行う際に回収したごみを、宇城クリーンセンターに搬入する必要があります。その際の処理手数料を減免いたしますので、減免申請書と合わせて、添付資料として通知文書等を提出していただいております。また、清掃活動の終了後に活動の実績についても提出をお願いしております。

提出書類の簡略化につきましては、宇城クリーンセンターと協議を進めてまいりますが、現時点では構成市町である宇土市、美里町も同様の対応をしておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

また、ボランティアによる清掃活動でごみの分別は大変な作業とは思いますが、市では、分別による再資源化とごみの減量化に取り組んでいますので、引き続き分別収集に御協力をいただき、本市の環境美化に寄与していただきますようお願いいたします。

○4番（河野真理君） おっしゃるとおり、ボランティアで本市の環境美化に大変寄与していただいております。すばらしい取組だと思いますので、是非とも簡略化していただきたく思います。私の知っている方は、毎日のように散歩のついでにと言いながら、ごみを拾っておられます。行かれるたびに袋いっぱいになるごみを拾って来られます。

再質問になりますが、先ほどの保健衛生部長の答弁で、再資源化とごみの減量化との答弁がありましたが、市の分別収集のリサイクルの状況について伺います。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 市の分別収集は、現在、各行政区で月1回から2回実施しています。この分別収集で回収したごみの量は、令和3年度が1,175トン、令和4年度が1,110トン、令和5年度が1,016トンで年々減少傾向にあります。そのうち缶類やびん類、紙類等の資源物の量は、令和3年度1,065トン、令和4年度1,005トン、令和5年度917トンとなっております。

分別収集による回収の量と資源物の量は減少傾向ではございますが、本市のリサイクル率は、宇城広域連合の集計によりますと、令和3年度が26.56%、令和4年度が26.29%、令和5年度が26.59%と横ばいで推移しております。10年前と比較しますと3.16%アップしております。

また、分別集収により回収した資源ごみをリサイクルし、各行政区へ還元した金額は、令和3年度が516万円、令和4年度が833万円、令和5年度が703万円となっております。

○4番（河野真理君） 資源ごみの量が減ってきているのは、人口も減ってきておりま

すし、皆さんごみになることを考えて買わない傾向にあることも関係しているかと考えます。リサイクル率が増えているのはいいことだと思います。資源ごみのリサイクルにより、各行政区へ還元できるのも大変すばらしいと考えます。クリーンセンターも新しくなり、燃焼効率も良くなっていると聞きます。新しい施設を大事に使うためにも、市民のごみ出しへの意識も今以上に高くなり、きちんと分別をし、設備が壊れたりすることがないように気を付けていきましょう。それと、これは余談なのですが、私が地元の分別収集に行ったときに出た話で、平日の朝はバタバタしていて出しに行きにくいなどでした。地区によっては日曜に分別収集があるところもありますが、そこはそこで日曜は出しにくいとの声もあることでしょう。クリーンセンターも年に4回、休日に開場してくださったり、年末は30日まで自己搬入を受け入れてくださいます。市から配られる年間カレンダーには、分別収集の日や粗大ごみの日、分別の種類等、大変詳しく載せてありますので、それを活用しながら不法投棄をなくしていきたいと願います。

それでは、次の3番の安定的な農業経営についてです。(1)の農家の働く意欲向上については、農家の方の思いを一方的に言わせていただきます。農業者の方から、害獣に困っている、電柵を付けてもその下を掘って入ってくる。害獣がイノシシ、アナグマ、シカ、サルまで出てきて、種類が多すぎる。施設園芸をしているが水が足りないかと思えば、線状降水帯等が発生すれば水害に遭う。異常気象で作物がうまく育たない。農作物の価格も少しは上昇傾向にあるが、肥料・飼料・燃料等の物価高騰で結局同じことであるなど、様々な話を聞きます。せっかく収穫時を迎えても、害獣からの被害に遭ったり、電柵を付けて対策をしても下から掘って畑に入られたり、その他の害獣にやられたりと、労働と対価が全くつりあっていない農家が多いのが現状です。皆さんそれでも誇りを持ち、日本の食を支えていらっしゃいます。それでも異常気象からの高温被害、長雨被害などでやめていかれる農家も多いです。子どもには安定した職に就いてもらいたいと、後継者を望まない方も多くいた今までの現状です。11月14日にウイングまつばせで行われました、お出かけ知事室 in 宇城市に登壇された方は農家の方も多く、木村知事に農業支援を要請されました。木村知事も熊本また宇城市の農業の可能性に大変期待しておられ、後継者への支援が今まで手薄だったのをもっと力を入れていきたいなど、農家には大変ありがたい御意見をたくさん聞かせていただきました。先日、農協のイベントに参加した際、農家の方から聞きましたが、他市の話で新卒の女性が新規就農を申請して来られたや、今している仕事を辞めて新規就農を申請してきた20代が多くいたなど、最近は若い方が多数希望を胸に農業に参入してきています。インスタ等SNSでも若者が農作業の様子など映えるように撮影し、SNS内で販売をしてい

たり、直接消費者とつながり、売上げを伸ばしている例もたくさんあります。宇土市のトマト農家のマイヒメおじさんも大変有名です。このように、農業にはたくさん魅力があることも知ってほしいです。農作物は植えてすぐ収穫ができるわけではないので、やはり支援をしていただけるとありがたいです。害獣駆除においては、他県の方から聞いたのですが、ドローンに赤外線カメラを付け、イノシシのねぐらを見つけて一度に捕獲しようと試みているそうです。このような少しでも期待が持てそうな政策などがあると、農業をしても楽しくなりそうです。そこで、具体的にどのような支援があるか伺います。

○経済部長（浦田敬介君） 個人または世帯で農業に従事するいわゆる個別経営体への支援、複数の個別経営体に参加する組織や地域全体での取組に対する支援、いずれにしても市の支援は、基本的に国県と一体となって行っています。

新規就農の促進では、就農直後の経営が不安定な間、資金面の支援として年間150万円を最長3年間、就農時に機械・施設を導入するならば、資金面の支援とは別に750万円を上限に給付することができます。併用した場合、機械・施設は2分の1減額されますが、最大825万円の支援が可能です。

あと、先代から経営を継承し、発展させる取組を行う方に、上限100万円を補助する制度もございます。

懸念事項であります耕作放棄地の解消においては、再生された方に10アール当たり最大4万円を補助いたします。

農地や農業施設の保全を目的とした共同活動、傾斜などの農業生産条件が不利な地域での共同活動及び化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する組織の営農活動、これらの活動は、国が直接関与して支援するいわゆる直接支払制度ですが、一部を市が負担しています。

機械・施設の導入においても、取得額の2分の1から3分の1の範囲内で補助しています。

特に支援として大きなものは、稼ぐ農業のための基盤づくりとして行っています。総事業費約450億円の国営ほ場整備、同じく23億円の大口地区ほ場整備の自治体負担金ではありますが、合わせて30億円の市費を投入いたします。

また、市独自の支援として、農業用廃ビニール適正処理事業、収入保険加入促進事業、有害鳥獣被害防除事業等の補助・助成制度を設けています。

今後も、本市基幹産業の中核であります農業の持続的発展を支えるため、支援は行っていきたいと考えています。

○4番（河野真理君） 様々な支援があり、これから農業をしようという方には大変ありがたい、心強い支援だと感じます。国からも安定的な農業経営こそ日本に必要と

考えられているから手厚い支援があると考えます。しかし、新規就農で慣れない農業をぼちぼちすることができず、やる気に満ち溢れて頑張ってしまうからこそ、体を壊してやめてしまう方もいると聞きます。農業は頑張るときと手を抜くときが必要だと思います。しかし、やはり安定的に収入を確保するため頑張ってしまうこともあるでしょう。収穫時に効率よく収入を増やしたり、収穫時ではないときにも収入があればいいと考えます。規格外の作物が売れたり加工品にしてみたり、方法はあるかと思いますが、簡単ではありません。安定的な農業経営について、このような課題に何か案はないか伺います。

○経済部長（浦田敬介君） 近年の異常気象により、農産物は生育を阻害されることも多く、産地で定められた大きさの基準や色艶などの品位基準、いわゆる出荷規格に収まらないものが増えているとお聞きすることがあります。

出荷規格は、流通の円滑化、取引の簡素化・公正化を図るため定められていますので、このような規格外品は流通に乗せられないことになっていますが、品質は規格品と同じですので、廃棄ではなく収益につなげる可能性はあるのではと感じています。

まず、直売所での販売、WEBサイトでの販売ですが、国が首都圏の複数のスーパーで行ったアンケート調査によると、「規格外野菜を買ったことがある」、「買ってみたい」と回答した人は93%にも上り、希望する価格は1、2割引が34%、3、4割引31%、5割引10%であったようです。

このような調査から見ても、規格品より安ければ規格外品のニーズは高いことが分かります。販売する際に、販売比率が逆転し規格品の安売りを招かない、食味や品質が悪い粗悪品を持ち込まないなどを徹底すれば、収益は見込まれるものと考えます。

次に、6次産業化を取り入れ、自ら加工しての販売ですが、市内にもわずかではありますが、規格外品を利用しジュース、ジャム、お菓子などを製造販売されているところがございます。加工食品にすることで、農産物の付加価値を高めるだけではなく、廃棄物の削減にもつながります。

ただ、加工食品を販売する場合は、食品衛生法に基づき、保健所から営業許可を受けることが定められています。自動水栓の設置や住宅と加工施設の分離、食品衛生責任者の資格取得など、令和3年度の法改正で厳格化されていますので、営業許可なく自宅で作ったものを販売することはできません。個人が事業に取り組む際の大きな課題となっています。

生産部会などの団体で取り組んだとしても、農産物の生産量や需要の把握、安定した品質管理などに時間と労力を要することは想定されます。

販売においては、本市は直売所を4か所設けていますので、いつでも御相談に乗ることはできます。加工についても、6次産業化を通じて地域の持続的な発展に取り組む事業主体があれば、農家の収益安定や地域経済の活性化に寄与する取組ですので、支援を行っていきたいと考えています。

○4番（河野真理君） 直売所での販売は、各自で販売額を決めることができますし、新鮮な農作物を求めて、お客様も朝早くから多くお見えになります。そこで選んでもらえるような農作物をつくっていき、加工までできればかなり安定的な農業経営ができていく希望が持てます。今後とも親身に相談に乗っていただき、農業を盛り上げていくことに力を貸してください。

最後の質問です。産後ケア事業について伺います。少子化や育児環境の変化が進む中、出産後のお母さんが安心して子育てに専念できる環境は非常に重要だと考えます。この出産後すぐの大変なときに手厚い支援があれば、2人目、3人目と考えられる余裕も出てくるのではないかと考えます。本市では、令和5年度から産後ケア事業を実施されていると承知しておりますが、本事業の具体的な内容や利用状況について伺います。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 本市では、出産後のお母さんが安心して子育てに取り組めるよう、産後の体調管理や育児支援を行う産後ケア事業を令和5年度から実施しております。本事業では、通所型、宿泊型、訪問型の多様な支援を提供しています。

なお、令和5年度に国の実施要綱が改正され、本年度から対象者の要件が、産後に心身の不調または育児不安等がある者、その他特に支援が必要と認められる者から、全ての出産後1年未満の母子に緩和されております。また、利用回数も拡充されたことで、本年度は利用者が大幅に増加しています。

利用実績として、令和5年度は76組の母子が産後ケア事業を利用され、通所型・長時間が延べ111回、通所型・短時間が延べ55回、宿泊型が21回利用されました。

本年度は10月末時点で96組の母子が事業を利用されており、現時点で通所型・長時間が延べ129回、通所型・短時間が延べ72回、宿泊型が26回、新たに追加された訪問型が53回となっております。利用回数全体では、前年同期比で約3倍に増加しています。

このような利用者の増加は、本事業に対する認知度の向上と利用しやすい制度設計の成果と考えられます。

○4番（河野真理君） そうなんです。対象者が、産後に心身の不調または育児不安等がある者、その他特に支援が必要と認められる者だったのが、とても気になってい

ました。そのとき健康で問題がなくとも、その後つらい症状が出る場合もあるの
に
と思っておりましたが、全ての出産後1年未満の母子となったことは、大変喜ばし
いことです。

続いて、（2）の成果について伺います。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 利用者アンケートでは、産後ケアの効果について、次
のような御意見が寄せられています。体調管理や生活指導を受けたことで、身体
的・精神的負担が軽減されたとの声が寄せられました。授乳指導や育児相談も好評
であり、育児不安や授乳の困難さを解消したとの意見が多く聞かれています。

また、心理的安定が図られたことで、気持ちが落ち着いた、体力が回復したと評
価する利用者も見られました。

さらに、令和5年度の事業開始時には、利用者から利用回数の増加を求める声
がありました。この要望を受け、本年度は通所型サービスの利用回数を3回から6回
に増加させるとともに、自宅に助産師等が訪問する訪問型サービスを新たに3回利
用可能とし、対応を進めています。

本事業は、母子の心身の健康促進だけでなく、地域全体の子育て環境の質向上に
も貢献していると感じております。

○4番（河野真理君） 初めてお母さんになった方は、全てが初めてです。授乳は教え
てもらわないとうまくできないものですし、赤ちゃんが泣きやまなければお母さん
も泣きたくなります。看護師さんや助産師さんがそばにいてくれるだけで、とても
心が落ち着き、安心するのも分かります。回数や訪問型が増えたことも大変評価で
きます。

それでは、（3）番の今後の課題についてです。産後ケア事業はとても良い事業
と考えます。今後の更なる充実に向けて、現在の課題についてどのようなものがあ
るのか伺います。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 本事業は順調に利用者を増加させておりますが、3つ
の課題に対応する必要があると考えています。

1つ目は、利用促進の更なる取組です。利用者の拡大には、情報周知の強化が鍵
となります。妊娠期から乳児期にかけて実施される健診等での啓発活動をさらに広
げるとともに、市の広報紙やSNSの活用に加え、医療機関や地域団体との連携を
強化する必要があります。

2つ目は、サポート体制の強化です。利用者の増加に伴い、対応可能な施設数や
スタッフの拡充が求められます。また、訪問型サービスの更なる充実や利用者負担
軽減策の検討も重要となってきます。

3つ目は、効果測定と改善です。アンケート回答率の向上を図り、より多くの利

用者の声を収集することで、具体的な改善点を明確化することが重要です。

本市では、これらの課題に迅速かつ的確に対応しながら、妊娠期から産後までの一貫した支援体制を整備し、事業の更なる充実と利用者の満足度向上に向けた取組を進めてまいります。

○4番（河野真理君） 知らなかったという方がいないよう、広報活動をお願いいたします。利用人数が増えれば、各施設の人材確保にも影響が出てきそうで懸念も出てくるかと考えますが、再質問です。現在は、対象期間を出産後1年未満の母子とされておりますが、産後間もない母親からは、1年以降もケアしてほしいと聞きます。育児における不安や負担は、1年を過ぎても継続する方が多いです。こうしたニーズにどのように対応できるか、今後の更なる充実に向けてどのような支援があるか伺います。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 本市では、産後1年を過ぎた後も育児に不安や悩みを抱える保護者を支えるため、様々な支援策を整えています。

保健福祉センターでは、1歳を超えた幼児期にも引き続き支援を行っています。1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診など、成長段階に応じた健診を実施するほか、健康相談や育児相談を毎月行っております。これらの相談には、保健師、管理栄養士、公認心理師といった専門職が対応し、専門的な視点で保護者の不安に寄り添っております。また、相談日以外にも随時対応を行い、柔軟な支援体制を整えております。

さらに、市内各地域には子育て経験が豊富な母子保健推進員77人を委嘱しており、地域のお母さん方にとって安心して相談できる心強い存在として活躍されております。

こどもセンターでも、妊娠中の方や18歳未満のお子様に関するあらゆる悩みを受け付けており、保健福祉センターと連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供しております。

現在の産後ケア事業は、国費2分の1の補助を受けて実施されており、少子化社会対策大綱の下、国は今年度までの全国展開を目指しています。本市としましては、利用期間の延長を求めるお母さんたちの声を真摯に受け止め、県を通じて国に対し期間延長を要望していきたいと考えております。

○4番（河野真理君） 心強い回答をありがとうございます。このように様々な支援が充実することにより、母子の安心感が保たれ、全ての母子、御家庭が笑顔で暮らしていけますよう、今後も対応をよろしくお願いいたします。

最後に、3期務められました守田市長におかれましては、大変お疲れ様でございました。共に市政に携われたのが、たった3年弱であったのが残念でなりません。

宇城市は大変住みやすく、良い市だと私は思っております。そのちょうどいい宇城市をつくって来られたのは、間違いなく守田市長だと私は思っております。来年の成人の集いを迎える平成16年から17年生まれの子たちは、まさに宇城市とともに誕生した若者たちです。来年の1月12日は、盛大にお祝いしたいと思います。市長、あと少しの期間となりましたが、宇城市のためにもう少しの期間よろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（豊田紀代美君） これで、河野真理君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番、坂元大介君の発言を許します。

○1番（坂元大介君） 皆さん、おはようございます。議席番号1番、会派彩里の坂元でございます。早速ですが、議長にお許しをいただきましたので、通告のとおり今回は大きくは5項目を質問させていただきます。

まず、大きな質問1点目の公共施設の整備や維持管理について。以前、学校のトイレの洋式化について、熊本県内の小中学校が全国平均を下回っているとの報道がありました。そこで、本市の小中学校におけるトイレの洋式化の現状と今後の整備方針について教えてください。また、屋外社会体育施設のトイレの整備が遅れているように感じますので、こちらも併せて教えてください。

○教育部長（舩井貴男君） 初めに、小中学校施設の状況についてお答えします。

学校トイレの洋式化については、各家庭における洋式トイレの普及状況あるいはバリアフリー化をはじめ、防災機能の強化などの観点などから、全国的に改修が進められています。

文部科学省においては、平成28年度から学校トイレの洋式化率について調査を開始し、当初、全国平均で43%だったものが令和2年度は57%、令和5年度には68%と7年間で25ポイント上昇しており、全国的に学校トイレの洋式化は急速に進んでいる状況です。

本市においては、平成25年度に、老朽化が進む一部の小中学校のトイレの乾式化と併せて一部洋式化を先駆けて実施し、その後、令和3年度から令和4年度にかけて、洋式化が進んでいない小中学校のトイレ改修工事を実施していたところです。

なお、整備率につきましては、令和6年11月現在で77%と全国平均と比べましても大きく上回る結果となっております。

また、今後の整備方針については、各学校で整備水準に違いはあるものの、一定の洋式化は完了している状況であり、現在施工中の松橋中学校をはじめ、今後着手を予定する豊福小学校などの改築事業または大規模改修などに併せて整備してまいります。

次に、社会体育のグラウンド施設の状況についてお答えします。

現在、市の社会体育のグラウンド施設は、岡岳グラウンド、観音山グラウンドなど全部で18か所ございます。ほとんどの施設は建設時期が古く、トイレの老朽化が進んでいる状況で、洋式化が完了している施設は、当尾グラウンドとふれあいスポーツセンターの2か所となっております。

グラウンドトイレの洋式化については、社会的な洋式トイレの普及状況や衛生環境、節水対策などの利点もあり、施設改修の必要性は認識しているところでございますが、その反面、洋式化により個室空間が狭くなるおそれや直接肌に触れる抵抗感など、研究課題の1つと考えております。

また、改修事業に係る特定財源としては、公共施設適正化事業債や緊急防災・減災事業債などの活用が見込まれます。

しかしながら、現在、どちらの起債事業についても、複数の学校建て替え事業へ集中的に充当している状況であり、まずは、これらの事業に注力しつつ、適切に事業終期を見定めながら、今後の大規模改修等に併せて洋式化を検討してまいります。

○1番（坂元大介君） 本市内の小中学校のトイレの洋式化については、全国平均を大きく上回っているとの報告に安心しました。しかしながら、屋外社会体育施設においては、18か所中2か所のみとなっており、課題が残っています。医学的にみても、大腸菌等による感染症は和式トイレが最もリスクが高くなります。市民が安心して本市施設を利用できるよう、前向きな検討をお願いいたします。

それでは次の質問、グラウンドの釘によるマーカ―についてです。こちらも以前、学校グラウンドの釘マーカ―によって、子どもがけがをしたとメディアにて報道されました。運動会などの学校行事において、グラウンドのマーカ―は必要不可欠だと思いますが、これが放置されていたり、経年劣化でマーカ―の上部が欠損し、釘だけが取り残された状態になっていたというのです。

そこで、本市におけるグラウンドの釘によるマーカ―について、現状と管理について教えてください。

○教育部長（舛井貴男君） 本市の小中学校におけるグラウンドマーカ―の設置は、17校全ての学校に設置されており、体育の授業や運動会などにおける屋外運動時の

ライン位置などを示すため、目印を固定金具により地中埋設しているものになります。

なお、その形状や材質につきましては、様々なタイプが存在するものの、本市における設置実績はU字ピンタイプや釘タイプをはじめ、スパイラルピンタイプ、形状タイプと全部で4種類を採用している状況です。

また、設置期間については、体育の授業や年間を通して使用するものについては常設し、運動会や記録会などの各種行事で使用するものは、一時的な設置としています。

さらに、これらの維持管理につきましては、学校保健安全法施行規則第28条及び29条の規定により、学校において各種安全点検を実施しながら、施設環境の確保に努めているところです。

○1番（坂元大介君） 2023年4月に、愛知県西尾市の公園でソフトボールの練習中に、10歳の小学生が地面から突き出た釘で足に大けがを負ったという事故がありました。本市でも起こり得るような案件であります。本市においてこのような事故が起きていないかお尋ねいたします。

○教育部長（舛井貴男君） グラウンドマーカーに起因するとみられる校内事故の発生状況につきましては、他自治体においては、体育の授業中に転倒した児童が、地面から突き出ている釘で左膝付近に10数針を縫う裂傷を負った事故など、複数案件を確認しています。

しかしながら、本市におきましては、近年、同様の事故発生についての報告はございません。

○1番（坂元大介君） 現在、事故が起きていないことに本当に安心しました。しかしながら、固定金具で地中埋設されたマーカーがあることは事実ですので、今後も厳重な管理をお願いいたします。また、近年では自然にかえるマーカーなども開発されているようですので、子どもたちの命に関わることでもあります。こちらの検討も併せてお願いいたします。

では、次の質問です。本市内の小中学校及び屋外社会体育施設における草刈りなどの維持管理の状況について教えてください。

○教育部長（舛井貴男君） 初めに、小中学校施設の状況についてお答えします。

学校施設における草刈りなどの環境整備については、学校保健安全法第6条及び第28条により、まずは学校による必要な措置を講じ、校内環境の維持や安全の確保に努めているところです。

また、その実施方法や回数などは、各学校の慣例などにより一律ではないものの、用務員や教職員のほかPTAなどの人的支援の下、一部に市費やPTA会費などの

予算を充当しながら実施しております。

このほか不定期ではありますが、市内事業者によるボランティア活動として、校内の環境整備に御支援いただいている状況です。

なお、作業の範囲や強度のほか難易度などにより、学校での対応が難しい部分につきましては、市費による外部委託などにより校内環境の確保に努めています。

次に、社会体育のグラウンド施設の状況についてお答えします。

社会体育のグラウンド施設の維持管理において、定期的を実施している主な管理業務として、草刈りとトイレ清掃があります。

まず、草刈りですが、シルバー人材センター及び地元行政区等に委託しており、草の繁茂状況、イベント等の開催状況に応じて随時作業を行っています。

また、トイレ清掃についても、草刈りと同じくシルバー人材センター及び地元行政区等に委託しており、全施設においておおむね週1回程度の清掃を行っています。

○1番（坂元大介君） 学校周辺における草刈りについては、現在はPTAの協力や教職員によって賄っていますが、今後、PTAの解散や教職員の働き方改革の推進によって、現状のままでは厳しくなるようなことが予想されます。行政としても次なる準備が必要なのではないかと考えます。屋外社会体育施設においては、個人的にも利用する中で、特に夏場の雑草繁茂を散見する機会も多く、利用面でも防犯面でも好ましくない状況だと思うのですが、作業手順など改善できるところはないのかお尋ねいたします。

○教育部長（舩井貴男君） 議員御指摘のとおり、本年度において一部除草が行き届いていない区域がございました。

今後において、除草区域を再度点検し、漏れなく管理を行うとともに、除草頻度においても状況に応じ適切に行うことで、良好な利用環境の保持に努めてまいります。

○1番（坂元大介君） この草刈りも含めてですが、本市における施設の管理について、是非とも市民が安心して利用できるよう今後も改善をお願いいたします。

では、次の質問に移ります。今年10月に総務文教常任委員会での視察研修において、過疎地域における人口減少について学んできました。その中で、人口減少には若者世代がどれだけ地元の魅力を感じて、残りたいと思ってもらえるかが鍵となっているとありました。特に、若い女性目線での魅力あるまちづくりは、大きな岐路となるデータも出ています。

そこで、まずは本市の人口減少の状況についてお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 人口減少の波は、宇城市でも例外なく及んでおり、平成17年と直近の令和2年の国勢調査における県と宇城市のデー

タを見てみますと、熊本県における20歳から39歳女性の人口減少率は22.6%、宇城市の減少率は26.7%で、市が県の減少率を4.1ポイント上回っている状況です。このうち、過疎地域に指定されている三角町では53.4%、豊野町では38.7%の減少率となっており、いずれも市全体の減少率を大きく上回っている状況です。

就業地についてでございます。こちらは15歳から39歳女性のデータになりますが、熊本県については、平成17年調査時の県外就労が22.2%、令和2年は34.9%と、12.7ポイント増加しています。宇城市においては、平成17年調査時の市外への就業者は27.0%であるのに対し、令和2年調査時には33.7%と、6.7ポイントほど市外への就業者が増えている結果になっております。

○1番（坂元大介君） これらのデータを基に、本市が取り組んできた対策、そしてその経過検証についてどのように考えているのかをお尋ねします。

○市長政策部長（元田智士君） 市としましては、過疎地域に指定されている三角・豊野地区のみに限定というよりも、市全体の人口減少対策として各種施策を実施しております。

まず、地元での結婚を望む人たち向けには、こどもセンター主催で婚活イベントを実施しています。加えて、宇城広域連合主催の婚活イベントや相談会などについては、広報面での支援を継続しております。

次に、子育て世代向けには、県内14市で初となる学校給食費の無料化事業をはじめ、保育園副食費の無償化、18歳以下の子ども医療費の助成などに取り組んでいるほか、今年度からは、市外在住の子育て世帯が宇城市内に新築住宅の購入をする場合の費用の補助事業を実施し、子育て世代の経済的負担の軽減に資する取組を進めております。

また、令和5年度に開設したこどもセンターにおいては、保健衛生部や教育部などと連携しながら、子どもの健全育成や保護者の子育てに関する心身の負担軽減に資する支援体制を構築してまいりました。

さらに、子育て中の人でも働きやすい環境を提供する民間企業の誘致活動を通して、子育てと就労の両立につながる環境整備にも努めております。

人口減少そのものについては避けて通れない課題ではありますが、各世代のニーズに応じた取組を地道に実施していくことで、一人でも多くの方が宇城市に住みたい、働きたいという決断につなげ、過疎地域に指定されている三角・豊野地区はもちろん、市全体の人口減少のペースが少しでも緩やかになるよう努力してまいります。

○1番（坂元大介君） 本市においても、大きな目玉である給食費の無償化を中心に

様々な助成事業から補助事業、婚活等のイベントも実施されています。ただ、これまでの施策などは、どうしても子育て世代に視点を向けられたものが多いようです。先の研修でもあったのは、もう少し遡った視点が必要なのではないかということで、子どものときからまちづくりへの興味や参加する体験・環境が必要だということです。これまでの政策での支援も大事ですが、マインドの面も大切にすべきだと思います。そして、自分のまちを自慢できることがシビックプライドの醸成につながり、このまちに残りたい、帰りたいと思ってもらえるのではないのでしょうか。そのような若い世代が住み続けたいと思うまちづくりについては、どうお考えでしょうか。

○市長政策部長（元田智士君） 魅力あるまちづくりには、シビックプライドの醸成が必要と言われています。シビックプライドとは単なる地域への愛着だけではなく、自分自身がこのまちを良くしていこうと主体的に活動することを示しています。こういった心を持つためには、子どもの頃からの体験や活動の場を与えていくことで芽生えてくるものだと思います。

加えて、若い世代が自分のまちを自慢でき、宇城市っていいよねと思われることも必要で、不知火美術館・図書館はその一端を担っていると思いますし、今年度、市政20周年記念の企画でも日本航空と連携し、市内小中学生を対象としたチャーターフライトを予定しております。

この企画では、95人乗りの飛行機を貸し切り、富士山までを周遊するフライトを行い、機内では航空教室、出発前の空港では普段は入れないバックヤードツアーなどを実施する予定です。子どもの頃に記憶に残るような体験を提供することで、市への愛着を深めてもらう狙いです。

また、若い世代や女性が希望を持てる環境づくりも非常に重要です。宇城市で子育てしたいと思えるよう、経済的な要因の解消、育児時間を確保できる働き方への転換、家庭だけでなく地域全体で子育てするといった意識の醸成が必要です。

ほかにも、働きたいと思えるような環境づくりも効果的と思われる、一例を挙げますと、不知火美術館・図書館のリニューアルオープン時、市直営の際は苦慮していたスタッフ募集も、デザイン性が高く魅力ある職場にすることで10倍を超える応募があったと聞いております。

こうしたことから、これまでも行っている子育て世代へのソフト面の手厚い支援に加え、シビックプライドが醸成できる機会や場の提供、また若い世代を引きつけるような環境・雇用の整備に地元企業をはじめとする官民連携で取り組むことで、若い世代の住み続けたいと思うまちに近づいていくと感じております。

○1番（坂元大介君） 今年度企画しているチャーターフライト、また不知火図書館・美術館の件に関しても、子どもたちにとってもすばらしい環境で、また体験である

ことで、このまちに残りたいと思えるような経験になると思います。今後の子どものうちにまちづくりに参加できたという経験は、地元愛にもつながります。是非とも前向きに進めていただきたいと思います。また、若い世代が住み続けるためには、良好な雇用環境が大事です。民間企業と行政との雇用に対する連携も必要だと思いますが、市としてはどのように考えていますか。

○市長政策部長（元田智士君） 近年、人口減少の流れに歯止めをかけるための取組として、移住・定住に大きな関心が寄せられております。

その中で、議員から御指摘のあった良好な雇用環境は、移住・定住を進める上で最も大きな要素の1つだと考えております。このことは、自治体に限らず、人材確保や従業員の離職防止等が課題となっている企業においても、その重要性が増しております。

こうしたことから、国や県でも雇用環境の改善に取り組む企業を対象に、認定や表彰制度を設けて支援を行っております。

先ほど御紹介いたしましたイオンモールの取組は、厚生労働省の女性活躍の推進に積極的な企業を認定する制度において、特に優良な企業に与えられる「プラチナえるぼし」の認定を受けられております。

また、本市でも平成20年度から表彰制度を設け、仕事と家庭生活との両立支援など男女共同参画社会づくりに積極的に取り組む事業者、団体を表彰しており、これまでに10件の実績がございます。

本市としましては、引き続き、こうした表彰制度を通じて事業者の関心や意識を高めるとともに、国や県の施策も注視しながら、市内企業の雇用環境の改善や魅力づくりを支援し、選ばれるまちづくりを進めてまいります。

○1番（坂元大介君） 答弁にもありましたような表彰制度に加えて、そのような良好な職場環境づくりに取り組む市内の企業を広報紙で紹介するなど、市民に広く知ってもらえる機会を設けてはいかがでしょうか。

○市長政策部長（元田智士君） 雇用環境の改善など、職場づくりに努力されている市内各企業の取組については、広報紙等を活用して積極的に広報し、市民に広く周知することで、シビックプライドの更なる醸成につながるものと考えております。加えて、市外の方々向けには、宇城市に移住・定住していただくためのアピールコンテツの1つになり得ると期待するところでございます。

議員から御提案いただきました企画の実行に向けて早速検討し、一人でも多くの方に選ばれるまちとなるように取り組んでまいりたいと考えております。

○1番（坂元大介君） 是非、民間も巻き込んで雇用に取り組めるような施策を打ち出し、特に若い世代の地元定着率を上げていっていただきたいと思います。

それでは、大きな質問3つ目に移ります。不登校やいじめ、ひきこもりなどの相談窓口について。まずは、本市の相談の現状について教えてください。

○教育部長（舛井貴男君） 不登校やいじめ等の相談として、教育委員会に相談のあった件数についてお答えいたします。

令和3年度6件、令和4年度10件、令和5年度10件、令和6年度については、10月末現在で3件となっております。

各学校における相談については、学校に対応していただいている状況です。

○1番（坂元大介君） それでは、これらの相談に対しての取組や対応はどのようにされているのかお尋ねいたします。

○教育部長（舛井貴男君） まずは、不登校、ひきこもり等を含んだところに対する対応等についてお答えいたします。

不登校児童生徒及びその保護者と学校との連携を密にし、情報を精査しながら、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家や、こどもセンター等の関係機関と連携し対応をしています。

児童生徒の不登校の要因が多岐にわたることもあり、どんな居場所づくり、どういった学びの場が最適であるのか、その対応の仕方も様々であり、今後も不登校状態にある児童生徒及びその保護者が、多くの選択肢の中で子どもの居場所を考えることができるよう、学校及び学校以外の専門機関や民間施設等と連携し、情報提供を行うなど支援を進めていきます。

次に、いじめに対する対応等についてお答えします。

いじめ等に関することについては、各学校においてそれぞれの現場の先生方が、スピード感をもって適切に丁寧に対応されています。

学校からのいじめ事案報告は、いじめ事案一覧で報告されます。毎月報告されるいじめ事案一覧に、被害児童生徒の学年、性別、加害児童生徒の人数、いじめが行われた期間、発見のきっかけやその日、相談状況、いじめの態様、被害児童生徒や加害児童生徒への特別な対応が記載されており、これらの内容は、学校職員が児童生徒から丁寧に聞き取りを行い、事案に対して学校総体として対応され、いじめられた側、いじめた側双方から確実に得た事実となっております。

その後のいじめの解消に向けての取組はもちろん、いじめられた側への寄り添いや心のケア、いじめた側への適切な指導を行い、解消を確認した後もいじめが再発しないように3か月の見守りを続けています。

また、いじめの早期発見のため、各学校においては、いじめに関する研修や心のアンケート・教育相談の定期的な実施を行い、いじめやそれに関連した悩み等を相談できる環境づくりに向け、取組を進めています。

このような取組により、いつでも教職員に相談できる、相談しやすい環境を整えながら、把握できていない部分や児童生徒からのＳＯＳに、いち早く気づけるように努めているところです。

○１番（坂元大介君） いじめ案件について、丁寧に連絡または連携を取り、対応をされているというのが分かりました。ただ現在、不登校児童数は過去最高を更新し続けている中で、答弁にあったような相談件数というのは、相談の受け皿としては取りこぼしているような印象を受けます。

そこで、子どもに関わる相談のワンストップ窓口について、本市の相談窓口の現状について教えてください。

○教育部長（舩井貴男君） 本市における相談窓口の現状としましては、教育委員会に学校に相談できないケースなどに対して、児童生徒や保護者が相談できる窓口として、子どもあんしんコールを開設し、対応しています。

また、福祉部所管となりますが、１８歳未満の子どもに関するあらゆる悩みを相談できる場として、こどもセンター内にこども相談室を開設しております。

そのほか、いじめ問題や子どものＳＯＳ全般をいつでも相談できる熊本県２４時間子供ＳＯＳダイヤルなど、相談窓口の一覧として掲載してある熊本県電話相談窓口一覧、親子のための相談ＬＩＮＥ啓発用カード等を保護者に配布し、周知に努めています。

○１番（坂元大介君） この窓口の在り方についてですが、子育て世代の抱える悩みは不登校やいじめ、ひきこもりだけでもありません。様々な悩みを抱える当事者や保護者等が相談を希望した際、その相談先として現在は複数の窓口が紹介されており、相談先に迷う、他の相談窓口を紹介されるといった場合があります。そのような相談者の心身の負担を減らし、相談しやすい環境づくりとして、子どもに関わることの相談窓口を１つに絞ることはできないのでしょうか。他部署間の連携した対応が必要なことは理解しているのですが、まず最初に相談者の話を聞き、寄り添って支援につないでくれるような窓口と、その窓口の周知が必要と考えるのですがいかがでしょうか。

○福祉部長（岩井 智君） 令和４年６月に成立しました児童福祉法等の一部を改正する法律におきましては、市町村は子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされております。

宇城市こどもセンターは、そのこども家庭センターの機能を担う機関として、令和５年４月に不知火支所内に設置され、市内の子ども・子育てに関する相談援助業

務の拠点施設となっております。

こどもセンターにおける子どもの相談に関わる窓口では、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、様々な悩みについての相談支援や情報の提供、適切な関係機関へつなげております。

また、児童虐待の予防や早期発見、対応などの支援強化を図る事業とされる子ども家庭総合支援拠点事業では、家庭児童相談員や子育て支援コーディネーター等の専門職員が、電話・来所・訪問等で子ども・子育てに関する相談支援を実施しています。

しかしながら、子どもに関わる相談は多種多様であり、庁内のみならず多様な関係機関との連携・協働が必要とされ、1つの窓口で終結することはほぼありません。

こどもセンターの窓口も同様で、直接的な相談支援を行いつつ、相談者を早期に最適な支援機関へとつなぐとともに、その後の見守りを行うこともこどもセンターの大きな役割でございます。

こどもセンターとしましては、今後も相談窓口の周知及び庁内外の関係機関等との円滑な連携により、更なる相談対応の充実に努めてまいります。

○1番（坂元大介君） この相談というのは、藁にもすがりたいという勇気を振り絞った最後の一手だと思います。是非ともしっかり握り返してあげられるような窓口の在り方を、今後も継続して検証していただきたいと思います。

それでは、大きな質問4つ目の公園についてです。まずは、現在豊野町で計画されている公園について、経緯と現状の進捗状況を教えてください。

○市長政策部長（元田智士君） 豊野町に計画しております公園の概要については、令和6年第3回定例会で山森議員に答弁したとおり、豊野町の自然、農産物や宇城市らしさを活かし、わざわざ来たい、何度でも来たいと思われるような市を代表する公園整備を目指しております。

現状の進捗としましては、8月に地元説明会の開催とアンケート調査の実施。10月には、PTAなど子育て世代を対象としたワークショップを豊野地区で1回、豊野以外の4地区を集めて1回、計2回実施しております。11月には、豊野公園の候補地である下糸石区の住民を対象とした説明会も行っております。

また、他の自治体で公園建設や指定管理の実績がある民間企業から抽出した29社を対象に、豊野公園への参入意向調査も行っております。

今後の予定としましては、1月に地元説明会を行い、今年度末をめどに、豊野公園のイメージが分かるような基本構想を策定する予定でございます。

○1番（坂元大介君） 豊野町に計画されている公園は、多くの市民がとても期待しておりますので、是非みんなが楽しんでいただけるような公園になるよう取り組んで

いただきたいと思います。

それでは、小さな質問2つ目のインクルーシブ公園についてです。宇城市では、旧松橋町時代から福祉のまちづくりを推進し、合併後も継承し、県立の支援学校もありますが、支援学校の生徒・児童や障がい者を含めた、誰もが安全で安心して遊べる公園が少ない。そこで、誰もが安全で安心して遊べる公園、つまりインクルーシブ公園の整備について、熊本市が九州初のインクルーシブ遊具を整備しましたが、宇城市の今後のインクルーシブ公園や遊具の設置展望について教えてください。

○土木部長（平木恵一君） インクルーシブ公園についてお答えいたします。

熊本市が南区に設置しました平成中央公園内に、幅広で傾斜が緩い滑り台やシートベルトの付いたブランコなど、いわゆるインクルーシブ遊具を整備しております。ほかには、西原村や福岡県百道などで、インクルーシブ広場や遊具があります。また、その他様々な公園では、健康遊具等も整備されております。

インクルーシブとは、分け隔てのない、包み込むような、包摂的という意味があります。現在、本市の公園にはインクルーシブ遊具と言われるようなものはありませんが、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しんで遊べるようにと計画しております。

市では、令和元年度に策定した宇城市公園施設長寿命化計画に基づき、国の補助金を活用し、施設の長寿命化や財政負担の軽減及び平準化を目的に、施設の改修や更新を行っております。

既存の遊具につきましては、本計画により遊具の状態を見ながら、更新などを令和6年度より実施しております。

議員お尋ねのインクルーシブ公園の整備には、遊具を整備するだけではなく、公園全体の施設等をインクルーシブ化する必要があります。

また、インクルーシブ遊具の存在や使い方を、子どもたちや地域住民に伝えるソフト事業の取組などを総合的に進めることも重要となります。今後の公園整備の在り方等を踏まえ、先進自治体等の情報を収集しながら調査研究してまいりたいと思います。

○1番（坂元大介君） 前向きに進めていただきたいのですが、現在、支援学校などに通う子どもたちが公園で遊ぼうとなったときに、遠方に行くしかないと聞きます。その際の長時間移動による支援者や被支援者の方々の負担はとても大きいものです。これだけ福祉の文化が根付いた宇城市だからこそ、インクルーシブ公園の整備は必要不可欠だと思いますので、是非とも前向きに進めていってください。

それでは、小さな質問3つ目、岡岳公園についてです。市民の憩いの場であり、運動施設も兼ね備えた公園である岡岳公園について、老朽化した施設、つまり遊具

等の状況についてどうなのか教えてください。

○土木部長（平木恵一君） 岡岳公園は、市内62か所の公園のうち9か所あります都市公園の1つでありながら、教育施設としても維持管理を行っております。

令和元年度に策定しました宇城市公園施設長寿命化計画に基づきまして、岡岳公園につきましては、令和2年度から令和4年度にかけては、グラウンドのナイター照明の支柱の耐震化とLED化のための工事を、国の社会資本整備総合交付金等を活用して行っております。

併せまして公園内の遊具につきましては、国土交通省が示しました都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づきまして、年1回の定期点検を行っております。定期点検により、機能判定及び塗装等の判定を行っております。総合判定基準でCという判定ですと、異常があり、修繕または対策が必要と判定します。例外はありますが、C判定でありますと修繕完了までは使用不可となるところでございます。

岡岳公園は、昭和52年に開設されております。園内にあります15基の遊具のうち7基についてがC判定でありました。令和6年度で、このうち6基、平均台、シーソー、雲梯、総合遊具、プラデズニージム、段違い平均台等を更新します。令和7年度以降におきまして、同じくC判定となりました岡岳公園の代名詞でもありますローラーすべり台を更新予定としております。

岡岳公園を含めまして市内の62か所の公園は、市民の活動の場、憩いの場の形成、良好な景観の形成、防災性の向上など様々な効果があります。豊かな地域づくり、地域のにぎわいの創出や活性化に欠かせない施設となります。

同時に、公園内の遊具は、子どもたちに楽しい遊びを提供する大切な道具でもあります。また、遊びにはある程度の危険が伴うもので、この危険への挑戦が楽しさにつながり、さらには、これが危険を回避する能力や危険を予知する能力にもつながると考えます。

ほかの子どもたちと一緒に遊ぶことでコミュニケーション能力も育ちますし、身体や運動能力だけでなく、心も発育・発達し、創造性や主体性が向上されます。

今後も、様々な見地からの御意見等をいただきながら、公園行政について調査研究してまいります。

○1番（坂元大介君） 遊具について更新時期にあり、今後も更新していくのをお聞きし、とても安心しました。

では、再質問になりますが、グラウンドについてお聞きいたします。岡岳グラウンドは、大雨のたびに雨水の流れる道ができ、土が流出し、グラウンドがえぐれる状況であることから、現在のその対策について教えてください。

○教育部長（舩井貴男君） 岡岳グラウンドは、雨水がグラウンド周りの側溝へ流れるようつくられており、大雨が降ると、雨水の流れによりグラウンドの土砂が削られ流出し、雨水の流れ道ができ、グラウンドの一部は凸凹になる状況です。

現在の対応としては、グラウンドの一角に山砂をストックしており、必要に応じてグラウンドに山砂を補充し、整地をした上で利用していただいております。

市としましては、何らかの対策が必要と考えており、まずは今年度において、人力での整地ではグラウンドの凸凹が全ては解消されないことから、重機によりきれいに整地する予定です。

ただ、抜本的な対策とは言えず、また大雨が降ると同じことが起きると予想されます。利用者に快適な環境を提供するため、抜本的な対策については、今後とも調査研究してまいります。

○1番（坂元大介君） 重機での整地については計画されているということで、本当に安心しました。答弁にありました山砂のストック場所ですが、屋根などがあるわけではなく同様に雨にさらされており、グラウンドの整地には適さない状況にあります。是非、この場所への屋根の設置の検討もお願いいたします。

それでは、大きな質問5つ目です。体育施設の予約について。まずは、市内体育施設はどれくらい利用されているのか、その予約状況について教えてください。

○教育部長（舩井貴男君） 本市の社会体育施設は、社会体育目的で使用している学校施設を含め、グラウンド、体育館等の用途別にまとめると92か所ございます。内訳としては三角22か所、不知火12か所、松橋22か所、小川29か所、豊野7か所です。

施設の稼働率については、稼働の定義はいろいろありますが、午前、午後、夜間の3つに区分し、少しでも利用されていれば稼働しているとした場合、本年10月までの直近1年間の状況で申し上げますと、市全体での稼働率は38%となっております。

このうち地域別にみますと、三角17%、不知火39%、松橋50%、小川39%、豊野49%となっており、松橋地区が一番高くなっております。人口が多いまた施設数が少ない地域は、稼働率が高くなっている状況です。

次に、平日及び休日の稼働率ですが、平日が37%、休日が39%となっており、ほとんど変わらない稼働率となっています。特徴としては、平日は夜間の稼働率が高く、休日は午前、午後の稼働率が高くなっています。

次に、施設種別ごとにみますと、体育館の稼働率が非常に高く、特に、平日夜間の稼働率が90%以上の施設が複数あります。また、グラウンド施設についても、平日夜間の稼働率が90%以上となっている施設があります。

施設予約の申込み状況から見ても、全般的に平日夜間及び休日午前、午後の申込みが多く、抽選となる施設も多い状況です。

○1番（坂元大介君） この施設予約状況については、各町において結構な偏りがあり、予約に関して競争率もすごくばらつきがあると考えます。

では、体育施設の予約があった場合、開錠・施錠の管理はどのように行っているのか教えてください。

○教育部長（舛井貴男君） 体育施設の開錠・施錠について、まず体育館等の建物内を使用する施設は、基本的には施設ごとに施錠管理人を置き、施錠業務を委託しています。この場合、施錠管理人は市から受け取った予約表に基づき、予約時間に合わせて開錠・施錠を行っています。

また、一部体育館においては、機械によるリモートロックを試験的に導入しています。これは、予約の際に付与される暗証番号を入力することで開錠できるもので、施錠管理人を置く必要がありません。現在、運営面及び費用面での検証を行っており、問題がなければ他の施設への導入を検討してまいります。

一方で、グラウンド等の屋外施設は、基本的に鍵がかかっていないことから、開錠・施錠は行っておりません。

○1番（坂元大介君） 体育施設の予約は、使用日の3日前までに行う必要があるというのですが、現状は、使用日の2日前以内にキャンセルが出た場合は、誰も使用することができません。使用したい団体が使用できるようにできないのでしょうか。

○教育部長（舛井貴男君） 体育施設の予約キャンセルについては、予約システム、電話、窓口において随時受付しています。この際の前納された使用料は、原則として還付しませんが、市が施設管理上の理由で使用許可を取り消したとき及び災害等により施設を使用できないときのほか、利用予定日の3日前までに予約をキャンセルした場合は還付を行っております。

現在、施設予約は、利用予定日の3日前までに行う必要があります。これは、使用料を前納する必要があることと、施錠管理人への連絡調整が必要であることが主な理由です。このため、利用予定日の2日前以内の予約は受け付けておらず、予約キャンセルが発生しても予約できないのが現状です。また、まれなケースではありますが、手続きなしにキャンセルされる場合もあり、利用を希望する人からは、誰も使わないなら使わせてほしいとの声も聞かれます。

市としましては、施設利用率の向上と利用したい人ができるだけ希望どおりに利用できることは重要と考えており、今後、利用者に対し予約キャンセルの際は、必ず手続きをするよう呼び掛けてまいります。

また、先に申し上げましたとおり、施錠管理人との連絡調整等の理由により、施

設予約の申込みは利用予定日の3日前までとなっておりますが、今後、機械によるリモートロックの導入を進めることなどにより、可能な限り利用予定日の直前まで予約ができ、施設利用率が向上するような運用方法を検討してまいります。

○1番（坂元大介君） このリモートロックの導入は、是非進めていただきたいと思います。特に、稼働率が高い松橋町の施設では予約が取れず、不便な思いをされている団体もあります。このキャンセル時の対応は今後も課題となると思いますので、いろいろなシステムの導入も含めて、より多くの方が施設を活用できるよう進めていってください。

最後になりますが、私が議員になり、最初の市長が守田市長でありました。まだまだ議員として未熟な私に対しても、真摯に対応していただき感謝しております。特に、豊福小学校の建て替えの決断は本当に感謝しております。念願だった豊田議長をはじめ、豊福校区のみんなが大変喜びました。併せて感謝申し上げます。いましばらく任期はありますが、その後も宇城市発展に御支援、御助力をお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（豊田紀代美君） これで、坂元大介君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午前11時52分

第 3 号

1 2 月 4 日 (水)

令和6年第4回宇城市議会定例会（第3号）

令和6年12月4日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	15番 溝見友一君
16番 園田幸雄君	17番 福田良二君
18番 河野正明君	20番 豊田紀代美君
22番 石川洋一君	

4 欠席議員（1人）

21番 中山弘幸君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書 記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 天川竜治君
教育長 平岡和徳君	総務部長 木見田洋一君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 岩竹泰治君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 井住寿宏君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 平木恵一君

教 育 部 長	舛 井 貴 男 君	総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市 民 部 次 長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	星 津 章 博 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、8番、原田祐作君の発言を許します。

○8番（原田祐作君） 皆さん、おはようございます。議席番号8番、会派宇城市民の会、原田です。早速、先般御通告申し上げておりました質問について進めさせていただきたいと思います。大きくは3つ、1つ目が障がい者のスポーツ環境について、また2つ目が市民活動の創出について、3つ目が公共建設工事についてということで進めさせていただきます。

まず、1つ目、（1）番、本市における障がい者のスポーツ人口、またその状況を、宇城市はどのように把握をされているのかについてお伺いをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） それでは、まず福祉部から本市の障がい者等の状況、障がい者の人数、障害者手帳所持者数等についてお答えいたします。

障害者手帳所持者数は、本年10月末現在で4,219人であり、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は約7.5%です。

内訳は、身体障害者手帳の所持者が2,699人で、部位別では、肢体不自由が1,179人、内部機能障害が903人、音声・言語・そしゃく機能障害が25人、視覚障害・聴覚・平衡機能障害が592人でございます。

知的障がい者は、知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人のうち、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人であり、A判定（最重度・重度）とB判定（中度・軽度）に大別されます。

療育手帳所持者数は、10月末現在で869人です。

精神障害者保健福祉手帳は、1級から3級に等級区分されており、1級が最も程度が重く、2級、3級になるにつれて程度が軽くなることを示しております。

等級別精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、10月末現在で1級が97人、2級が437人、3級が117人でございます。

なお、障がい福祉の担当部署において、障害者手帳所持者のスポーツ活動への参加状況については把握はしておりません。

○8番（原田祐作君） ただいま御説明をいただきました。市としては、各種障害者手帳の届出があった分に関しては承知をしているが、その方々がどのようなスポーツ

活動をされているかまでは把握をしていないと。確かにスポーツ活動につきましては、個人の自由意思で行うところもありますので、そこまで市が把握すべきなのかというところもあるというふうに私も承知はしておりますので、今、答弁のとおり理解をいたしました。

では2つ目、(2)番の質問に移ってまいります。現在、宇城市の施設を利用されている障がい者の方々の利用状況について、どのような把握がなされているのかについてお伺いをいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 本市の障がい者用スポーツ施設としては、松橋勤労身体障害者教養文化体育施設、通称サン・アビリティーズがあります。サン・アビリティーズは、身体障がい者の健康増進等を図るために設置されており、バリアフリーは基より玄関の車寄せ、手すりの設置など、身体障がい者の視点に立った造りとなっています。

このサン・アビリティーズの使用に際しては、障がい者減免制度があり、この減免件数をもって障がい者スポーツの利用状況を把握することができます。

令和5年度の年間の減免実績としましては延べ205件で、用途としてはバドミントン、車いすバスケット、支援学校行事、放課後等デイサービスに利用されています。また、利用者は、ほとんどが市内の個人・団体となっております。

また、隣接しています宇城市民プールの利用においても、障がい者スポーツの利用状況を把握することができ、令和5年度の減免実績は67人、令和6年度が61人であります。

なお、サン・アビリティーズ、宇城市民プール以外の施設の利用状況につきましては、申請の際に障がい者区分がないため、把握しておりません。

○8番（原田祐作君） それでは、改めて質問をいたします。サン・アビリティーズ体育館の減免の措置、サン・アビリティーズについては免除だったかと思います。プールは、免除なのか減額なのか分かりませんが、その金額、費用的な部分では、おいくらぐらいになっているのかをお伺いいたします。

○教育部長（舛井貴男君） まず、サン・アビリティーズでございますが、全額免除の金額が令和5年度74,800円でございます。続きまして、市民プールでございますが9,100円、こちらも全額免除となっております。

○8番（原田祐作君） 金額としてはそんなに大きな金額ではないのかなというような印象を受けました。また、先ほどの答弁の中で、サン・アビリティーズの利用者については、ほとんど市内の個人・団体であったというような御説明がありました。このような減免制度を、私は市外の方が受けてもいいのかなというふうには思っています。広くですね、宇城市はそのような福祉に厚いといえますか、様々な困り事

を抱えた皆さんに対しても、ちゃんと手が届く自治体であるというようなアピールにもなるのかなというふうに思っていますので、是非、積極的に告知をしていただいて、そういった皆さんにも是非利用していただければなというふうに考えているところではあります。

それでは（３）番に移ります。このような障がい者スポーツに関する支援体制ですね、やはり障がいを持つ方々のスポーツ環境を考えると、やはりそれは様々な年代の方もいらっしゃるであろうし、また障がいの程度も様々であるというふうに思います。このような状況を考えますと、やはりその当事者の方々が団体を立ち上げたりとかサークルをつくったりして、その運営まで行うのは困難であるかなと考えますので、このような受入れの団体というか、そういう団体の運営また当然指導者も必要になるというふうに思っていますので、そのような指導者の育成・確保について、市はどのような見解をお持ちなのかお伺いをいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 一般的に、新たにスポーツを始めたい、地域の人とともにスポーツを楽しみたいとしたときには、総合型地域スポーツクラブ、また愛好家で作る自主団体等に加入することが考えられます。

現状では、障がい者御自身が、興味のあるスポーツ団体の活動を見学・体験し、加入するか判断する必要があるかと思います。

市としては、これまで、障がい者を受け入れてくれるスポーツ団体を紹介してほしい等の要望は受けておりません。障がい者を受け入れるスポーツ団体等の把握もしていない状況でございます。

今後、そうした要望等があれば、調査研究を行っていきたいと考えております。

○福祉部長（岩井 智君） それでは、障がいを持つ方のスポーツをはじめとした社会活動への参加についての福祉部局の考え方について、お答えをしたいと思います。

市では、障害者基本法第１１条第３項に基づき、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画である第４期障がい者計画を本年３月に策定しております。

また、国の基本指針に基づき、障がいのある人や障がいのある児童の地域生活を支援するために必要な障害福祉サービスや障害児通所支援・相談支援等を提供するための体制を計画的に確保することを目的とした計画である第７期障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画も併せて策定しております。

これらの計画は、「誰もがお互いを思いやり、生きがいのある人生を送れる福祉のまち 宇城市」を基本理念としており、この中で、障がいのある人のスポーツ参加は、障がいのある人の人生を豊かにするとともに、障がいのない人への理解、認識の場となることが期待されるというふうに記してあります。

その実現のためには、障がいのある人が生涯を通じて健やかで生きがいのある生活が送られるよう、地域、学校及び関係機関との連携・協働の下に、スポーツをはじめとした様々な社会活動に参加できるよう、多様な機会の提供や充実が必要であると考えております。

特に、スポーツへの参加については、障がいのある人の体力の増強や交流、余暇の充実等が図られることから、体と心の健康増進という観点からも大きな意義があると認識しております。

今後も引き続き、障がい者団体が開催する各種スポーツ大会やレクリエーションへの支援、そして、障がいのある人がスポーツに参加しやすい環境づくり及びその機会の確保についても、計画に沿って努めてまいります。

○8番（原田祐作君） 今、教育部長と福祉部長から答弁をいただきました。率直な感想を申し上げますけども、計画は非常に立派だなというふうに受けました。ただ、現状が追いついていないのではないかなというふうに思います。計画では、様々な支援をしますよというようなことを並べてありましたし、実際、今、7期の計画を話されましたけど、6期の障がい福祉計画においても、やはり自立支援の観点から地域生活支援の拠点づくり様々、提供体制の整備を進めますというふうに6期にも書いてありまして、それは7期にも引き継がれています。ですが、教育部長の答弁では、そういった団体の把握もしていないしというような答弁をいただきました。ちょっとやる気がないような感じを受けました。7期の障がい福祉計画を見ると、生涯学習、文化芸術活動、スポーツとの振興という項目の中では、スポーツ活動の振興について、スポーツ指導者の育成というところの項目がありまして、「地域におけるスポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに、スポーツ・レクリエーション指導者等の積極的な育成を図ります」というふうに書いてあります。先ほど私は質問の中で、指導者についてどうですかというようなところもお尋ねしたのですが、その答弁がありませんでした。

そこでちょっと再質問をさせていただきますが、これは、福祉計画の中ではあるが、スポーツ振興とか生涯学習の項目なので、教育部に聞いた方がいいのかなというふうに今判断をしているのですけども、このスポーツの団体については把握をしていないと、では、この計画に載っている部分についてはスポーツ指導者についてはどのような取扱いをされるのか、計画にあるのでどっちなのかなと思うのですが。

○福祉部長（岩井 智君） 本年3月に策定しました第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画の生涯学習、文化芸術活動、スポーツ振興の中に、スポーツ活動の振興として、スポーツ指導者の育成の記載がなされております。第6期に引き続き、この目標を掲げているわけですが、福祉分野だけではなかなか追いついていか

ないところもあると思います。教育部と連携を取りながら、スポーツ指導者の育成について努めてまいりたいと考えております。

○8番（原田祐作君） 是非、ここも取り組んでいただきたいなと思います。身近な事例なのですが、知的な障がいを持たれた方が地域のスポーツクラブでスポーツをしていました。その人が県の代表に選ばれたんですね。ですが、その子は僕1人じゃ行きたくないと、やはり日頃一緒に僕の面倒を見てくれる先生と一緒にいきたいということで、その先生が県の監督として帯同されることになったんですけれども、そういった4、5人の子どもたちを連れて、県外の大会に行かれるわけですね、これは大きな大会です。県知事に表敬訪問するような大きな大会なのですが、そういった場合でも、これは県の問題かもしれませんけれども、費用的な部分の保証も非常に少ないと。また日常的な活動も、ほぼボランティアでされているというような状況があります。当然、体育施設の減免措置もないと、今使用されている体育館はですね。これは現状ですね。このような現状があるにもかかわらず、計画を見ると非常に立派な事柄が並べられてあって、そこに非常に大きな違和感を感じました。もう一つは、確かに福祉の計画ではあるが、内容はたぶん教育の分野だと思うんですよね。その連携がうまく取れているのかなというのをちょっと今疑問に思いましたので、これ以上ここについての質問はいたしません、今後もこれは大事な分野だと思いますので、しっかりと私も見守り、検証を続けさせていただきたいと思っています。

それでは、（4）番目の質問に移ります。利用者に対する優遇措置ということで、項目を挙げさせていただいております。今、多少触れましたけども、このような方たちを支援するという計画があります。先ほどからサン・アビリティーズについては減免の措置があるというような答弁を受けておりますが、このような優遇措置をもっと広く広げていくような考えはないのか。当然指導者の方たちも含めてなのですが、このような優遇措置を広げていくと、そのような見解はないのかという点について伺いをいたします。

○教育部長（舩井貴男君） サン・アビリティーズ以外の社会体育施設は、障がい者の視点からすると、施設的にバリアフリー化、多目的トイレ、手すり等の不備がある施設が多い状況です。

サン・アビリティーズが障がい者に利用しやすい施設であり、環境も整っているということは、市民にも浸透し理解いただいているものと考えております。実際の利用についても、サン・アビリティーズが選ばれているのではないかと感じているところでございます。

今後の利用についても、まずは環境の整ったサン・アビリティーズを利用してい

いただき、減免制度を活用していただきたいと考えております。

また、障がい者を受け入れるスポーツ団体に対する支援については、今後福祉部、教育部と連携しながら努めてまいりたいと思っております。

○8番（原田祐作君） それでは、再質問になるかと思いますが、ただいまサン・アビリティーズはバリアフリー化されていて、非常に整った環境であるということ。そしてそれは、市民の方々に広く周知がされているというような答弁だったというふうに、私は今理解をしました。もう宇城市になって20年経ちます。小川だ、松橋だと言っている場合ではないんですけども、すみません、小川に住んでいた私には、サン・アビリティーズがそのように充実した施設で、市内唯一の施設であるという認識は最近まで本当にありませんでした。果たして告知は十分なのかなというふうに私は考えます。それとまた、バリアフリーとか障がい者、健常者を問わず、誰もが使いやすい施設というのは、最近の施設では当たり前のようにできているのではないかなと思います。そこで、体育館のような施設というところで仮に考えた場合に、小川防災拠点センターについては、そのバリアフリー化、障がい者が不自由なく使えるような設備ではないのかという点と、また、スポーツだけではなくて、先ほどの福祉計画には文化活動についても言及されてあります。ということは、体操であるとかヨガであるとか、軽度なそのような運動ですね、そういったものができる施設と考えれば、ほかの三角、松橋、不知火の防災拠点センターでも今も行われていると思いますけども、そのような施設はバリアフリー構造にはなっていないのかという点。また、サン・アビリティーズの減免措置があると言いますが、その予約システム、また料金の算定というか選定の基準というか、その定めは、ほかの防災拠点センターとか公民館とは同じなのか異なるのか、この点についてお伺いをいたします。

○教育部長（舛井貴男君） サン・アビリティーズ以外の防災拠点センターについてのバリアフリー化がどうかということですが、バリアフリー化を基本として造られております。あと、バリアフリー化されている防災拠点センターについての料金の設定という質問でよかったですでしょうか、それとも、もう一度いいですか。

○8番（原田祐作君） 予約のシステムと料金のその設定とルールですね、定め。サン・アビリティーズだけほかの体育館とは別の決め方とか、予約システムがあるのであれば、その減免措置とかをよその施設に広げるのは難しいのかなという判断をします。ただ、予約システムや料金の設定は、おそらく条例で定めてある。それがサン・アビリティーズもほかの施設も同じであれば、それは取扱いの施設を増やすだけではないかと。だから、容易に減免の範囲が広がるのではないかなというふうに考えて、その予約のシステムまた料金の定めの方についてお伺いしました。

○教育部長（舩井貴男君） サン・アビリティーズにつきましては、先ほど申しました減免措置がございます。防災拠点センターにつきましては、今のところ、防災拠点センターの減免の範囲をちょっと申し上げますけど、防災目的で使用する場合、公的機関で公用で使用する場合、子ども会・婦人会・老人会等の社会教育関係団体が利用する場合となっており、自主講座や文化・スポーツのサークル活動等の減免制度は取っておりません。このため、障がい者の自主的な活動に対する減免制度は今ございません。ただし、今後障がい者に関する法律等を照らし合わせながら、福祉部と連携しながら、その辺も考えてまいりたいと思っております。

○8番（原田祐作君） 是非とも考えていただきたいなと思います。やはり小川防災拠点センターはエアコンが完備されていますので、非常に環境がいいんですね。特に、やはり障がいを持たれている方とかは、そのような環境が少しでも整ったところの方が利用がしやすいのではないかなというふうに思いますので、その辺は是非とも考えてやっていただきたいなというふうに思います。第7期障がい者福祉計画の冒頭の市長あいさつという部分があったんですけども、ここについても、「第4期障がい者計画では、『誰もがお互いを思いやり、生きがいのある人生を送れる福祉のまち 宇城市』を基本理念に掲げ」とあります。「また、誰もが住みやすさを実感し、生きがいのある人生を送れる「福祉のまち」の実現に向けて、人にやさしいまちづくりの推進、個人としての尊厳の尊重、自立に向けた生活支援の充実、地域における社会参加の促進」というふうに書いてあります。是非ともこの計画を実行していただきまして、また、その中で先ほども少し触れましたけども、スポーツだけではないんですね。文化芸術活動の振興についても、文化芸術活動への参加促進というのがあります。「障がいのある人の音楽、絵画、演劇、書道などの文化活動や各イベント等への作品展示を進め、文化活動への参加機会の確保に努めます」また、支援につきましては、「障がいのある人が地域において、文化芸術活動に親しむことができるよう、施設や設備の整備などを進めるとともに、文化芸術活動に関する取組を支援します」と、このようにあります。実際、今どのような活動がなされているのかをお聞きしたいところではありますが、時間の都合もありますのでそこまではお聞きしませんが、やはり先ほど答弁の中でありました、問合せがないので、あった場合にはというような答弁だったと私は理解しておりますけれども、果たしてそれでいいのかなというふうに思います。この計画には、そんなこと1つも書いてありません。困り事があったからやりますなんて書いてないんですね。宇城市が積極的にやりますよと書いてあります。だったら、是非ともこれを実行していただきまして、やはり宇城市はそういった福祉に厚いまちだねというふうに、広く理解をしていただけるような環境整備に御尽力いただければなというふうに考え

まして、次の大きな2番目の質問に移ってまいりたいと思います。

大きな2番目の質問です。市民活動の創出ということで取り上げております。小さな(1)番なのですが、まず、市民活動団体についてということなのですが、これは非常に広くて理解については難しいと思うのですが、様々な分野で活動する団体、個人も含めてあると思うのですけれども、市はそのような団体をどのように把握をされているのかという点をお聞きいたします。

○市長政策部長(元田智士君) 市民活動につきましては、趣味的要素が強いものから公共性が高いものまで様々だと思います。その中で、市が把握しているものは、まちづくりそれから子どもの貧困対策などの補助事業を利用される団体等もございます。今議員がおっしゃったように、かなり広域的な部分もございますので、全体は把握しておりません。

○8番(原田祐作君) 結果、把握はしていないと。また、どれぐらいの団体がそういった補助金を受けて活動をしているのかなというふうに、今思ったんですけれども、大まかな数でもいいのですがどれぐらいの数があるのか、若しくはおおよその金額ですね、これぐらいの金額をそういった団体に交付していますよとか、大まかでいいのですけれどもお答えいただけますか。

○市長政策部長(元田智士君) まちづくり応援補助金というのがございまして、現在は、30万円を上限に補助金を出しております。以前は、100万円の上限がございました。そういった団体の申込み、ちょっといくつか紹介したいと思います。

伝統文化継承活動を行っておられる団体、親子でおにぎり、味噌玉をつくって食べるような団体、学童の見守り隊をされていらっしゃる方、郷土学習資料の出版をするような団体、蚤の市を開催したような団体。主に、事業を行うためには3人以上の団体構成をされる方に、まちづくりが前提となって申請をされているという状況です。

○8番(原田祐作君) 今、御紹介いただきました団体が、常時その団体としてずっと継続的な活動をされているのか。若しくはイベントといいますか、その事業を行うときだけに結成される団体なのかについて、今後調べていきたいなと把握していきたいなと思いますし、当然それについての効果測定と公金を使っているわけですから、どのような波及効果、市にとって良い効果があったのかというのは当然私たちも検証していかなければならないというふうに今考えております。

では(2)番の質問に移りますが、そのような市民の活動団体について、これは非常に自治体の職員だけではできない、要は幅の広い、またよりその波及効果が大きいような活動を担うのが、そのような市民の活動団体であるというふうに私は理解しているのですが、そのような市民の活動団体についての支援体制については、

どのようなものがあるというか、それについてはどのように考えていらっしゃるのかという点についてお聞きいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 市民活動に対する支援といたしましては、先ほど御紹介をいたしました補助金を活用するような資金面、それから環境づくりの2つがあると考えております。

まず、資金面の支援としましては、比較的公共性が高い活動を対象とし、具体的には、地域活性化を目的としたイベント、それから子ども食堂、学習支援等への補助事業がございます。

次に、環境づくりとしましては、特定非営利活動促進法というのがございまして、県または政令指定都市が所轄となっております。

議員御指摘の団体の情報共有や連携促進につきましては、現在、県が中心となってNPO・ボランティア協働センターを運営するとともに、最近では宇城地域振興局が、地域活動を行う個人・団体のネットワーク構築に取り組んでいらっしゃるということです。

○8番（原田祐作君） 承知しました。ただいまの答弁を聞いておりまして、何か少し残念な気持ちの感情が今芽生えてきたのですが、結局そのような市民活動団体を支援するようなことについては、市ではなくて県や政令市の仕事であって、市ではないというふうに私はちょっと今受け取ってしまいました。10月に民生常任委員会で仙台市の視察に参りました。やはり東北の地震が起きたときに、すみません、今からちょっと防災の分野に話が及ぶのですが、震災があったときに、避難所運営とか様々な公的な支援が整うまでに非常に時間がかかったと。なぜならば、あれだけ甚大な災害でしたので、いわば公助を担う職員の皆さん自身もやはり被災をしていたと、またその施設も被災をしていたと。そういった中で、市民の皆さんがそれぞれに自主的に避難所を、避難所とならなかったところにも人が集まり、そこを避難所として運営していたというような説明を受けました。そのような説明を受けた後、まちを歩いておりますと、仙台市は当然政令市であるので、このような場をつくるという責任があるというふうに判断をすれば当然なのかもしれませんが、市民活動サポートセンターというのがありまして、これは公共の施設で運営は外部委託で行っているというような施設でありました。様々な市民活動団体、NPOもあれば一般社団法人もある、町内会のような団体もあれば、市民のサークルですね、歌と歌ったり楽器を演奏したり。そのような様々な市民活動を行う団体の方々がそこに集まり、様々な相談を受けて自分たちの団体をブラッシュアップしていくような、そういう支援を行っているような施設がありました。非常にいいなというふうに思いました。一番ここはすごいなと思ったのが、例えばそこに子ども食堂をやりたい

んですというような問合せ、思いを持った方がそこに相談に行かれたときに、私の考えでは、ああ、子ども食堂をやりたいんですねと、まずはこういうことを準備した方がいいですよと、場所はどうしますか、食器はどうしますか、食材はどうしますか、うちはこういうフードバンクと連携がありますよとか、こういうふうな支援をするのかなと思ったんです。ですが、その市民サポートセンターというのは、まず、あなたはどのような気持ちで、何を目的として子ども食堂をやりたいと思ったのか、まずそれを説明してください。そのような部分が明確でなければ、一度活動をされてきてくださいと、そして実感して、やはり自分のゴールというのを明確に定めた上で、もう一回相談しに来てくださいと。何かちょっと一般的な支援よりも、より深いような支援を行っているのかなというふうな印象を受けました。そうやって支援する側も一生懸命真剣にやるからですね、やはりその団体もまずは個人の団体であったのが、じゃあNPOを取ってみようかとか、うちは一般社団の方からやった方がいいから一般社団になっていこうとかいって、明確に自分の目的を定めた形の団体にどんどん成長していくと。そういったのが集まり、連携していくというような形になっているそうです。災害のときに、やはり私もまずは自助だと思います。災害が起きました、自分の身は安全か、自分の横にいる人たちは安全か。その後、家の外に出て、次は共助だと思います。両隣、隣の家は大丈夫か。そして、公助というのはやはり最後に来るんだというのは私も理解をしておりますが、ではなくて、公助というのはまず平常時から、そのような市の自治体の手が届かなくなったときに、市民の皆さんが自ら自分たちの身の安全を保てるような、また自分たちが助け合えるような環境をつくる手助けをしていくことこそが、本当の公助なんじゃないかなというふうに、私はこの研修で思いました。そういった自治体の手が届かないところ、自治体がまだ動き出せないときに自主的に動くような、それこそが私はこの市民活動団体であるというふうに思います。形は問いません、やはり日頃から集まり同じ目的の下に活動をする、そういうグループがいくつもあるということこそが、非常事態については非常に大きな助けになると思います。これは、なかなかその個人の方たちだけではノウハウも足りないと思いますし、継続性もよほど強い思いがないとできないと思うんです。やり方が分からずに、なかなか自分の組織をブラッシュアップできない団体もあると思います。そういったところを、やはり自治体がこれは公助として日頃から支援していく、手助けしていく。私は、これは非常に大きな力になるというふうに思います。ただ、資金的な補助を行いましたと、そういうことではないというふうに思うんですよね。例えば、環境づくりというのが今ありました。どこかのフロアの一角をそういう市民活動の情報交換サークルの場としてつくって、そこに専門員が1人いて、そこに誰でも相談に

来て、そこで自分たちの活動の広告、チラシを貼っていくような、そこで交流をすると、そのような場をつくるだけでも、私はその市民活動というのは動き出すと思うんですね。こういった市民活動のつながりを、動き出す最初の力を自治体に加えるだけで、あとはどんどん自分たちで回っていくと思うので、政令市がやります、県がやりますとかではなくて、やはりいつ何時どういったことか分からないという災害の分野もありますし、若しくは日常的にこの宇城市をそういった市民の力で盛り上げようというような意識の下で、こういった市民活動をどんどん活性化していく、活発化させる仕掛けというか、そういう支援は是非やっていただきたいなというふうに思いました。何かよそがやっているからそれでいいんじゃないかというふうなのでは、ちょっと足りないような気がします。実際、先ほどありました県のNPO・ボランティア協働センターというところのホームページを見ましたが、宇城市の団体は余りなかったような気がしますね。NPO法人不知火クラブの告知はあったような気がしますけども、そのほかはなかったような気がします、ちょっと見落としがあったら失礼な話なのですが。ですので、もっと宇城市に特化した、宇城市の皆さんが分かりやすいような告知、啓発、支援体制を是非ともつくっていただいた方が、私はより市民の皆さんが当事者意識を持って、この宇城市で暮らすというような啓発の一助にもなると思うので、調査研究というか、検討していただければいいのではないかなというふうに思いました。

それでは、大きな3番目の質問に移ります。公共建設工事についてということで取り上げております。まずは、この公共施設建設に係る設計業務と監理業務についてというような質問なんですけれども、これは大規模な建設工事の場合には、基本設計とか実施設計とかがあるのですが、その後、監理業務もあります、施工監理の部分ですね。それについては、設計を行う業者と監理を行う業者は、別の業者がやるのが望ましいというような国交省の指針が出ていたのではなかったかなという理解をしておりますし、県をはじめ、ほかの自治体も同様の運用を行っているところがあるというふうに、私は理解をしております。ただ、宇城市におきましては、近年の大規模な建設工事を見ますと、やはりその設計と監理を同じ業者がやっているような状態が多く見受けられましたので、この部分について、宇城市はどのような考えの下、運用しているのかというところをお聞きいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 国におきましては、議員御紹介のとおり、公共建築を含む公共工事全体に対して、安全性、耐久性を含む、より一層の品質確保の必要性から、平成17年4月に、公共工事の品質確保の促進に関する法律を施行されておまして、公共工事の一層の品質確保の重要性が示されたところです。

また、公共建築については、工事監理業務をより適切に実施するための基本的な

考えといたしまして、建築工事監理業務委託の基本方針を策定しております。

その基本方針においては、工事監理業務については原則として、当該工事の設計業務の受注者とは異なる者と契約するとなっております。加えて、設計意図の伝達業務については、当該工事の設計者に委託する必要があることから、そのための適切な処置を取るものとされています。

本市における監理業務の委託先業者については、国が示します建築工事監理業務委託の基本方針等の指針にありますように、設計業務の受託者以外の業者を委託先とすることを基本としております。これは、監理業務に限らず、入札及び契約事務等を含めまして、基本的には、国に準拠した考え方で条例や規則等を整備し、工事関係の事務事業を執行しているところです。

ただ、一方では、地元等の設計業者を含みます熊本県建築士事務所協会などから、設計業務を受託した場合、監理業務についても同一業者で随意契約による受注を要望されるというような意見もあるところでございます。

このような中で、国が示します設計業務の受注者とは異なる者と契約することにつきましては、あくまで基本的な考え方を定めたものでありまして、同じく基本方針等におきましては、施設の規模や工事完了時期をはじめ、発注者の事務手続等を総合的に勘案した上で判断との見解も示されております。

また、設計業務の受託者と異なる業者との契約の場合は、監理業務とは別に設計意図伝達業務を委託する必要もございまして、その分の経費も要するというようになります。

そのようなことから、本市が監理業務委託を発注する際、指名競争入札による業者選定においては、設計業務の受託業者も選定範囲として取り扱っております。また、一般競争入札におきましては、設計業務の受託業者を特別に排除せず、入札を執行しておりますので、入札の結果次第では、設計業務と監理業務の受託者が同一業者になるというような場合もございます。

○8番（原田祐作君） 承知いたしました。先ほどの答弁の中で、基本としては国の指針のとおり別の事業者を選定すべきであるという考えの下、ただ、地元業者等からは同一を要望しているというような形で、今のような格好になっているというような話でありましたが、1つ指摘をいたしておきますと、残念なことに同一業者にはなっているのですが、その指名の範囲には地元業者が入っていない状況があったというふうに、私は理解をしております。地元の要望を尊重するのであれば、やはり地元業者をその指名の中に入れていただくような措置が必要だったのではないかなというふうに思います。ただ、入札で決まったことでありますから、これについてはそれがその結果だったんだろうなというような受け止めをしております。

それでは、2つ目の質問に移ります。設計・監理業務の入札制度についてということなのですが、先ほどから申し上げておりますけれども、大規模な工事の設計や監理業務委託においては、やはり市内の業者さんたちが入っていないというふうに私は感じております。全く入っていないということではなかったと思います。8者とか9者あるうちの1者ぐらひは、たしか地元業者ではなかったかなと思うのですが、なぜ、そういう設計の業務に地元業者が入っていないのか、何かそのルールがあるのか。また、そのような状況を今後はどのような形になっていくのかということについて、その基準というかルールというか、その点についてお伺いをいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 宇城市におけます入札の制度につきましては、令和6年3月定例会の原田議員の一般質問において、入札の種別や予定価格確定までの経緯などについて御説明しているところでございますが、その後、入札制度の内容を一部見直しております。

見直しの内容としましては、まず、条件付一般競争入札については、これまで予定価格5,000万円以上の建設工事を対象としておりましたが、令和6年度から、予定価格1,000万円以上の建設工事及び工事関係業務委託としております。

そのほか、指名競争入札についても、指名業者の業者名を入札前の事前公表から、入札後の事後公表に見直しを行ったところです。

設計及び監理業務委託については、予定価格が1,000万円以上の場合は、条件付一般競争入札による執行とし、予定価格が50万円以上1,000万円未満の場合は、指名競争入札となります。

また、50万円未満は、複数業者からの見積り徴取による随意契約で行っているところです。

条件付一般競争入札については、宇城市一般競争入札実施要領の規定に基づきまして、地域経済の活性化や市内業者の健全な育成及び受注の確保を図るため、市内に本店を有するなどの地域要件や、経営状況及び経営規模を担保といたしました対象業務における年間平均業務高、また類似業務の業務実績・配置技術者の業務経験や有資格などの技術条件等の条件を付した一般競争入札にて執行しております。

また、指名競争入札の指名業者の選定につきましては、宇城市工事請負建設業者等選定要綱に基づきまして、不誠実な行為の有無、経営状況や地理的条件、また技術的適性等を考慮いたしまして、指名等審査会において決定している状況でございます。

○8番（原田祐作君） 承知いたしました。今後はその予定価格が下がったということで、どうなんでしょう、指名競争入札になる場合がどれくらいあるのか分かりませ

んが、是非とも地域のそういった業者さんたちが、しっかりと入っていくような制度をつくっていただきたいと思います。そこで、改めて質問するんですけども、先ほど答弁の中でも触れられました、やはり地元事業者の健全な育成という観点からというようなこともありました。それでは、基本とか実施設計や監理業務において、例えば、建設工事でよく言われるのがそうなんですけど、実績がないとかそういった側面のところを挙げられて、やはり実績がある市外の業者というふうになるのですが、そういう決め方をしておけば、市内の業者さんはいつまでも成長できなくて、いつまでも大きい事業、工事には応札できない状況になってしまいます。ですから、その事業者を育成するという観点から、例えば、その設計の分野につきましても、大手の設計業者とＪＶとかで発注して実績を上げさせて、その実績を基に市内でも大きな工事の契約に応札できるような、そういった体制というのは考えられるのか。設計の分野について、ＪＶという考え方はできないのかについてお伺いをいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 本市におきましては、建設工事の場合、予定価格５億円以上の大規模建築物工事や技術的難度の高い２億円以上の土木工事等につきましては、市内業者の技術力向上や確実かつ円滑な施工等を目的に、共同企業体いわゆるＪＶ方式を活用していますが、設計業務や監理業務につきましては、現在、共同企業体方式を活用する規定等は設けていない状況です。

県内の他自治体の状況については、公募型プロポーザル時の参加要件として複数の設計業者による共同企業体での参加を可能とした発注を行っているところも見受けられます。

実施自治体における導入の経緯、また共同企業体方式の対象業務やメリット・デメリット等の情報を収集しまして、今後の参考にしたいと考えております。

○８番（原田祐作君） 確かにＪＶを組んだりとか、様々なそういったひと手間を加えることによって、事務の煩雑さであったりとか、経費が余計にかかるというような部分があるということは十分に承知をしておりますが、それにしてもその煩雑さや経費が上乘せされた分については、地元業者が受注をすれば地元でその経済効果が回っていくというような分も考慮すれば、それぐらいは許容できる範囲ではないのかなというふうに思います。

（４）番につきましては、ちょっと時間も足りませんので次回に回させていただいて、また、この地元事業者についての話ですので、しっかりと実例を基に話を進めさせていただければなと思いますので、４番については今回はもうやめようと思います。

最後にはなりましたが、守田市長におかれましては、非常に長い期間、も

のすごいプレッシャー等の中での激務をこなされてきたものだというふうに推察をいたします。できることならですね、この議場でもうちょっと宇城市の将来につきまして、激しい議論、活発な議論を交わしたいところではあったのですが、そこは私の力不足であったぞというような叱咤激励であったというふうに自己反省をしつつ、今後も自己研さんを進めてまいりたいというふうに思います。お疲れ様でした。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（豊田紀代美君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前１０時５９分

再開 午前１１時１０分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

１８番、河野正明君の発言を許します。

○１８番（河野正明君） 皆様、こんにちは。会派公明党の河野正明でございます。議長よりお許しをいただきましたので、早速ですが、項目に従いまして質問をさせていただきます。まず今回は、大きくは２点について質問をさせていただきます。大きな１点目、ＧＩＧＡスクール構想の下で整備された端末の更新について、２点目が、認知症の人に寄り添った地域社会の構築について、この２点について質問をさせていただきます。

まず１点目、小さい１点目でございます。ＧＩＧＡスクール構想の下で整備された端末の更新についてということで質問をさせていただきます。

ＧＩＧＡスクール構想は、２０１９年１２月に文部科学省が補正予算を計上したことに始まり、児童生徒に１人１台の端末を配備し、個別最適な学びをＩＣＴ端末を活用して実現していく構想であります。翌２０２０年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子どもたちの学びの機会を守るため、急速に普及し、今年８月現在、ＧＩＧＡスクール端末は、全国で９５０万台に上っております。今後、これらの端末が順次更新時期を迎えていくＧＩＧＡ第２期では、政府の負担で都道府県に基金を創設をし、原則として都道府県ごとの共通仕様書を基に、共同調達することになり、調達の大型化が予想されます。また、ＭＭ総研が発表いたしました、２０２４年８月時点のＧＩＧＡスクール構想実現に向けたＩＣＴ環境整備調査によると、端末後進の６８％は、２０２５年度に集中している。このため、来年度予算での更新端末の適切な調達が課題となる一方で、同時に取り組んでいく必要があるのが、こ

れまで活用してきた端末の処理であります。この大量の端末処理をどのように進めていくのが大きな課題になります。文部科学省では、公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領において、更新端末への補助にあたり、端末の整備・更新計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去等、処分計画の策定、公表を義務付けています。

そこで、懸念される事項は大きく2点あります。まず、懸念事項の1つ目として、文部科学省、経済産業省、環境省の三省合同通知で示された方法で、端末が再使用、再資源化されなかった場合、第2期端末購入の補助要綱に弊害等々となる懸念がある。三省合同通知によれば、排出事業者には処理の責任がある。仮に無許可業者に処理を委託した場合、適正に処理されず、不法投棄や不正に海外に輸出されるなどの社会問題につながると、小・中・高等学校等の排出事業者としての市としての責任を警告をしております。一般社団法人産業環境管理協会によると、国内では年間1,000万台のパソコン処分需要がある反面、リユース・下取り等の名目で回収後、経済合理性を優先した処理により、約4割が海外等へ輸出をされ、不適正な処理が多発、国際問題化していると。2025年1月以降、国際条約の改正により、政府間合意がない限り輸出は原則禁止されるため、使用済端末の再使用または再資源化について、法律を遵守した適切な対応が求められているとされております。懸念事項の2つ目として、三省合同通知では、データ消去が適切に実施されずに、個人情報漏えい等の責任を問われる可能性があるとも言及されています。例えば、写真に自宅の位置情報が保存されていたり、いじめ相談アプリの履歴が残っていたり、閲覧履歴やパスワード情報がGIGA端末に残っている可能性があります。GIGA端末の記録媒体は、単純な物理破壊ではデータの復元が可能とされており、専用ソフトでの処理により、確実にデータを消去しなければ、子どもたちの個人情報の流出につながりかねない。

そこで、まず我が市においては、来年度以降、何台程度を新端末に買い替え、旧端末を処分する必要があるのか。リースの場合は新規リース、返納台数、その際の適切な端末処分とデータ消去に対する認識と具体的な取組についてお伺いをいたしたいと思います。

○教育部長（舩井貴男君） 現在使用している児童生徒用タブレット端末については、小学校が令和3年2月より3,200台、中学校については令和2年2月より1,600台、合計4,800台をリース（賃貸借）として契約締結しており、リース満了時には、無償譲渡として本市に譲渡する契約内容となっております。

タブレット端末の耐用年数は4年から5年とされており、また、小中学校の更新時期を同一時期にする計画でICT環境整備を進めておりますので、次期更新時期

については、計画等に基づき令和7年度を予定しています。

次年度に国の補助金等を活用し、小学校2,900台、中学校1,600台、合計4,500台を購入する計画予定としております。

現在使用しているタブレット端末の処分につきましては、仮に無許可業者に処理を委託した場合、適切に処理されず不法投棄や不正に海外に輸出され、また、データ消去が適切に実施されずに個人情報漏えい等のリスクがあるため、適切に対応する必要があると認識しております。

具体的な取組としては、令和5年10月26日付け文部科学省、経済産業省及び環境省の三省合同通知である「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」に基づきまして、再使用できるものについては、どのような利活用ができるのか検討し、資源の有効活用に取り組んでまいります。

また、再使用できない端末につきましては、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への処理委託や資源有効利用促進法に基づく製造事業者等への処理委託など、法令を遵守した適切な処分方法を検討してまいります。

○18番（河野正明君） まずもって、現在使用している児童生徒用タブレット端末については、小学校が3,200台、中学校については1,600台の合計4,800台をリースとして契約しておられるということで、またリース満了時には、無償譲渡として本市に譲渡する契約の内容になっているといった御答弁でございました。そしてまた、新たな更新時期については、計画等に基づいて令和7年度を予定しているということ。また、次年度に国の補助金等を活用して、小学校が2,900台、中学校が1,600台、合計4,500台を購入する計画としておられるということ。また、現在使用しているタブレット端末の処分については、データ消去が適切に実施されずに個人情報漏えい等のリスクがあるため、適切に対応する必要があると認識をしていらっしゃるということ。また、具体的な取組としては、三省合同通知に基づいて、再使用できるものについてはどのような利活用ができるのかを検討し、資源の有効活用に取り組んでいかれるという答弁でありました。また、再使用できない端末については、法令を遵守した適切な処分方法を検討いたしますといった答弁をいただきました。

それでは、次の2番目の質問に移りたいと思います。2024年5月17日の環境省通知では、使用済端末にはレアメタル等の有用な金属が多く含まれ、都市鉱山とも呼ばれる我が国における金属資源の枯渇リスク対応等の観点から、GIGAスクール構想の下で整備された端末を含めた使用済端末の適正な再資源化を促進することが必要であるとされています。また、この背景等を踏まえて、三省合同通知で

は、当該端末の更新にあたって、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく、認定事業者への処分委託を現行端末の再使用または再資源化の指標として示しております。G I G Aスクール端末等の処分にあたっては、同法に基づき、国の認定を受けた再資源化業者との連携を検討をするよう依頼されているところであります。G I G Aスクール構想は教育委員会の施策であります。G I G Aスクール端末を処分するにあたっては、端末が適正に処理されずに不法投棄や不正な海外輸出等の問題につながることや、データの消去が適切に実施されずに個人情報漏えい等の責任を問われることが生じないように、保健衛生部が廃棄物行政の所管課として責任を持って、教育委員会及び小型家電リサイクル法の認定事業者等と連携をして、主体的に対応しなければならないと思っております。

そこで、本市を含むごみ収集区域における小型家電リサイクル法の認定事業者数を明らかにするとともに、環境省通知に基づく保健衛生部と教育委員会、認定事業者等及びリースの場合はリース会社との連携への認識と取組について伺いをいたします。

○教育部長（舩井貴男君） 熊本市内をごみ収集区域とする小型家電リサイクル法の認定事業者は11事業者です。

一般社団法人小型家電リサイクル協会が公表している内容となりますが、県内11事業者のうち、小型家電リサイクル法に基づき、使用済G I G Aスクール端末の再使用・再資源化に対応できる認定事業者として4事業者が紹介されております。

G I G Aスクール端末処分については、文部科学省が定めている教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン、三省合同通知及び小型家電リサイクル法等関係法令に基づき、保健衛生部や認定事業者等と連携し、情報漏えい防止や端末の再資源化等への取組を行っていく必要があると認識しております。

○18番（河野正明君） 小型家電リサイクル法の認定事業者は、ただいまの答弁によりますと11事業者であるということであります。また、G I G Aスクール端末処分については、三省合同通知及び小型家電リサイクル法等関係法令に基づいて、保健衛生部や認定事業者等と連携して、情報漏えい防止や端末の再資源化等への取組を行っていく必要があると認識をしていらっしゃるということであります。今の答弁、理解はいたしました。

それでは、次の3番目の質問に移ります。ただいま教育部長からも答弁があったとおり、来年度以降に更新が集中をいたしますG I G Aスクール端末の処分にあたっては、法令を遵守した適切な認定事業者への委託及びデータ消去等がしっかりと行われることが極めて重要であります。今後編成される令和7年度予算においても、保健衛生部と教育委員会がそれぞれの縦割りに陥ることなく、適切に連携をして、

適法な認定事業者への委託及びデータ消去等に必要な予算処置を行うことが不可欠であると考えますが、御見解をお伺いいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 小型家電リサイクル法に基づき、経済産業省・環境省から大臣認定を受けた事業者は、国が示す認定基準等に基づき解体・破碎・選別等による再資源化技術を有しており、加えて回収から再資源化に至るまで情報漏えい対策を講じています。

G I G Aスクール端末処分については、先ほど答弁しましたとおり、再使用できるものについてどのような利活用ができるのか検討し、資源の有効活用に取り組みます。

また、再使用できない端末については、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への処理委託など、保健衛生部と連携し、法令を遵守した適切な処分方法を検討してまいります。

端末処分時期につきましては、新端末を令和7年度に導入し、供用開始時期を令和8年度4月として計画しておりますので、令和8年度を想定しております。

○18番（河野正明君） G I G Aスクール端末処分については、再使用できるものについては、どのような利活用ができるのかを検討するということ。また、資源の有効活用に取り組みますといった答弁でございました。端末処分時期については、令和8年度を想定しておられるということで理解をいたしました。本年度に更新が集中するG I G Aスクールタブレット端末の大量な処分に向けて、今が本当に重要な時期だと考えます。今後、保健衛生部と教育委員会、また認定事業者が連携を取りながら、しっかりと対応していただきたい。先ほども申しましたとおり、子どもたちの情報等も重大なことでございますので、しっかりした業者をお願いをし、また予算についてもしっかりした予算を計上していただいて、子どもたちの情報を守っていただきたい、この約束をしていただきたいと申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

大きな2番目でございます。認知症の人に寄り添った地域社会の構築についてということで質問をさせていただきます。国内の認知症の高齢者数は、65歳以上の人口がピークを迎えます2040年には、認知症高齢者数が約584万人、軽度認知症高齢者数が612万人に上ることが推計される中で、誰もが認知症になり得るという認識の下、共生社会の実現を加速することが重要であります。認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が、一人の尊厳のある人として、その個性と能力を十分発揮しながら共に支え合っている共生社会の実現を目指し、本年1月に認知症基本法が施行されました。特に地方公共団体は、認知症の人やその家族にとって身近な行政機関であるとともに、認知

症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っています。認知症の人も家族も安全に安心して暮らせる地域の構築への取組が必要であります。

そこで、市が軸となり、小中学校の児童生徒、地域の企業・経済団体や自治会等と連携をして、認知症サポーター講座の更なる展開や新しい認知症観を定着させる啓発資料の作成・配布など、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組を強化すべきだと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 議員御発言のとおり、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、全ての市民が認知症に関して、正しい知識を有することが重要であると考えています。

市では、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目標に、認知症地域支援・ケア向上事業を社会福祉法人宇城市社会福祉協議会に委託して実施しています。

この事業では、専属の認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関や介護サービス事業所、認知症サポーターなど、地域において認知症の人を支援する関係者との連携を図りながら、認知症の人やその家族に対し、相談支援体制を構築しております。

市民の認知症に対する正しい知識の醸成につきましては、認知症サポーター養成講座を開催しています。令和５年度には、市内の小学校児童を対象とした講座を３回行い、１５３人の方が参加しております。高校生を対象とした講座を２回開催し、４２人の参加をいただいております。その他、地区の福社会や介護予防事業、医療機関等での講座開催など、計２１回の講座を開催し、若年層から高齢者層まで幅広い年齢層の方４４９人に昨年度は参加をいただいております。

この認知症サポーター養成講座は、平成２１年度から開催をしており、これまで９,６６３人の方に受講をいただいております。受講後は企業等団体であれば見守りネットワーク企業としての活躍や、市内７か所に設置する認知症カフェへの協力をお願いするなど、認知症アクティブサポーターとして登録できるような支援を行っております。

また、認知症サポーター養成講座を受講された方が、自ら養成講座の企画・立案を担い、講師役となる認知症キャラバン・メイト養成も行っており、多くの方に登録をいただいております。しかしながら、登録者数は多いものの、活動可能な方が限られてきており、登録されている方が活動しやすい環境を整備する必要があると認識しております。

多くの方に認知症サポーター養成講座を受講いただき、認知症に対する理解の広がりを感じてはおりますが、認知症やその家族に対し支援を行う活動までには思う

ようにつながっていないことから、今年度から認知症サポーターが支援チームをつくり、認知症の人やその家族のニーズに合致した支援につながる仕組みである、チームオレンジを立ち上げる準備を行うなど、認知症サポーターの活動の場所や機会の提供についても整備を行うこととしております。

そのほか、認知症当事者やその家族、医師、関係者等を講師としてお招きし、多くの市民に認知症に対する理解を深めていただくイベントである、認知症市民フォーラム in うきを平成20年度から継続して開催しており、令和5年度は431人の方の御参加がありました。

今後につきましても、認知症の人やその家族への支援体制の構築と、認知症について正しく理解していただく取組を粘り強く継続してまいります。

○18番（河野正明君） 認知症地域支援・ケア向上事業というのは、社会福祉協議会に委託して事業を実施されているということで理解をいたしました。その中で、認知症サポーター養成講座を開催しておられて、令和5年度には市内の小学校児童を対象とした講座を3回行われ、153人の子どもたちが参加をされたと、高校生を対象とした講座というのは2回行われて、42人の高校生が参加をされたとということで、若年層から高齢層まで幅広い年齢層に対してのそういった講座を開催されているということで、合計449人に参加をいただいているということで評価をいたします。平成21年度からの取組として、これまでに9,663人の方に受講をいただいているということ、また企業等団体であれば見守りネットワーク企業としての活躍、また市内7か所に設置する認知症カフェへの協力をお願いをするといった支援を行っているということ。また、認知症に対する理解の広がりを感じていらっしゃるけれども、認知症やその家族に対して支援を行う活動というのは、思うように広がっていないということですね。ここに1つ問題があるかなと思います。今後そういった課題がある部分に対しては、今まで行ってきた事業に対しても、先ほども申しましたとおり、認知症患者というのはものすごい数で増えてまいりますので、なお一層の強力な取組というのをお願いしたいと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。認知症と軽度認知障害の方を合わせて1,000万人を超える状況下では、認知症の人や家族等が安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要であります。実際に記憶障害や認知障害が起こる中で、当事者や家族の不安から行動・心理症状が発生し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことも少なくありません。認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの住民が認知症の人に対する適切な接し方を身に付け、認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制することは、特に重要であると考えます。そのための効果的な技法として、あなたを大事に思っているということ「見る」「話す」「触れる」

「立つ」の4つの柱で、相手が理解できるように届けるケア・技法であるユマニチュードが今注目をされています。介護の現場では一生懸命にケアをしても、相手から拒否をされたり暴言を受けたりすることがあります。実際、口腔ケアを嫌がり、声を荒げていた90代の男性に対して、看護師がユマニチュードを実践したところ、その男性は抵抗もせず、口を大きく開け、口腔ケアを受け入れて笑顔を見せたといった話でございまして、そこで認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制し、認知症の人と家族との尊厳ある暮らしを守るために、ユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 河野議員御提案のユマニチュードとは、先ほど議員から御説明がございましたが、その人らしさを取り戻す、優しい認知症ケアの技法として、近年全国的に注目をされています。

この技法は、相手にあなたを大事に思っているということを見る「見る」「話す」「触れる」「立つ」の4つの柱で、相手が理解できるように届けるケアであり、介護者の気持ちを理解いただくことで、介護現場で発生する介護の拒否や暴言などの事象が改善したとの事例が確認されていることから、認知機能の低下により介護される側、介護する側双方に効果的な技法であると認識しております。

認知症の人に対するケアでは、その人らしさを尊重し、その人の視点や立場に立って理解・対応することが大切です。

市では、認知症多職種協働研修などの介護職員向け研修会や、市民の方を対象とする認知症サポーター養成講座においても、認知症の人を尊重する考え方や対応方法を学ぶ内容を現在取り入れております。

まずは、認知症の人やその御家族、関係団体、認知症の専門家などの意見をお伺いするとともに、ユマニチュードについては、効果的な技法として介護事業所等に周知、紹介をしてまいりたいと考えております。

○18番（河野正明君） 今の答弁に対して、再質問をさせていただきます。今までいろんな講座を皆様方に対してされてきたと思いますが、ユマニチュードについての講座、講演ということは今までありましたでしょうか。

○福祉部長（岩井 智君） ユマニチュードのケア技法について、これまで市民の方、若しくは介護専門職への研修等について、本市では今のところ取り入れてはなかったところです。

○18番（河野正明君） これは1つの事例なんですけど、国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善をされたと、ケアする側の負担感も20%軽減したとの有効性が確認をされているということ。また、ユマニチュードに精力的に取り組んでいるフランスの一部施設では、離職したり欠勤したりする職員

が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用量を9割近く減らしたという報告もあります。そしてまた福岡市では、2016年度に家族介護者や病院・介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施されたということで、その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、2018年度には市はまちぐるみの認知症対策として、この技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開をしたと。対象は、家族介護者や小中学校の児童生徒のほか、市職員や救急隊員など多岐にわたります。講座を受けた市民からは、「もっと早く知れていればよかった」と、「今後は、介護をする人たちに私たちが伝えたい」との声が寄せられたとのことを受け、こうした取組を継続的に実施しようと、今年4月から福祉局の中にユマニチュード推進部を新たに設置をしているという、こういった事例がございます。ですから、こういったものすごい効果が出ているということでございますので、是非ともこういった事例を基に、家族介護者であったり、また病院・介護施設の職員を対象としたユマニチュード実証実験というような感じで実施をしていただければと思います。また、ユマニチュードの市民講座の開催等もお願いをしたいと。本当に今後ますますこの認知症の患者が増えてまいるということでございます。私も人ごとではございません。そういったことを踏まえた上で、今後の2040年に向けて、しっかりと市でそれに備えての取組というのは本当に重大でありますので、こういった事例がある、効果があるユマニチュードといった技法を、私は取り入れていただきたいなと、今後推進していただきたいなという思いがありまして、質問をさせていただきました。答弁はいりませんが、よろしくお願いを申し上げます。

最後になります。3番目。警察庁のまとめにより、2023年、全国の警察に届出があった認知症やその疑いがあった行方不明者が、延べ19,039人に上ったことが明らかになりました。実際、認知症の行方不明者数は2012年の9,607人から増え続け、近年は2倍に迫る状況で推移をしているとのことです。認知症の方が行方不明になってから、翌日までは生存をして発見される例が多く、3日目以降では生存する可能性は急激に低くなっているとのことです。実際、行方不明になった人の中で、502人は亡くなって見つかり、250人は発見されていないとのことです。特に独居の方の場合、行方不明になったことに気づくのが遅れ、捜査開始の遅れにつながり、結果として発見が遅れることにもなります。ここで、行方不明者を発見した人の半数は、探していた人ではなく偶然見つけた人とのことです。

そこで、今後ますます増加することが懸念される認知症の行方不明者に対して、一人一人の命を守るためのGPS端末の積極的な活用に向けての負担軽減策の実施、また衣服等に貼れるQRコードが記載されたシール等の普及といった認知症の行方

不明者の命を守る取組を推進すべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 令和5年の本市における行方不明者数ですが、宇城警察署で届出を受理した件数が133件、そのうち高齢者の行方不明案件は26件でございました。

市では、認知症等により行方不明となるおそれのある方についての情報を事前に登録し、宇城警察署及び地域包括支援センターと情報を共有して見守り体制を強化することで、行方不明者の発生を未然に防止するとともに、行方不明者が発生した場合に早期の発見・保護につながるよう、高齢者等の生命及び身体の安全を確保することを目的とした、宇城市認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業を行っております。

現在、この事業に46人の方が登録をされており、地域包括支援センターによる定期的な日常生活の確認や年1回の情報更新を行い、見守り体制の強化と行方不明者が発生した場合に迅速な対応が可能となるような体制を整備しております。

なお、本市独自の取組として、宇城市認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業に登録された方が法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者に支払うべき金額を保証するための賠償責任保険料を市が負担する認知症総合賠償保険制度に加入しており、万が一の場合に備えております。

また、少子高齢化が進む現状において、認知症の方に限らず、広く地域高齢者の見守り体制を構築する宇城市高齢者見守りネットワーク事業を、介護保険事業所や金融機関、コンビニエンスストア等、市内177の企業の御協力をいただき、行方不明者が発生した場合は、地域包括支援センターを通して可能な限りの情報提供を行い、早期発見につながる体制が整備されております。

今回、河野議員から認知症行方不明者の命を守る取組であるGPS端末の積極的な活用と、衣服等に貼れるQRコード記載のシール等の導入について御提案をいただきました。

先ほどお答えしました、認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業に登録された方が行方不明者となられた場合、外出時に持参や着用される杖、カバン、靴などにあらかじめQRコードシールを貼っておくことにより、近くにいる方がQRコードを読み取り、指定された機関へ連絡してもらうことで、御家族等が安否情報を取得できる大変有意義な対策であると捉えています。県内においても複数の自治体で導入されており、本市においても導入を前向きに検討してまいります。

また、行方不明者となられた際に、本人の位置情報を特定できるGPS端末の活用については、本人の負担軽減策なども含め、他自治体の導入事例を検証しながら、今後、調査研究をしてまいりたいと考えております。

○18番（河野正明君） 現在、本市におけます行方不明者の発生件数は、宇城警察署で行方不明者届出受理件数であります。令和5年度で133件、そのうち高齢者の行方不明案件が26件であったということですね。そしてまた宇城警察署及び地域包括支援センターと情報を共有され、行方不明者の発生を未然に防止していただき、行方不明になった場合に早期の発見・保護につながるよう、宇城市認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業を行っていらっしゃる、現在46人の方が登録をされているということで、様々なこういった事業の中で頑張っているということとは認識いたしました。最後に部長答弁をいただきましたけれども、QRコードシールについては、今後導入に向けて前向きに検討していただけるということで、本当にありがたく思います。やはりGPSに関しては、私もいろいろと調べたのですが、靴に装置するという感じの場合は、値段的には1万円前後であるということ調べて分かりました。ほかにもいろいろとありますけれども、まずもってこれは負担軽減策ということで、市の方にこういったお願いをするわけでありまして、やはり経済的な部分であったり、いろいろとお困りの方々とか家族もおられますし、GPS端末の活用については、どうか検討の方を今後よろしく願いいたします。と言いますのも、やはり先ほど申しましたとおり、宇城市管内でも26人の高齢者の方が令和5年度、やはりそういったふうに行方不明になっておられます。そういった中で、QRコードシールを貼っていたということで、住所、名前、電話番号が分かるわけですね。即、心配している家族に伝わるわけでありまして。家族の方の心痛、心労、心配というのは、計り知れないものがあると思いますし、そしてまたGPSの場合は、位置が分かるわけですから即座に発見できるわけですね。そういったことを考えるならば、やはり負担軽減策として市のそういった助成というのは、今後、人命を守るという観点から大変重要になってまいります。やはり先ほどから何べんも申し上げましたとおり、認知症の患者が増えてまいります。自治体としては、これは大変大きな問題となってくるわけですから、そういった点を一人の方の命を守るという観点から、どうか今後しっかりと検討をしていただければと思います。

時間も余りましたが、最後に守田市長、私と12年なりますけど、本当に様々な思いでいろいろとございます。その中で一番頭に残っているのは、ピロリ菌検査の市からの助成ということで、市民の方から署名を頂いて、市長の方に数人の方とお願いで参ったということ。これが一番ですね、市長もやはり財源に関わることで、いろんな面で難しい点があったのですが、私も苦勞したし、また市長も苦勞されたということで、一番私としては思い出に残っております。市長、まだ市長でございます。どうか元気いっぱい最後まで市長として本当に頑張っていた

だきたい。大変さびしい思いはございますけれど、市長の元気な姿を見れば私も本当に元気が出ますので、どうか最後まで頑張ってくださいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午後0時04分

第 4 号

1 2 月 5 日 (木)

令和6年第4回宇城市議会定例会（第4号）

令和6年12月5日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 一般質問 |
| 日程第2 | 議案第66号 | 令和6年度宇城市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議案第67号 | 令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議案第68号 | 令和6年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第69号 | 令和6年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議案第70号 | 令和6年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第71号 | 令和6年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第72号 | 宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第73号 | 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（控除規定） |
| 日程第10 | 議案第74号 | 宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第75号 | 宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第76号 | 訴えの提起について |
| 日程第13 | 議案第77号 | 指定管理者の指定について（元気老人交流施設） |
| 日程第14 | 議案第78号 | 指定管理者の指定について（農林水産物直売交流施設、三角駅前フィッシャーマンズワープ） |
| 日程第15 | 議案第79号 | 指定管理者の指定について（アグリパーク豊野、不知火温泉ふるさと交流センター） |
| 日程第16 | 議案第80号 | 市道の路線の廃止について |
| 日程第17 | 議案第81号 | 市道の路線の認定について |
| 日程第18 | 議案第82号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第19 | 発議第4号 | 宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 2 0 議案第 8 3 号 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（報酬改定）
- 日程第 2 1 議案第 8 4 号 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 8 5 号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 8 6 号 令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 4 議案第 8 7 号 令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 議案第 8 8 号 令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 8 9 号 令和 6 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 7 議案第 9 0 号 令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 8 議案第 9 1 号 令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 請願第 3 号 教職員定数の改善並びに義務教育費財源の拡充に関する意見書の提出を求める請願
- 日程第 3 0 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について（宮崎 光枝氏）
- 日程第 3 1 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1 番 坂 元 大 介 君	2 番 四 海 公 貴 君
3 番 村 上 真由子 君	4 番 河 野 真 理 君
5 番 吉 良 邦 夫 君	6 番 田 中 美 君 君
7 番 嘉古田 茂 己 君	8 番 原 田 祐 作 君
9 番 永 木 誠 君	10 番 山 森 悦 嗣 君
11 番 三 角 隆 史 君	12 番 坂 下 勲 君
13 番 高 橋 佳 大 君	15 番 溝 見 友 一 君
16 番 園 田 幸 雄 君	17 番 福 田 良 二 君
18 番 河 野 正 明 君	20 番 豊 田 紀代美 君

21番 中山 弘幸 君

22番 石川 洋一 君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野 修 君 書 記 河村 聡美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木見田 洋一 君
市長政策部長	元 田 智 士 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	井 住 寿 宏 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市民部次長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保健衛生部次長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	星 津 章 博 君
教育部次長	山 下 寛 樹 君	三角支所長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小川支所長	坂 本 優 子 君
豊野支所長	西 村 光 代 君	上下水道局長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監査委員事務局長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案は、議事日程記載の日程第２０、議案第８３号から日程第２８、議案第９１号までであります。

関係資料は、一般質問終了後に配布いたします。

—————○—————

日程第１ 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、１１番、三角隆史君の発言を許します。

○１１番（三角隆史君） 皆さん、おはようございます。議席番号１１番、会派彩里の三角隆史でございます。２０２４年も年末になってしまいました。今年を単語で振り返ると、裏金問題、５０－５０、初老ジャパン、新紙幣、新ＮＩＳＡ、カスハラ、ふてほどなど、いろいろと思い出されます。国政では岸田政権から石破政権に替わり、政権が替わってすぐに衆議院選挙が行われ、その結果、自公政権が少数与党になり、今後の政権運営が非常に厳しい状況になりました。一方、兵庫県では様々なトラブルが起こり、結局は知事が辞めることになり、これまた選挙がありました。この選挙序盤において極めて不利な状況であった前職が、ＳＮＳを武器に後半盛り返して、結局逆転勝利を収めました。この選挙戦において知事が辞めなくてはならなくなったところから、真実というものがどこに行き、誰が真実を述べているのか分からなくなったところに問題があると思います。誰が真実を語っているか分からず、ＳＮＳの評判がひとり歩きし、思わぬ勢いが前職に傾いたような感じがしました。惜しくも負けた候補者が、「相手に負けたというよりは、ＳＮＳに負けた」と言っていたのがそれを物語っております。メディアにはしっかりと真実を報道してくれないと、有権者の皆様は正しい判断ができないと思います。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり大きく４点、鳥獣対策について、地域コミュニティについて、空き家・空き店舗対策について、ふるさと納税についてを質問させていただきます。

まずは、大きい１番、鳥獣対策について質問させていただきます。ニュースを見ると、クマの出現やイノシシが住宅街に現れたというのを目にします。宇城市においても、イノシシを見たという話をよく聞きます。猟友会やイノＰが駆除に頑張られているのですが、現状はどのようなのでしょうか。直近３年間の被害状況と捕獲頭数、現在の市の取組についてお伺いいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 有害鳥獣の農作物被害金額は直近で年間5,200万円にも上りますが、3年前と比較して700万円減少しています。捕獲対象は鳥類がカラス、カモ、ムクドリ、ヒヨドリ、獣類がイノシシ、シカ、タヌキ、アナグマですが、中でも、イノシシ、シカによる被害が最も多く、被害額の約5割近くを占め、被害作物は果樹、野菜の全てに及んでいます。

捕獲頭数につきましては、イノシシが成獣と幼獣を合わせて令和3年度2,042頭、令和4年度2,471頭、令和5年度2,006頭と、令和4年度は過去最高捕獲頭数ではありますが、過去10年間増減を繰り返している状況にあります。

アナグマも同様に、令和3年度74頭、令和4年度207頭、令和5年度187頭と増減しています。

シカにおきましては、令和3年度708頭、令和4年度871頭、令和5年度997頭と増加を続けています。

現在、市も捕獲活動を促進する支援は行っています。例えば、イノシシ成獣では国の7,000円の捕獲報奨金に市費5,000円を上乗せしていますし、鳥獣害防止対策協議会の補助が受けられない個人での侵入防止柵設置や小型動物用のわなの購入、狩猟免許取得にも単独で補助を行っています。

○11番（三角隆史君） まだまだ減少傾向にあるとは言えません。再質問になりますが、今の答弁の中にも出てきていましたが、宇城市鳥獣害防止対策協議会というのはどういったメンバー構成で、どういった取組をされているのでしょうか。

○経済部長（浦田敬介君） 本市の鳥獣害防止対策協議会の構成は、会長が市の経済部長、副会長に猟友会三角支部長、監事にJA営農指導部長と行政区長代表者連絡協議会副会長、その他、猟友会松橋支部長と小川支部長、緑川森林組合宇城事業所長、県農業共済組合宇城支所共済事業課長、県鳥獣保護員2人、株式会社イノPの合計11人です。

主な取組として、被害防止活動、ジビエ等の利用拡大、鳥獣被害防止施設設置と3つの事業を行っています。

被害防止活動では、箱わな、くくりわな及び捕獲通知機を購入して猟友会に貸与しています。平成21年の協議会設立以降、前年度までにイノシシ用箱わな281基、くくりわな1,849基、捕獲通知機115基を購入しています。

ジビエ等の利用拡大は、株式会社イノPが行うジビエ商品の開発や加工技術向上のための取組に補助をしています。

鳥獣被害防止施設設置については、ワイヤーメッシュ柵や電気柵などの侵入防止柵の設置を行っています。現在までに設置した侵入防止柵の総延長は、329キロメートルにも及んでいるところです。

○11番（三角隆史君） その協議会の取組が、農業被害の減少につながり、農業者の方たちの普段の努力が報われるような環境になることを切に願います。

次に移ります。イノPの取組について。活動拠点は三角に置いておりますが、私の目には全国各地、熊本県内に精力的に動き回っているように見えるイノPの方たちですが、市とはどのような連携を取られているのかお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 株式会社イノPは、「地域と畑は自分たちで守る」というスローガンを掲げ、止め刺しなど捕獲後の処分の負担を請け負いながら、地域の旗振り役として、捕獲活動をけん引されています。

先ほど申し上げました本市対策協議会の委員としての活動はもとより、捕獲活動を行う中で捕獲通知機に不具合が出た場合も、全て対処していただいています。三角地区では、止め刺しができない猟友会会員から依頼があれば無償で処理されていますし、行政からの様々な相談にも応じていただいています。

また、全国に先駆けて捕獲のDX化に取り組み、農業と捕獲の両立を実践され、県及び県内自治体とも連携して、有害鳥獣対策のノウハウを住民や農家に広める活動を推進されています。

今後も専門的な知識や経験を基にした助言など、継続して連携させていただきたいと考えております。

○11番（三角隆史君） 今の答弁から、イノPはすごく頼りになる存在のように聞こえます。宇城市において、熊本県においてなくてはならない存在ゆえに、いろんな取組をされております。また、農林水産省にも出向き、最先端の捕獲の取組について議論を交わしているとも聞きました。

そこで、宇城市鳥獣害防止対策協議会から、そういったイノPに対して支援があるのでしょうか。あっているとしたら、どのような支援があっているのかお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 対策協議会の取組の1つであるジビエの利用拡大として、商品の開発や加工技術向上への補助を行っています。

補助内容は、販路開拓として、会社事業概要や商品等を説明するパンフレット作製、処理加工の技術向上として、先進地への出張研修、商品開発の過程で行う新作のハム・ソーセージの消費者アンケート調査業務、同じくレトルトカレー開発に係るWEBアンケート調査業務、ジビエ加工施設運営に対する衛生管理技術指導などに要する経費、併せて総額580万円の支援を行っています。

○11番（三角隆史君） 県全体に大きな貢献をしているイノPですが、宇城市とイノPとの連携は、ちょっと乏しいように感じます。イノPを三角以外にも派遣し、ノウハウを市全体に広めることで、市としての鳥獣被害対策のレベルアップを図るこ

とができるのではないのでしょうか。また、地域おこし協力隊をイノPと活動させることでノウハウを吸収させ、ほかの地域に広めていくということもできるのではないのでしょうか。さらに、イノPから生まれたとも言えるスマート捕獲の取組について、ほかの自治体に先駆けて宇城市が取り組み、有害鳥獣対策先進地となるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○経済部長（浦田敬介君） 捕獲手法や柵の効果的な設置方法など、これまでもイノPとは改善を重ねてきましたので、連携が取れていないとの認識はございませんが、最近市が新たな取組を提示するまでには至っていませんので、連携が乏しく見られているのかもしれませんが。

現在、市全域において捕獲の中核を担われていますのは、イノPをはじめとした猟友会の皆様でありますので、それぞれが培われた捕獲技術を伝承する機会を設けていく必要があることは、御指摘のとおりでございます。

また鳥獣は、農作物の近くに荒廃した農地などの身を隠せるひそみ場があると、周囲全体を餌場と学習します。学習させることを餌付けと言いますが、イノPは、この餌付けを防ぐノウハウを農業者や地域住民に広める活動にも積極的に取り組まれています。

本市では、4年前に1行政区から依頼があり、イノPによる講習会を実施しましたが、その後は行っていませんので、実施に向け地域に促していきたいと考えています。

地域おこし協力隊につきましては、大見地区で現在募集している隊員の業務に有害鳥獣対策を含めていますので、専門的な技術を習得したならば、少なからずイノPの活動にもお力添えできるかと期待するところであります。

最後に、捕獲及び捕獲確認事務のDX化に向けても、先駆けであるイノPの意見を取り入れながら、実効性のある先端技術は少しずつでも取り入れていく計画ではあります。

これまでの本市の取組は、他自治体と遜色ないものでございますが、対策協議会での議論をさらに深め、農作物の被害防止にできる限りの対応をしてまいります。

○11番（三角隆史君） このイノPが持っているノウハウを宇城市全体に伝えていくことで、鳥獣被害が減っていくことはイノPが最も望んでいることです。イノPの取組を宇城市挙げて応援していただけますようお願いいたします。

次に移ります。鳥獣対策の今後の展開について。令和7年度農林水産省の予算に、鳥獣被害防止総合対策交付金というのがありますが、これに対して市はどのような考えを持っているのかお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 先般、九州農政局から令和7年度予算概算要求の概要説明

を受けておりますので、当該交付金についてはおおむね理解しております。

基本的には、先ほど申し上げました本市対策協議会が行うわなや捕獲通知機の購入、電気柵・ワイヤーメッシュ柵の設置及びジビエ関連の費用に充てることとなりますが、令和7年度は、利用拡大において食肉から犬猫など小動物用ペットフードにも広げていくこと、また、鳥獣対策に係る総合的な人材育成を行っていくことが追加されています。

まだ概算要求の段階ですが、要綱等の詳しい内容が公表され次第、次年度の計画に沿い、予算要求をいたします。

○11番（三角隆史君） この鳥獣被害防止総合対策交付金には、イノPの思いも詰まっているそうですので、国からの採択を受けられますようお願いしております。

次の大きな2番に移ります。様々なボランティア活動について。ボランティア活動といっても多岐にわたっています。それゆえにお金で買うことができないような経験や学びを得られることは、ボランティアの大きなメリットです。また、普段関わる機会の少ない様々な年代の方と一緒に作業を行うことがあります。そのため、人脈が広がったり、新たな視点や気づきを得ることができるのではないのでしょうか。会社や学校以外の場所で新たなコミュニティをつくる機会ができ、多様性を実感できることもボランティアの良さではないのでしょうか。こういった多岐にわたるボランティア活動に対して、市民の参加意識を高めるためにも市から何らかの支援はないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 現在、資金面で支援する例としましては、比較的公共性が高い、まちづくりや子どもの貧困対策に対するものがございます。

まちづくりを対象としたものは、市独自のまちづくり応援補助金や宝くじの益金を活用したコミュニティ助成事業があり、市民が主体的に企画する地域活性化イベントや、コミュニティ活動の場となる公民館の備品整備等を支援しております。

また、子どもの貧困対策として、県が実施する子どもの貧困対策推進事業費補助金を活用し、子ども食堂の運営や学習支援活動を支援しております。

なお、資金面での支援ではございませんが、県が団体のスキルアップや連携促進を目的としてNPO・ボランティア協働センターを運営するとともに、最近では、宇城地域振興局が地域活動を行う個人・団体のネットワーク構築に取り組んでいらっしゃいます。

人口減少傾向にある中、市民の暮らしやすさや豊かさを維持し続けるためには、議員御指摘のようなボランティア活動が大きな役割を果たすものと考えております。

現在、全ての活動を対象とした補助制度はございませんが、先ほど紹介しましたまちづくりや子どもの貧困対策を目的とした活動であれば補助制度が利用できます

ので、是非一度お問合せいただきたいと思います。

- 11番（三角隆史君） 大変な状況に置かれている方々のために、自分はそっちのけで頑張られているボランティア団体もあると思います。そういった方々を見落とすことなく支援ができる宇城市になってほしいと願い、次の質問に移ります。

議長の許可を得まして、机上に配布させていただきました。参考にさせていただければと思います。単身高齢者の増加に対する市の考え方についてです。一人暮らしの高齢者は全国的に増え続けており、本市においても例外ではありません。地域においての居場所づくりが大変重要になってくるとは思います。市はどういった取組をしようと考えられていますでしょうか、お尋ねをいたします。

- 福祉部長（岩井 智君） 核家族化などの進行により、本市の高齢者のみの家族構成となっている世帯は、令和6年1月現在で8,868世帯、このうち一人暮らし高齢者世帯は5,086世帯で、宇城市の全世帯数に対する単身高齢者世帯の割合は20%を超える状況でございます。

加えて、地域社会においては人と人とのつながりが弱まり、地域への帰属意識は低下するなど、地域社会の脆弱化が進行しており、その結果、身の回りの困り事が生じて頼れる人がいないなど、地域において孤立する方が増加していると言われております。

本市の地域包括支援センターでは、単身高齢者をはじめ、あらゆる方々が抱える様々な悩み事や困り事をお聞きし、その内容に対応する機関や事業などに適切につなぎ、住み慣れた地域で安心した生活が継続できることを目的として、総合相談支援業務を行っております。

また、孤立・孤独状態にある一人暮らし高齢者などの生きがいつくりや社会参加を促進するための支援として、一般介護予防事業のいきいき百歳体操など、地域の通いの場の整備・拡充を行うことで、ひきこもりがちな単身高齢者の社会参加を促し、運動、栄養、口腔ケア、認知機能等の改善を図るなどの心身の維持改善と併せ、地域の住民同士が気軽に集い、触れ合いを通して生きがいつくり、仲間づくりの輪を広げるための取組がございます。

今後も、未婚率の上昇や少子化を背景に単身高齢者の割合が高くなることを見込まれていることから、医療・介護などの専門職から地域住民まで、様々な人たちが協働して支援する地域包括ケアシステムの更なる深化・充実に努めてまいります。

- 11番（三角隆史君） すばらしい取組であると思います。さすが福祉のまち宇城市です。地域包括支援センターの皆様の頑張りが単身高齢者の方々にとって、住みやすく生きていきの持てる環境をつくっていただけることに感謝します。また、単身高齢者の方々が、地域の活動に積極的に参加したくなるような環境づくりをしてい

ただいていることにも感謝申し上げます。

次に移ります。地域活動への市民参加について。清掃活動や分別ごみの当番など、いわゆる公役と言われる地域活動に対して、年々参加意識が薄れていっているような気がします。そこで、参加者意識を高めるためにもインセンティブの付与が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。なお、熊本市は令和7年度以降より、市主催のボランティア活動に参加した場合、参加者にポイントを付与する制度を始めるようではありますが、本市においてそういった考えはないのかお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 過疎化や高齢化そして人口減少傾向の中で、市民が心豊かに、安心して暮らしやすいまちづくりを実現するためには、議員御指摘のような地域活動が果たす役割が今後も大きくなるものと考えております。

その中で、現在、地域活動への参加を促すためのインセンティブとしては、農林水産省の多面的機能支払交付金がございます。

これは、集落内にある用排水路や農道の補修、保全活動を対象とし、そこに参加する方々の日当も対象になるため、この制度を活用して住民参加を促進している地域もございます。

全ての地域が対象となるわけではございませんが、インセンティブを高めるための取組としては有効かと考えております。

議員御紹介の熊本市の取組につきましては、調べましたところ、マイナンバーカードを活用してポイントを付与する仕組みのようで、事業費は1億7,200万円とかなり大がかりなものようです。ただ、付与されたポイントの活用方法については、令和7年度以降との記事もあり、これから徐々に仕組みを整えていくものと思います。

地域活動への市民参加は、今後、その重要性を増していくものであり、本市としても関心を高く持ち、熊本市等の取組をしっかりと注視してまいります。

○11番（三角隆史君） まちづくりをしていく上でも、地域の方々との信頼関係は非常に重要です。普段から地域活動を通して信頼関係を築き、地域のみんなで力を合わせた結果、地域活性化は実現できるものと考えます。地域コミュニティの醸成は、地域を豊かにし、その地域に住む皆様の心も豊かにします。そういった地域が増えていけば増えていくほど、素晴らしい自治体になることでしょう。

次の大きな3番の質問に移ります。空き家、空き店舗対策についてです。相続について。私は父が亡くなったとき地元にいたので、先祖から受け継いだ土地・建物を当たり前のように相続をしました。しかし、先祖が亡くなったからといってすぐさま相続をする人ばかりではありません。いろいろな事情を抱えてほったらかしにしまい、数十年経過しているところも少なくないと思います。だから相続手続

をしっかりとやっていただかないと、その建物、その土地の所有者に簡単にたどり着きません。祖父の名義、曾祖父の名義だったりすると、子や孫、またひ孫にまでさかのぼって承認を得なければなりません。莫大な労力と費用が掛かります。そういった建物は朽ち果てているか、非常に危険な状態にあるのは言うまでもありません。そういうケースは、特に地方に多いのではないのでしょうか。相続もままならない土地や建物は、結局放置されることになり、地方の衰退を招きます。国も県も各自治体も、この課題に対しては真摯に向き合い、より良い解決策を見出してもらいたいものです。でないと、民間が不動産に投資したくてもできない状態がまた続けば続くほど、衰退の一途から免れません。この1番の質問の相続については、市も悩ましく思っていることを共有できたので質問いたしません、今後一緒に考えていければと思います、次の質問に移ります。

3の(2)と3の(3)は一緒に質問をさせていただきます。先ほど述べさせていただきました相続についてからも分かりますが、ちゃんと相続しない限り、土地も建物も利用することはできません。空き家でも空き店舗でもです。だからまず、利用できるようにしないとはいけません。空き家をどうにかしなきゃ、空き店舗をどうにかしなきゃと思っても、利用できないと前に進みません。そういった中で、本市の地域振興課の方たちは、空き家をどうにかしなければというところで、限られた物件の中、努力され実績を上げておられます。そこでお尋ねをいたしますが、空き家対策や移住・定住対策における本市の実績をまずお尋ねいたします。また、高いポテンシャルを持ちながら、にぎわいを失いつつある三角駅周辺であります、空き家を利用して店舗にすることで、にぎわいを取り戻そうとする動きがあっておりますが、そういったことに対して市の支援は検討していただけないのでしょうか。

○市長政策部長（元田智士君） まず初めに補助事業の実績につきまして、昨年度、空き家改修事業補助金は19件の実績でございました。移住支援事業補助金は2世帯の利用実績がございます。

次に、空き家問題につきまして、現在、空き家・空き地バンクを介して空き家等の所有者とそれを利活用したい方とのマッチングを行っております。マッチングした物件の用途につきましては、制限を設けていないため、購入または賃借した物件を店舗として利用いただいても問題ございません。

ただ、改修補助金については、対象を居住目的と宿泊施設に限定しているため、その要件を緩和し、店舗も対象にしてはどうかというのが今回の御指摘かと思えます。

本件につきましては、以前から議員に御指摘をいただいております、事例等の情報収集を行ってまいりました。具体的には、三角駅前や豊野町で空き家を改修し、飲食

店や歯科医を開業する例がございました。事業主にお話をお伺いしたところ、希望するエリアに開業したことをすごく喜ばれておりました。また、周辺の方々も、空き家だったときより、人の手が加わり整備されたことできれいになった、もっと店舗が集積すれば地域のにぎわいにもつながるなど、好意的なお話を伺うことができました。また、空き家を利用して店舗を開設したいとの声も複数聞くことができました。

最近では、松合地区で空き家を利用した店舗がオープンし、市内はもちろんのこと、市外からもお客さんが来店され、新しい交流の拠点となっているようです。

空き家の店舗への改修が進めば、住環境の改善とにぎわいの創出の双方が期待できます。特に国道266号は、既に福岡から天草方面への観光客が多く往来しており、今後はTSMCの影響からインバウンドの増加も見込めます。沿道に店舗が増え、これまで素通りしていた方々がお金を落とすようになれば、本市への効果も大きいと考えております。

こうしたことから、現在、先行する自治体の取組を分析しているところであり、引き続き、改修補助金の要件緩和について研究してまいります。

○11番（三角隆史君） 今後、部長がおっしゃられるように、道の駅不知火を中心とした国道266号が今後発展しますようにお願いしたいと思います。地域の衰退、後継者不足、少子高齢化は、相続されずに空き家・空き店舗、耕作放棄地が増えてしまったことにも一因があるのではないのでしょうか。国も一歩踏み込んで新しい支援を示してほしいものです。

次の大きな4番に移ります。ふるさと納税について。ふるさと納税は、自分を育んでくれた故郷や好きな自治体を寄附で応援するという趣旨の制度であり、都市部に集中する税収を地方へ分配し、地域活性化につなげる効果があるということで、今まで各自治体ではいろんな取組や努力をしてこられました。我が宇城市も豊富な農産物を武器として、他自治体に負けることなく工夫を重ね、着実に寄附額を伸ばしてきていると聞いております。そこで、ふるさと納税の過去3年間の実績や人気の返礼品をお尋ねします。また、現在の中間事業者の役割、実績についてお尋ねをいたします。

○市長政策部長（元田智士君） ふるさと納税の過去3年間の寄附額は、令和3年度が約4億9,400万円、令和4年度が約6億2,200万円、令和5年度が約5億6,600万円です。

平成28年度に1億円を超え、翌平成29年度、平成30年度が約3億円、令和元年、令和2年が5億円台と、令和に入ってから5億円から6億円前後で推移しております。

人気の返礼品は、柑橘の不知火、馬刺し、イチゴが例年上位を占めており、返礼品の数は季節ごとにばらつきもございますが800品目ほど掲載し、返礼品となり得る商品を扱っている市内事業者には、ほぼ全て訪問等を行っております。

ふるさと納税業務の管理運営は市で行っていますが、返礼品の受発注や楽天、ふるさとチョイスなどポータルサイトへの掲載、コールセンターの運営などは、いわゆる中間事業者へ業務委託を行っております。なお、返礼品開発は、市と中間事業者共同で行っています。

中間事業者は、平成29年度から熊本市に本社があるインターネット上での売買を代行する会社に委託しております。この会社は、県内外の自治体でふるさと納税事業を受託しております。

現中間事業者に委託後、寄附額は安定しているものの、ここ数年伸び悩んでいる状況です。更なる上積みを目指すために、本年7月に来年度以降の中間事業者を選定するプロポーザルを行いました。現中間事業者を含む4社から応募があり、選考の結果、新しく熊本市に本社を置き、インターネット上での売買代行で実績がある会社を選定しております。

○11番（三角隆史君） 今年7月にプロポーザルを実施して中間事業者が変わったということで、次の質問に移ります。

非常に重要な役割を果たす中間事業者であります。新しく受託した中間事業者の強みや期待するところはどういったところでしょうか。また、昨年の法改正による寄附額の影響はあるのでしょうか。また、連携協定を締結している高島屋、JALなど、企業とのふるさと納税での連携はどうなっているのでしょうか。また、新しい事業者になって新たな取組はあるのでしょうか。以上、お尋ねをいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 新しく中間事業者になる会社は、2019年に楽天などの大手プラットフォーム出身者で設立し、営業利益も堅調で勢いがある企業です。ふるさと納税で他自治体の実績はございませんが、大手ホテルや民間事業者でのインターネットサイトの運営等では実績十分で、SNSの運用も長けています。また、今回のふるさと納税業務の受託を契機に、本市に支社を設立する準備を進めておられます。

ふるさと納税の現状は、毎年制度改正があり目まぐるしく、特に昨年の法改正で、経費基準が5割以下を厳守することとなりました。関東圏に遠い本市は、送料の面で経費を圧迫し、寄附額を値上げせざるを得ない厳しい状況です。

そのため、価格競争だけでない付加価値が高い返礼品にも力を入れております。具体的には、昨年度から再春館製菓所のドモホルンリンクル関連商品を追加いたしました。これは不知火町大見地区で栽培される不知火菊が、主要成分を構成してい

るため認められたものです。化粧品で単価も高く安定して供給できるため、今後もPRを強化し寄附額向上につなげていきたいと考えております。

また、連携協定を締結しています高島屋、日本航空でも、パンフレットや機内誌への掲載を行ってもらっており、知名度向上に一役買っていていただいております。

今月から大手インターネット販売サイトのAmazonがふるさと納税へ参入いたします。より一層ふるさと納税への関心が高くなることが予想されますので、本市においてもAmazonのサイトへは、スタート時からの掲載準備を進めております。

ふるさと納税を原資とした基金は、これまで約14億5,600万円積み立てており、うち5億4,600円を様々な事業に活用しております。

貴重な市の財源であるため、今後も寄附向上に努めてまいります。

○11番（三角隆史君） ふるさと納税において寄附額向上はもちろん大切なことではありますが、もう一つ、返礼品を通じて宇城市の認知度・好感度が上がることもとても重要であります。全国津々浦々、たくさんの方々に宇城市の返礼品が良いと言ってもらえるようお願いをいたします。また、出店事業者の方々が安心して出品できるような体制づくりも重ねてお願いいたします。

随分時間が余りましたが、これで一般質問の項目は終わりますが、守田市長、3期12年間、まだあと3か月弱残されておりますが大変お疲れ様でした。心より敬意を表します。保育園民営化、熊本地震を受けての防災拠点センター建設、各小中学校の建て替えや不知火図書館・美術館の指定管理委託、宇城市民病院の譲渡など、一つ一つが重い決断であったかと推測いたします。守田市長の決断力、実行力には、さすがとしか言わざるを得ません。宇城市は次のステージへと向かうわけですが、まだまだ守田市長は元気でありますので、新しいステージの活躍を祈っております。12年間本当のお疲れ様でした。お世話になりました。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時39分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、村上真由子君の発言を許します。

○3番（村上真由子君） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、会派清明会、村上真由

子です。ただいま議長のお許しを得まして、本日は介護保険について、学びの多様化学校について、認知症のケアについて、この３点についてお尋ねさせていただきます。質問の順序の変更はありませんが、今回、大きい１番の介護保険についてに重点を置いて質問をさせていただきます。

早速ですが、本年度から市の介護保険事業計画も９期に入りました。しかし、前期８期の振り返りはしっかり行っていかなければならないと思います。まず、小さい質問ですが、質問１番、第８期介護保険事業計画において、要介護認定者の人数と認定率の推移についてお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 令和３年度から令和５年度までを計画期間とします第８期介護保険事業計画中の要介護認定者数及び認定率の推移についてお答えいたします。

第８期の終期でございます令和５年度末の要介護、要支援認定者数は３,３４７件でございました。内訳を申し上げます。要支援１が２９１件、要支援２が２９７件、要介護１が７２９件、要介護２が６５８件、要介護３が５０２件、要介護４が５９５件、要介護５が２７５件、合計で３,３４７件でございました。

第８期の始期でございます令和３年度当初は３,３３８件でしたので、この３年間で９件の増加ということで、認定者数は横ばいで推移していると認識しております。

また、６５歳以上の高齢者に占める要介護認定者の割合は、第８期計画当初は１６．７％でありましたが、最終年度でございます令和５年度は１６．５％と、これもほぼ横ばいで推移しております。

今後の見通しですが、高齢者人口は令和６年度から徐々に減少に転じるというふうに予測しております。しかしながら、認定率は徐々に上昇し、団塊ジュニア世代が６５歳以上となる１６年後の令和２２年には、認定率は２０％を超えると予測がなされております。

○３番（村上真由子君） 分かりました。素人考えでちょっと恐縮ではあるのですが、今、高齢者の人口が本年から徐々に減少に転じるとおっしゃっていましたが、正直、特段の新しい病気とか、そういうのが出てきたりとかがない限り、認定率というか割合的にはそうそう変わらないのではないかなと思ったので、高齢者の人口が減るということは認定者の数も少なくなっていくのではないかなと、ちょっと自分では思いました。

ちなみに再質問になりますが、この８期の最終年度、令和５年度の決算における歳入総額と歳出総額、また歳入歳出の差額がいくらあったのかを教えてください。

○福祉部長（岩井 智君） 令和５年度の介護保険特別会計の決算状況についてお答え

いたします。歳入総額は74億6,412万円余です。歳出総額は69億7,697万円余、差引額は4億8,715万円でございます。この4億8,715万円の中には、国県の負担分、それから支払基金交付金への負担分を返還する3億6,395万円余も含んでおります。

○3番（村上真由子君） 差引額が大体4億8,700万円、国の返還分が3億6,400万円ということは、単純に計算すると1億2,300万円が余っている感じですね。

続きまして、小さい質問の2番に移らせていただきますが、昨年度までのこの第8期の計画期間において、実際の介護保険給付実績と計画値に、今見ている限りではちょっとかい離が生じているなどと思われるのですが、その原因は一体どういったところにあると市は捉えていますでしょうか。

○福祉部長（岩井 智君） 第8期計画期間における給付費の計画値は、第7期期間の給付費実績を基に、要介護認定者数や介護保険サービス供給量の伸び等を基に算定をしており、介護保険事業費については、年々右肩上がりに増加していくものと見込んでおりました。

しかしながら、第8期計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護及び介護予防サービス等の利用控えにより、給付費がおおむね横ばいで推移したことから、計画値と実績値に差が生じたものと分析をしております。

また、介護認定の更新については、新型コロナウイルス感染拡大の懸念から、国の方針により、感染症がまん延した令和2年から令和5年3月31日までに有効期間満了を迎える方に対する介護認定更新は、従来の期間に12か月の範囲で市が定める期間を合算できる取扱いになったことから、結果的に、介護度の上昇が抑えられ、本来介護度の上昇に比例する給付費も抑制された可能性も考えられます。

その他、介護事業所における新型コロナウイルス感染拡大による受入停止措置などによるものや、第8期計画当初から見込まれていた、市内に開設予定でございました介護医療院の開設が遅延したことなど、様々な要因が考えられますが、第8期計画期間における計画値と実績値の差は、想定外の要因によるものであり、計画策定時の介護保険事業費の見込みが誤っていたものではないというふうに考えております。

○3番（村上真由子君） いろんな可能性が考えられるというのは分かりました。ただ一つ、今の答弁で気になったのが、コロナ感染の関係で認定更新の期間が合算されたということで、ちょっと延びたんだろうなと思うんですけど、これでちょっと介護度の認定のその上昇が抑えられて、その抑えられたゆえの給付費の抑制というのは、余りよくないことだったんだろうなと私は思います。もしかしたら、実際はそ

の介護認定の度合いが本当は上がるかもしれない人がいたかもしれない。本来受けるべき介護サービスが受けられていなかったかもしれないというのが考えられるので、ただ、今回はコロナの感染拡大の対策ということで、そうせざるを得なかった背景も分かるので、それ以上は言えないんですけど、本当に新型感染症というのは、つくづく厄介なものだなと思います。市としては、コロナという想定外の原因があったがゆえに、この８期のかい離が生じたという可能性が大きいという認識ですね。

では、再質問をさせていただきたいのですが、令和５年度の保険給付費と令和６年度の保険給付費の差額をお尋ねします。

○福祉部長（岩井 智君） 令和５年度の保険給付費負担金実績と令和６年度の見込額及びその差額についてお答えします。

介護サービス等給付費負担金は令和５年度実績で５億２,４７０万円余に対し、令和６年度の支出見込額は５億１,０２５万円余と、８,５００万円程度の令和６年度の増額を見込んでおります。

次に、介護予防サービス等給付費負担金は、令和５年度実績で１億５,８４１万円余に対し、令和６年度の支出見込額は１億７,８３１万円余と、こちらも１,９００万円ほどの増額を見込んでいます。その他の給付費についても、令和５年度実績値に対して若干の増額を見込んでおります。

○３番（村上真由子君） 不足するよりはあった方がいいという気持ちから、増額を見込まれているのも分かります。ただ、これまでもその予測の数値よりもちょっと過剰な部分があっているのではと、こちらでは思えてならないんですよ。再々質問をさせていただきますが、先ほどの答弁で、第８期計画期間における介護保険給付実績と計画値のかい離について、コロナ禍の影響が考えられるとおっしゃっていましたが、８期が令和３、４、５年度、そのコロナがなかった７期、平成３０年、令和元年、令和２年度のこの７期ではどうだったのでしょうか。７期の実績とか計画値にかい離はなかったのでしょうか。

○福祉部長（岩井 智君） 第７期計画期間中は議員御指摘のとおり、平成３０年度から令和２年度の３年間でございます。令和２年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が少しは出ておりますが、第７期期間中における介護保険給付実績と計画値の差異について、決算の状況に基づきお答えいたします。

平成３０年度の保険給付費の支出状況は、予算額６億１,４２３万円余に対し、支出済額は５億８,８０２万円、執行率としましては９５．５％でございます。

同様に、令和元年度は予算額６億２,５９４万円に対し、支出済額６億５,０３万円余で、こちらの執行率は９６．４％です。

令和２年度は予算額６億４,１５８万円余に対し、執行済額は６億６,１４７

万円余で、執行率は94.5%でございます。

第7期3年間の平均の執行率は95%を超えておりまして、おおむね計画値と実績値に大きな開きはないと考えられますが、予算規模が大きいことから、予算額と実績額の差も億単位と大きくなっております。

○3番（村上真由子君） 今、お伺いした予算額と支出済額を見せていただいて、執行率が95%以上ということなので、すごく健全なんだろうなとは思いますが、さすがにコロナ禍ではない7期でも、じわじわと不用額が出てきていますね。平成30年度で3億円程度、令和元年で2億円程度、令和2年でも3億円程度。そしてその不用額の行方なんですけど、次の質問に移らせていただきますが、介護給付費準備基金についてお尋ねさせていただきます。この介護給付費準備基金というのは、一体どういった用途に使えるものなのか。また、第8期の介護保険事業計画の期間中においても、この介護給付費準備基金がどんどん積み増しの状況となっているようなのですが、今の基金の状況についてお答えをお願いします。

○福祉部長（岩井 智君） 毎年度の予算につきましては、介護保険法第117条に規定される介護保険事業計画に記載されたサービスの量の見込み等に基づき算定され、当該年度の決算において精算される仕組みであり、65歳以上の第1号被保険者から納付いただきました介護保険料は、仮に余剰金が発生した場合、宇城市介護給付費準備基金条例に基づき、毎年度介護給付費準備基金に積み立てております。

介護給付費準備基金は、この条例第6条でその処分について記載がなされております。介護給付費、介護予防給付費又は市町村特別給付費の不足が出たとき、その他介護保険事業に要する経費の不足が生じた場合に限り、処分することができると定められております。

基金の増減については、介護保険事業計画の見込量と事業実績量に差が生じた際に発生するものであり、令和元年度当初の期首残高が約3億5,000万円でありましたが、令和5年度末残高は約16億7,000万円余と、ここ数年は主に新型コロナウイルス感染症の影響により計画値と実績値に差が生じたことから、基金積立金が増加している状況であります。

○3番（村上真由子君） 令和元年の残高3億5,000万円、令和5年度末が16億7,000万円とすごく貯まっていないですか。結局お金は集まったけれど、使わなかったという話だとは思いますが、ちなみに再質問させていただきますけど、8期の3年間で基金自体はいくら増えたのでしょうか。もう今年も12月になってきましたので、9期の1年目が予測値で結構ですので、どれぐらい基金にいくと予想されていますでしょうか。また、9期ではちょっと基金の取崩しも行われているんですが、その点も踏まえての予測値をお願いします。

○福祉部長（岩井 智君） 第8期介護保険事業計画期間中の基金の増減についてお答えします。

当該年度分はその翌年に反映することとなりますので、令和5年度分については令和6年度に積立てを行うことから、見込額とはなりますけれども、8期の計画期間中の積立額は約6億2,576万円と見込んでおります。

また、令和6年度からの3年間の第9期の介護保険料の基準額を第8期の基準額から減額をしております。その減額分を補填するために、第9期では3年間で約1億7,100万円を準備基金から取り崩す予定としております。

○3番（村上真由子君） 8期3年で6億円強、実際の余剰を見ていると先ほども3億円、2億円とかお伝えしましたが、大体年間2億円ぐらいだったので、ちょっと予想していた計算値と合致しております。9期3年での取崩し額なので、1億7,100万円、1年で考えると大体取崩しが行われているのが5,700万円。8期の積立てが年間2億円として、取崩し額が年間5,700万円とすると、これもまた基金的に積み上がっていくのではないかなと予想しております。

再々質問になります。またもちっとコロナ禍の話をおっしゃられましたが、7期の基金の様子はどうだったのでしょうか。さっき令和元年が3億5,000万円とお答えいただいていた、そこから16億7,000万円になるまでじわじわと上がってきているので、たぶん7期も積み上がっているんじゃないかなと推察するのですが、いかがでしょうか。

○福祉部長（岩井 智君） 第7期計画期間の期首でございますが、平成30年度当初の介護給付費準備基金の残高ですが、約2億3,400万円ございました。この額は、平成23年度の第4期計画末期から増減を繰り返しながらも、おおむね平成23年度から平成30年度までは同水準で推移をしております。

第7期の最終年度である令和2年度末での数字ですが、約10億4,500万円と基金残高は大きく増加をしております。この要因ですけれども、介護保険制度においては、平成21年度からの第4期の計画から介護予防の強化が目標とされ、以降の計画においても、この介護予防について重点的に取り組む事項とされたことから、予防効果が徐々に結果として表れたことにより、介護サービス等給付費の支出見込みが想定を下回ったものと分析をしております。

また、令和2年度の基金積立の中には、医療法人社団本田会の介護給付費不正請求返還金約2億2,700万円ございましたが、この返還金も含まれております。

結果的には、第7期期間中からの余剰金が大きくなり、介護給付費準備基金に積み立ててはおりますけれども、この準備基金については、将来の介護保険財政の健全かつ円滑な運営を行うために、中長期的な視点で市民の皆様方に還元をしていき

たいと考えております。

○3番（村上真由子君） 7期はまだ自分が議員ではなかったので、議員になる前の予算書、決算書が見られなかったもので、ちょっとお尋ねさせていただいた次第です。が、やはりちょっと増えていますね。返還金があったということもあるんですけど、それも踏まえても、やはり増えてきているというところをすごく感じます。7期と8期の違い、コロナぐらいかなと思ってお尋ねさせていただきました。

次の質問に移らせていただきます。昨年度、第8期介護保険事業計画が終了しまして、今年度より第9期がスタートしております。今期の介護保険事業は、今のところ市の想定どおりの進捗なのでしょうか。

○福祉部長（岩井 智君） 第8期介護保険事業計画は、団塊の世代全ての人が75歳以上となる令和7年度を見据え、地域包括ケアシステムを段階的に構築していくことを目的として、1点目が生涯現役社会の実現と生きがいに満ちたまちづくり、2点目として地域包括ケア推進体制の構築、3点目として認知症になっても安心して暮らせるまちづくり、4点目として在宅医療・介護連携の推進、5点目に多様な住まい・サービスの整備促進、6点目として介護人材の確保とサービスの質の向上、7点目に防災と感染症対策、以上7つの基本目標を掲げて、第8期は地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を行ってまいりました。

令和6年度からの3年間を計画期間とする第9期介護保険事業計画では、第8期計画期間中の取組から見えてきた課題を整理するとともに、市民ニーズ調査を実施して、市の現状を分析しております。その上で、高齢者とその家族の視点に立ち、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの実現を目指し、宇城市総合計画の基本目標や地域包括ケアシステム、地域共生社会の理念を踏まえ、第8期計画の目指す姿「やすらぎと幸せを実感できる宇城市」を継承した第9期での計画としております。

第9期計画で特に重点的に取り組む事項としましては、4点設定しております。1点目に地域の互助による通いの場を核とした積極的な介護予防と生活支援体制の構築、2点目に予防と共生を両輪とした認知症対策の総合的な推進、3点目として自立支援・重度化防止、4点目が介護給付の適正化、この4つを設定し、関係機関と連携しながら、現在、計画どおりに進捗しております。

○3番（村上真由子君） 計画どおりに進んでいるということで安心しました。ちょっと今期のこの事業計画を拝見して、この計画が全て適正になされるなら、介護を必要とされる方も、また介護をする側の方も安心して暮らせる宇城市になると思います。是非とも、しっかりと計画どおりに進めていかれることを願います。

再質問をさせていただきたいのですが、予算が事業計画に基づいて出されると伺

っておりますが、本年度予算の令和6年度介護保険特別会計の当初予算で、保険給付費が前年度に比べてかなりの額、予算書でいいますと15ページのところだったと思うのですが、7億2,000万円ほど前年度より減額されています。これは何で前年度に比べて減ったのか、またこれが減ることによって介護サービスの質の低下だったり、何かしらの影響が出たりしてはいないのでしょうか。確認をさせていただきます。

○福祉部長（岩井 智君） 当初予算につきましては、介護保険事業計画の計画値に基づき予算計上しているところなのですが、事業計画については前期の認定者数や給付費の推移等を基に計算するため、第8期については、第7期の実績と介護医療院の開設予定により増高すると見込んでおりました。

しかしながら、介護医療院の開設が遅延したことや新型コロナウイルス感染症の影響により、第8期は給付実績が見込みほど伸びませんでした。

第9期については、第8期の実績が横ばいで推移し、伸び率が抑えられたため、第8期の実績から伸びはするものの大きく増加するとは見込んでおりません。このことから、第8期の計画値に比べ第9期の計画値が減少しておりまして、令和6年度当初予算については第9期の初年度となるため、先にお答えした事業計画値の差が予算に反映されていることで減額となっております。

なお、事業計画における給付見込額はあくまで見込みにすぎませんので、予算が縮小されたからといって介護サービスの利用に制限がかかり、市民の皆様がサービスを受けられなくなるということはございません。

○3番（村上真由子君） 介護医療院、医療費ではなくて今度は介護保険料からということで、たぶんそれで心配されてちょっと多めに予算を付けられていたのかなと思いました。ただ、7億円という大きい数字だったので、急にそんなに減らして介護を受けられる方に何か問題が起きていないのかなとちょっと気になったので、お尋ねしました。今期に問題がというわけではなくて、8期の見込みがちょっと違ったというところですね。分かりました。

では、次の質問なのですが、これまでの質問で介護給付費準備基金の残高とか、よその自治体に比べると、たぶん宇城市は結構な基金残高だと思われるんですけど、その残高を見ても介護保険事業計画の計画値から見ても、まだ宇城市はもう少し介護保険料を下げるのではないかなと思われるのですが、市はどのようにお考えでしょうか。

○福祉部長（岩井 智君） 先ほどからお答えはしておりますが、介護保険料は、介護保険事業計画期間における第1号被保険者数及び要介護・要支援者数の見込み、さらに介護保険サービス供給見込量及び地域支援事業費用見込み等を基に保険料は算

出をされております。

介護保険給付の費用なのですが、これはおおむねの数なのですが50%が公費で、残りの50%を65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料負担で、おおむね半分半分で負担をしております。

また、本市の高齢化率は全国平均値を上回る値で推移しており、65歳以上の高齢者人口は本年度をピークに減少に転じるものの、85歳以上人口は横ばい傾向が続くと予測をされており、後期高齢者の増加と年少人口及び生産年齢人口の減少に伴い、高齢化率は今後さらに上昇を続けていくと推測がされております。

今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えたときに、保険者として持続可能な介護保険事業の運営を図るとともに、質の高いサービスを提供する機能が求められます。

近年の国の動向なのですが、所得の高い65歳以上の高齢者の保険料負担を増加させる傾向にあり、高齢化が顕著に進行している現状において、支払い能力に応じた負担の仕組みを強化し、所得の低い方の保険料負担を抑制することにより、介護保険制度の持続性を高めるという国の方針となっております。

本市においても、直近の高齢化率が既に35%を超えており、全国より早い速度で高齢化が進行している状況の中で、国の示す案を参酌しながら、自治体ごとに定める65歳以上の第1号被保険者の保険料については、保健、医療、介護各種団体の代表者等で組織します高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等審議会において協議をいただき、現行の第9期介護保険事業計画期間中の介護保険料については、前期計画から減額改定を行ったところです。

現在の市の介護保険財政状況は、様々な要因により介護給付費の支出が結果的に計画見込量を下回り、介護給付費準備基金に積み立てられているような状況です。

しかしながら、第1号被保険者の保険料負担の平準化、上がったたり下がったりするのではなく、この平準化、それと持続可能な介護保険制度運営のためにも、保険料の設定は中長期的な視点を持って、慎重に今後も判断していくべきであると考えております。

○3番（村上真由子君） 高齢化率、今の答弁でもありましたけれど、高齢者の人口が今がピークでだんだん減っていくと言われましたけど、それでも人口が減っても高齢化率が上がるというのは、やはり若年層というか若い方、若者人口の低下があるのが原因だと私も思います。今、令和22年、団塊ジュニアが高齢者になれる2040年問題と思うのですが、確かに今後は介護を受けられる方が増えてくると思います。ただ、年金もそうそうたくさん来るわけではないのに、また今物価が高騰してちょっと生活に打撃を受けていらっしゃる方が、基金がどんどん貯まってい

く様子を見て、もうちょっと安くしてもらえないかなと思われるのも無理はないかなと思います。普段よく受益者負担とかも聞きますけど、やはり保険料に関しては助け合いなので、そういうところはちょっと違うかなというところもあるのですが、やはり基金がどんどん積み上がっていったいて、もう少し安くできるんじゃないかという気持ちも分からないではないので、是非ちょっと考えていただきたいなというところではあります。また、先ほどおっしゃった今期の第9期から介護保険料の基準額が前期の6,300円から300円安くなって、月額6,000円になりました。これはもう本当に評価に値することだと思います。月額300円が減らされるということは、年間3,600円減ることになりましたので、ただ、先ほどからも言っていますが、まだ減額の余地はあると思うんです。まだ、もう少し下げられるんじゃないかと思います。実際、今なお基金は右肩上がりです。積み増しをされておりますし、取り崩した分も余剰の方が多かった。今日の答弁でも余剰が出ているというのは明らかなので、基金もこの宇城市はほかの自治体に比べたら、かなり貯め込んでいるところでもありますので、先ほど持続可能なおっしゃっていましたが、何かあったときに不足しない程度の健全な基金の額を算定して、貰い過ぎている分は介護保険料を下げるなりなどして、市民の皆さんの生活を圧迫させないようにするべきでないかと思います。お金を貯めることはもちろん大事です。ないよりあった方がいいというのはとても分かるんですけど、お金を貯めることに固執しすぎて、市民の皆さんの生活にちょっと目が向かなかったとかにならないようにしていただきたいと思います。まだ9期も始まったばかりなのですが、是非とも介護保険料の適正価格までの引下げは、今後是非御考慮いただきますようによろしくお願い申し上げます。

続いて、大きな質問2番に移らせていただきます。学びの多様化学校です。近年、小中学校の不登校について、全国的にやはり増加傾向にあります。令和5年度の文科省の調査では、不登校の児童生徒数が34万6,000人と発表がありました。本市の不登校の児童生徒数は、現在何人ぐらいなのでしょう。できたら、ここ数年の推移で教えていただけますとありがたいです。

○教育部長（舛井貴男君） まず、文部科学省が定める不登校の定義について御説明いたします。「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者（ただし、病気や経済的な理由による者を除いたもの。）」と示されております。

本市の不登校児童生徒数についてお答えいたします。

小学校の状況につきまして、令和6年10月末現在で33人です。また、令和元年度から令和5年度までの過去5年間の状況としましては、全て年度末現在での児

童数となりますが、令和元年度20人、令和2年度17人、令和3年度29人、令和4年度36人、令和5年度47人で増加傾向にあり、令和元年度と令和5年度を比較してみますと、5年間で約2.4倍に増加している状況です。

次に、中学校の状況についてですが、令和6年10月末で75人です。同じく過去5年間の状況を申しますと、令和元年度68人、令和2年度65人、令和3年度56人、令和4年度101人、令和5年度103人で、小学校同様に増加傾向にあり、令和元年度と令和5年度を比較してみますと、約1.5倍に増加している状況です。

過去の状況から分かるとおり、近年、不登校児童生徒数は増えている状況でございます。

○3番（村上真由子君） 定義まで教えていただいて、年間30日間。これは別に連続して30日ではなくて、年間30日ですね。ということは、平均して月に3回ぐらい休んでしまったら、不登校児扱いになってしまうのかなと、ちょっと随分少ない日数だなと思ってしまったんですけど、ただ、人数は結構多いですね。中学生で先ほど令和5年度で103人、3桁の不登校の生徒さんがいるというのはすごく驚きでした。

続いての質問なのですが、小中学校の不登校になった児童生徒さんに対して、市はどのような対応を取られていますでしょうか。

○教育部長（舩井貴男君） 教育委員会では、各学校に対して、県の取組を基にした不登校対策重点取組事項等を周知し、不登校及び不登校傾向の児童生徒への丁寧な対応をお願いしています。

また、早期に対応することが重要であるため、学校における具体的な対応状況として、まず、愛の1・2・3運動プラスワンの実施に取り組んでいます。

不登校傾向と疑われる理由で欠席した児童生徒が、1日目際には電話連絡、2日連続になったら家庭訪問、3日連続以上になったら不登校対策会議等を開くなど組織的対応を行い、さらにプラスワンとして、欠席が10日に達する前にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門家等と連携し、不登校の早期支援の充実を図り、その改善に取り組んでおります。

また、心の健康観察等により、不登校リスクの早期発見、早期支援に努めています。

さらには、不登校が長期化している児童生徒については、専門家とも相談の上、教育支援センターや民間施設等との連携を図り、必要に応じてICTを活用した学習支援等の自立支援を行っています。

不登校の未然防止については、学校の風土や雰囲気を見える化し、関係者が共通

認識を持って学校改革に取り組むことで、学校で児童生徒みんなが主役になり、みんなが学べる場所にするといった、各学校の特色を活かした魅力ある学校づくりを進めています。

同時に、児童生徒にはＳＯＳの出し方に関する教育を実施し、教職員による教育相談体制を強化し、児童生徒の援助希求能力を育成しています。

学校に相談できないケースなどに対しては、児童生徒や保護者が相談できる窓口として、子ども安心コールを開設し、対応しております。

また、子どものＳＯＳ全般をいつでも相談できる熊本県２４時間子供ＳＯＳダイヤルなど、県の相談窓口が掲載してある熊本県電話相談窓口一覧や親子のための相談ＬＩＮＥ啓発用カード等を保護者に配布し、周知に努めています。

○３番（村上真由子君） いろいろな取組がなされているなと思いました。また、子ども安心コールも宇城市の生涯学習課に電話がつながるというのを、ちょっと私も調べさせていただきました。

この件に関しての再質問なのですが、こうやって不登校の児童生徒さんたちに取組、対応が実施されているのですが、実際に学校に通えるようになった、また学校の現場に復帰できるようになった児童生徒さんは、大体どれくらいいらっしゃるのでしょうか。対応後の変化とか、どういった改善があったのか教えてもらえますでしょうか。

○教育部長（舛井貴男君） 不登校であった児童生徒が、学校及び関係機関等の対応により、通えるようになったなど改善が見られたのは少数であります。

児童生徒の不登校の要因が多岐にわたることもあり、なぜそうなったのかという原因究明よりも、これからどういう選択肢があるのか、どんな居場所づくり、どういった学びの場が最適であるのかを考えるなど、その対応の仕方も様々です。

今後も、不登校状態にある児童生徒及びその保護者が、多くの選択肢の中で子どもの居場所を考えることができるよう、学校及び学校以外の専門機関や民間施設等と連携し、情報提供を行うなど支援を進めてまいりたいと思います。

○３番（村上真由子君） やはり不登校になる児童さんにも生徒さんにもいろんな要因があるから、一概になかなか難しいところではあるなというのも分かります。先ほどちょっと不登校児童生徒数の数も伺いましたけれども、やはりちょっと驚いた以上に、不登校予備軍の生徒さんもいらっしゃるんだろうなというのはすごく感じます。

次の質問に移らせていただきますが、現在、宇城市内で校舎が残存している廃校は、市内にどれくらいありますか。また、その中で使用可能な施設はいくつあるのでしょうか。

○教育部長（舛井貴男君） 本市には、現在、校舎等が残存している廃校となった学校施設については3施設あります。

三角地区の旧郡浦小学校、現在は郡浦地区生涯学習センター、旧戸馳小学校、現在は戸馳地区生涯学習センター、そして、不知火地区の旧松合小学校の3施設でございます。

三角地区の旧郡浦小学校につきましては、令和8年度に解体予定としており、また旧戸馳小学校については、施設老朽化のため現在は使用されておりません。

不知火地区の旧松合小学校については、耐震性能の基準を満たしており利活用可能な施設とはなっていますが、一部では雨漏り等も発生しており、使用するためには大規模な改修工事等が必要となる状況でございます。

○3番（村上真由子君） 旧松合小学校はまだ使えるんだと今思ったんですけど、雨漏りがするというので、でももったいないですね。何で廃校についてお尋ねしたかといいますと、先ほどなかなか学校に戻れるのが少数の子どもたちだったということだったので、その居場所づくりだったり、次の質問にかかってくるんですけど、学びの多様化学校ですね、いわゆる通称の不登校特例校について、近年こういった単位がもらえたり、ちゃんと卒業資格がもらえたりというのが文科省で進められておりますが、本市としてはこの学びの多様化学校についてどのようにお考えなのかお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） まずは、本市の不登校児童生徒に対する教育支援等の現状についてお答えさせていただきます。

学校に行けない児童生徒に対する受け皿として、教育支援センター宇城っ子ネットがあります。これは宇城市教育委員会が設置する不登校児童生徒のための支援機関で、心理的または情緒的な理由などにより登校できない児童生徒に対し、相談・指導を行い、学校・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー及び公的機関等との連携・協議のネットワークを築いていくことで、学校への復帰の支援等を行う教室になります。

また本市には、児童福祉法に基づいて設置された児童家庭支援センターぽぴんずもあり、児童生徒やその家族の困り事等について相談・支援を行い、必要に応じて行政や地域の関係機関と連携して改善に向けたサポートを行っています。

そのほかにも、自宅においてICT等を活用した学習活動に取り組んでいる学校もあります。保護者と連携しながらオンラインによる対面指導、タブレット等を活用した計画的な学習プログラムの実施等により、児童生徒の学びの保障を進めています。

議員御質問されました、学びの多様化学校、通称、不登校特例校についてでござ

いますが、平成17年7月6日に教育課程の特例を認める学校として、文部科学省によって設定され、学びの場における多様性を認め、不登校や学校生活において困難を抱える児童生徒、全ての子どもたちが等しく学びの機会を得られるよう、不登校の児童生徒に配慮し、別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校であることは認識しております。

しかしながら、増加している本市の不登校児童生徒の現状を踏まえますと、関係機関との協議や多額の開設費用等を要する学びの多様化学校の設置については、慎重にならざるを得ない状況でございます。

まずは、現在実施している教育支援等に関する更なる機能強化（支援員の増員等）、また、不登校児童生徒及びその保護者への支援など、様々なアプローチで、全ての子どもたちが学べる機会の提供や環境整備に注力していかなければならないと考えております。

行政だけでなく、学校、家庭、専門機関等などが連携をしながら、多角的な視点から取組を進めることが大切だと思います。

今後も、子どもの学びの継続と将来のために、不登校対策に関する取組を推進していきます。

○3番（村上真由子君） 市の考えは分かりました。宇城っ子ネットさんだったり、ぽぴんずさんだったり、いろんなところと協力して、宇城市の子どもたちの学びの場所がちゃんとあるようによろしくお願いします。今回、この不登校の問題なんですけど、さらに深刻な社会問題ともなってきます。少しでも社会が不登校児童生徒さんを受け入れられるように、市がお手伝いをしていくことは必要になってくると思います。前の職場で、ある大学の教育部のゼミの方と一緒に、いわゆるフリースクールを見学したことがあるんですけど、やはり子どもたちが仲良く青空の下、いろんな学びをしたり、楽しく助け合って授業を受けているのを見てきました。登校ができなくなった背景も、やはり子どもたちによって様々だったんですね。でも、外の授業とかでみんな楽しく生き生きとされていたので、そういうフリースクールとかになってくると、また民間とかでもあるかと思うんですけど、また市もそういうお手伝いができるように、是非とも考えていただけたらと思います。内閣府の調査で、大人のひきこもりの原因の1つに不登校というものもありますので、どこかで社会復帰ができるように宇城市も手を差し伸べていかなければ、何かしらの手立てを取らなければならないと思います。不登校になった理由は一人一人違うので、家で勉強するのが好きな子もいれば、本当は行きたいけど行けないという子もいるかと思うので、是非とも学びの場、居場所づくりはよろしくお願いいたします。

3番目の認知症のケアのところもいきたいなと思っていたんですけど、ちょっと

時間の都合もありますので、こちらは申し訳ありません、今回は割愛させていただきます。

そして最後になりましたが、守田市長、３期１２年間大変お疲れ様でした。いろんな激務、職務の中でいろいろあったかと思いますが、本当にお疲れ様でございました。先日前おっしゃられていた「慎始敬終」、まだ任期がありますので、それまでしっかりどうかよろしく願いいたします。そして、その後も市政の先輩として、宇城市にこれまでの経験や知識を是非ともお力添えいただきたいと思います。本当にお疲れ様でした。

それでは、本日の私、村上真由子の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（豊田紀代美君） これで、村上真由子君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 １１時 ５９分

再開 午後 １時 ００分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

-----○-----

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 2 | 議案第 66 号 | 令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 3 | 議案第 67 号 | 令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 4 | 議案第 68 号 | 令和 6 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 5 | 議案第 69 号 | 令和 6 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 6 | 議案第 70 号 | 令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 7 | 議案第 71 号 | 令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 8 | 議案第 72 号 | 宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第 9 | 議案第 73 号 | 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について（控除規定） |
| 日程第 10 | 議案第 74 号 | 宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 75 号 | 宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置
者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例 |

の制定について

日程第 1 2 議案第 7 6 号 訴えの提起について

日程第 1 3 議案第 7 7 号 指定管理者の指定について（元気老人交流施設）

○議長（豊田紀代美君） 日程第 2、議案第 6 6 号令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）から、日程第 1 3、議案第 7 7 号指定管理者の指定について（元気老人交流施設）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

—————○—————

日程第 1 4 議案第 7 8 号 指定管理者の指定について（農林水産物直売交流施設、三角駅前フィッシャーマンズワーフ）

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1 4、議案第 7 8 号指定管理者の指定について（農林水産物直売交流施設、三角駅前フィッシャーマンズワーフ）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○8 番（原田祐作君） 提案理由の説明のときに、指定管理審査会で審査があったというような説明を受けました。そこで、今回この管理を行わせる団体を決定した経緯について、応募者と募集方法、またこの（1）と（2）を同時に行わせる必要性についてお伺いをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 指定管理候補者の選定は、市の公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき行います。

第 3 条に、指定管理者の指定を受けようとする法人や団体は、市長が定める期間内に事業計画書を沿えて申請する。申請に関して必要な事項は、あらかじめ市長が公告すると規定されていますので、これがいわゆる公募を原則とすることの根拠となっています。

その一方で第 5 条は、選定の特例として、「公の施設の性格、規模及び機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果を期待できると判断するとき」との条文がありますので、第 3 条の規定によらない、要は公募を経ずに選定できることの根拠になります。

農林水産物直売交流施設、通称、宇城彩館は、御承知のとおり、熊本宇城農業協同組合により県内屈指の売上げを誇る物産館にまで発展させていただきました。同組合は、建設当時から 1 5 年間にわたり、当該施設を地産地消の拠点と位置付け、高齢者や女性を含む多様な農業者の育成と共同活動を通じ、新鮮で安心・安全な農産物の供給はもとより、生産者の所得や意欲の向上に努められてきました。今後も

事業効果が期待できると判断したところでございます。

三角駅前フィッシャーマンズワーフは、昨年解散しました市の第三セクターであった三角町振興株式会社が長年管理運営していましたが、赤字経営を立て直すことができず、当該法人の出資者でもあった熊本宇城農業協同組合に、平成27年から指定管理を受けていただいています。

当時の審査会において、同組合は、農産物の生産、指導から販売までのノウハウを有し、生産者と消費者の交流を通して地域の活性化及び経済効果に寄与する運営が期待できる団体とされ、産業の活性化を図るという当該施設の設置目的に合致できると判断されています。三角駅前フィッシャーマンズワーフにおいては、交通量の少なさなど構造的に赤字に陥る要素を含みながらも、商品の取扱いについて宇城彩館と連携するなど、1つの店舗では非効率的であった部分を解消し、経営の効率化に努めていただいているところでございます。

今回もそのような経営的な戦略面を重視し、公募は行わず、選定の特例を適用したものでございます。

○8番（原田祐作君） 承知しました。

○議長（豊田紀代美君） これで議案第78号の質疑を終結します。

—————○—————

日程第15 議案第79号 指定管理者の指定について（アグリパーク豊野、不知火温泉ふるさと交流センター）

○議長（豊田紀代美君） 次に、日程第15、議案第79号指定管理者の指定について（アグリパーク豊野、不知火温泉ふるさと交流センター）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○8番（原田祐作君） 今回のこの指定管理の指定につきまして、これは、先ほど議題にありました議案第78号とは若干施設の取扱い概要が違うというふうな理解の下、改めまして、この指定管理団体の指定についても、指定管理審査会を経て選定をしたという説明がありました。それにつきまして、公募また応募者の内容、募集方法、またこれも（1）と（2）を同時に行ったその理由についてお伺いをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 選定の特例についての根拠は、先ほどと重複しますので割愛いたします。

有限会社アグリパーク豊野は、直売所であるアグリパーク豊野を管理運営することを目的に、旧豊野町などが出資して設立した会社であり、昨年12月からは市が全ての株を保有しましたので、現在、市が直接経営をしております。

同社は、アグリパーク豊野の管理運営において、地域の豊かな自然が育んだ青果物の販売及び都市住民との交流拠点施設としての趣旨を踏まえ、固定客数も年々増

加させ、売上げも順調に伸ばしてきております。そのほか、レストランの運営や週5回の買い物支援事業など物産館事業にとどまらず、多方面において事業に取り組み、地域へ貢献しているところでございます。

一方、交流センターにおいては、指定管理であった不知火温泉有限会社が令和3年1月に経営破綻しましたが、出荷者から農産物の販売をすぐにでも再開してほしいとの要望が強く、加えて赤字に陥った構造的な分析もままならない状態でしたので、急遽、市が関与する有限会社アグリパーク豊野に交流センターの運営を継承させた経緯がございます。その後2年間、イベントなども積極的に開催し、特産品の柑橘類をどう活かしていくかに真摯に取り組みながら、集客や生産者の所得向上にも寄与してまいりました。令和5年4月からは、宇城彩館などと指定管理の始期を合わせるため、2年間と短い指定の期間ではありましたが、このような状況から、その際も公募は行っておりません。

先ほど申しましたとおり、本来はアグリパーク豊野の運営を目的に設立しました当該法人ですが、4年前に交流センターの経営を継承した後、売り場においての不知火と豊野の農産物の閑散期の相互補完など、豊野と同様に経営努力も続けている現状にあります。

以上が、選定の特例を適用し、公募を行わないと判断した経緯でございます。

○8番（原田祐作君） 承知しました。

○議長（豊田紀代美君） これで、議案第79号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第16 議案第80号 市道の路線の廃止について

日程第17 議案第81号 市道の路線の認定について

日程第18 議案第82号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第19 発議第4号 宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（豊田紀代美君） 次に、日程第16、議案第80号市道の路線の廃止についてから日程第19、発議第4号宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第20 議案第83号 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（報酬改定）

日程第 2 1 議案第 8 4 号 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 2 議案第 8 5 号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 3 議案第 8 6 号 令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 2 4 議案第 8 7 号 令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 2 5 議案第 8 8 号 令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 2 6 議案第 8 9 号 令和 6 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 2 7 議案第 9 0 号 令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 2 8 議案第 9 1 号 令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（豊田紀代美君） 次に、日程第 2 0、議案第 8 3 号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（報酬改定）から日程第 2 8、議案第 9 1 号令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 3 号）までを議題とします。

市長から提案理由のみ一括して説明を求めます。

○市長（守田憲史君） お世話になります。

今回提出します追加議案は、条例案件として宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定等 3 件、予算案件として令和 6 年度宇城市一般会計補正予算等 6 件、合わせて 9 件をお願いするものでございます。詳細につきましては、関係部局長が説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） 市長からの提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第 8 3 号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案第 8 3 号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案集は 6 ページから 7 ページ、説明資料集は 4 ページから 5 ページをお願いいたします。

本案は、人事院勧告に伴います一般職の国家公務員等の給与改定に準拠いたしまして、議員の期末手当の額の改定を行うものです。

また、宇城市特別職報酬等審議会からの答申内容に基づく、議員報酬の額の改定

も併せて行っております。

改正の主な内容を説明いたします。

まず、人事院勧告等に伴います期末手当の改定についてです。議員の期末手当について、年間3.4月分を3.45月分に0.05月分引き上げます。

次に、議員報酬額の改定についてです。現行の報酬月額に、議長を30,000円引き上げ433,000円に、副議長を24,000円引き上げ393,000円に、議員を23,000円引き上げ371,000円とするものです。

以上で、議案第83号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第83号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第83号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○8番（原田祐作君） 提案理由の中に、「一般職の国家公務員等の給与改定に準拠し」とあります。公務員と私ども地方議員においては、労働については制限が異なるという事実の下、お伺いしますが、なぜ公務員の給与改定に地方議員の報酬を準拠させる必要があるのか、その明確な理由というのは何かあるのかをお尋ねいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 今回、特別職報酬等審議会におきまして、改正の議論をいただいたのですが、同じように平成30年に特別職報酬等審議会におきまして、宇城市の特別職の期末手当の支給について一応議論されております。そこに基づきまして、国の特別職と同様の支給月数とするということで合意が得られておりますので、それに基づきまして、今回の人事院勧告に合わせて改定を行うものでございます。

○8番（原田祐作君） 承知しました。

○議長（豊田紀代美君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） ないようですので、これで質疑を終わります。

次に、議案第84号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 続きまして、議案集は8ページから9ページ、説明資料集は6ページから9ページとなります。議案第84号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本案も、人事院勧告に伴います一般職の国家公務員等の給与改定に準拠いたしまして、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うものです。また、宇城市特別職報酬等審議会からの答申内容に基づく、市長、副市長及び教育長の給料の額の改定も併せて行っております。

改正の主な内容を御説明いたします。

まず、人事院勧告等に伴います期末手当及び勤勉手当の支給額の改定についてです。市長、副市長及び教育長の期末手当について、年間3.4月分を3.45月分に0.05月分を引き上げます。

続いて、市長及び副市長の給料額の改定についてです。現行の給料月額について、市長を41,000円引き上げ872,000円に、副市長を46,000円引き上げ669,000円とするものです。

また、教育長の給料額の改定につきましては、現行の給料月額について28,000円引き上げ601,000円とするものです。

以上で、議案第84号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第84号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第84号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第85号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案集は10ページから25ページ、説明資料集は10ページから40ページとなります。議案第85号宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本案は、人事院勧告等に伴います一般職の国家公務員等の給与改定に準拠し、一般職の職員等の期末手当額及び勤勉手当額等の改定を行うものです。

改正の主な内容を説明いたします。

まず、期末手当及び勤勉手当の支給額の改定についてです。一般職の期末手当について、年間2.45月分を2.5月分に0.05月分引き上げ、勤勉手当につきましても、年間2.05月分を2.10月に0.05月分引き上げます。

また、再任用職員の期末手当についても、年間1.375月分を1.4月分に0.025月分を引き上げ、勤勉手当についても、年間0.975月分を1.0月分に0.025月分を引き上げます。

続いて、月例給の引上げについてです。月例給が民間給与を11,183円、率で申しますと2.76%下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、行政職給料表（一）について平均3.0%の引上げ改定を行います。

具体的には、民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、一般行政職の大卒程度に係る初任給を23,800円、高卒程度に係る初任給を21,400円引き上げます。

これにより、全８級の給料表の改定率は、若年層が在級する級に重点を置き、各級の平均改定率は１級が１１．１％、２級が７．６％、３級が３．１％、４級が１．３％、そして５級から７級が１．２％、８級が１．１％の引上げとなります。

次に、扶養手当の見直しについてです。配偶者に係る扶養手当を支給する民間事業所や手当を受給する職員の減少等、社会の変化を踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止します。

また、子どもに要する経費の実情や少子化対策が推進されていることを踏まえ、子に係る手当額を現行の月額１０，０００円から１３，０００円に引き上げます。

次に、再任用職員への住居手当の支給についてです。近年の複雑・高度化する行政課題に対応するため、高齢層職員の能力及び経験の活用が進められております。このような状況を踏まえまして、再任用された職員を給与面で支援するために、住居手当を支給可能といたします。

以上で、議案第８５号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第８５号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第８５号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第８６号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案第８６号令和６年度宇城市一般会計補正予算（第４号）について説明いたします。資料は、別冊でお配りしております令和６年度宇城市各会計補正予算書の宇城市一般会計補正予算（第４号）の１ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ４，５５０万８千円を追加し、予算の総額を３５９億２，７８７万８千円としております。補正の内容につきましては、人事院勧告により国の給与改正法案が１１月２９日に閣議決定されたことに伴いまして、国に準じた給与条例改正による人件費の調整が必要になったことや、台南市訪問に係る旅費等の増額により、新たに発生した財政需要に対し予算対応を行うものです。

２ページから４ページをお願いいたします。第１表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出ともに補正総額を４，５５０万８千円とし、款・項の各費目において補正しております。

歳出の主な補正を事項別明細書にて説明いたします。８ページをお願いいたしま

す。

8 ページの中段、款 2、項 1、目 6 企画費の補正額 1 7 7 万円は、本年 3 月の台南市訪問を経まして、宇城地域の 2 市 1 町と台南市が連携協定を締結する見込みとなったことから、今後の相互交流の促進に向けた意見交換等を行うための訪問費用となります。関連費用といたしまして、款 1 議会費と、款 9 教育費においても旅費をそれぞれ計上し、合計で 3 2 2 万円を補正しております。

このほか、人事院勧告による国の給与改正法案に準じた一般職等の給与条例改正に伴う人件費の増額を、款・項の区分に応じましてそれぞれ補正しております。

以上で、議案第 8 6 号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 8 6 号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第 8 6 号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 8 7 号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案第 8 7 号令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。補正予算書の 1 ページをお願いします。

今回の補正は、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 7 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 0 億 6, 7 5 5 万 1 千円とするものです。内容は、歳入歳出ともに人事院勧告に伴う職員人件費の増額によるものです。

以上で、議案第 8 7 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 8 7 号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第 8 7 号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 8 8 号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案第 8 8 号令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。補正予算書の 1 ページをお願いします。

今回の補正は、第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 5 万 6 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 億 2, 5 3 6 万 5 千円とするものです。内容は、歳入歳出ともに人事院勧告に伴う職員人件費の増額によるものです。

以上で、議案第 88 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 88 号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第 88 号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 89 号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第 89 号令和 6 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明します。補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第 1 条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 86 万 5 千円を追加し、総額をそれぞれ 72 億 1,933 万 9 千円とするものです。内容は、歳入歳出ともに人事院勧告に伴う職員人件費の増額によるものです。

以上で、議案第 89 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 89 号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第 89 号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 90 号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案第 90 号令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。資料は、補正予算書 1 ページをお願いします。

まず、第 2 条収益的収入及び支出です。収入の第 1 款水道事業収益の既決予定額から補正予定額 257 万 7 千円を減額し、収入予定額を 14 億 3,606 万 2 千円としております。補正の理由としましては、退職給付引当金戻入益の減額となります。

支出では、第 1 款水道事業費用の既決予定額に補正予定額として 302 万 7 千円を追加し、支出予定額を 14 億 616 万 8 千円としております。補正理由は、人事院勧告に伴う人件費の追加となります。

以上で、議案第 90 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 90 号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第 90 号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第91号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案第91号令和6年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。資料は、同じく補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、第2条収益的支出です。支出においては、第1款下水道事業費用の既決予定額に補正予定額679万6千円を追加し、支出予定額を15億1,181万4千円としております。補正理由としましては、人事院勧告に伴う人件費の追加となります。

次に下段、第3条資本的収入及び支出です。2ページに移ります。

収入の第1款資本的収入の既決予定額に補正予定額40万9千円を追加し、収入予定額を11億1,208万1千円としております。理由は、人件費の増額に伴う一般会計からの雨水処理負担金の追加となります。

また、支出では、第1款資本的支出の既決予定額に補正予定額として103万4千円を追加し、支出予定額を14億2,702万2千円としております。理由としましては、同様に人事院勧告に伴う人件費の追加となります。

以上で、議案第91号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第91号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第91号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

議案第66号から議案第91号までにつきましては、お手元の令和6年第4回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

—————○—————

日程第29 請願第3号 教職員定数の改善並びに義務教育費財源の拡充に関する意見書の提出を求める請願

○議長（豊田紀代美君） 日程第29、請願第3号教職員定数の改善並びに義務教育費財源の拡充に関する意見書の提出を求める請願を議題とします。

本案は、総務文教常任委員会に審査を付託します。

—————○—————

日程第30 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について（宮崎 光枝氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第30、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について（宮崎光枝氏）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております諮問第４号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第４号については、委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第３１ 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第３１、休会の件を議題とします。

明日６日金曜日及び来週９日月曜日から１３日金曜日までは、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、明日６日金曜日及び来週９日月曜日から１３日金曜日までは、休会することに決定しました。

なお、７日及び８日そして１４日及び１５日は、市の休日のため休会であります。以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後１時３３分

第 5 号

1 2 月 1 6 日 (月)

令和6年第4回宇城市議会定例会（第5号）

令和6年12月16日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第66号 | 令和6年度宇城市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第2 | 議案第67号 | 令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議案第68号 | 令和6年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議案第69号 | 令和6年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第70号 | 令和6年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議案第71号 | 令和6年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第72号 | 宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第73号 | 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（控除規定） |
| 日程第9 | 議案第74号 | 宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第75号 | 宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第76号 | 訴えの提起について |
| 日程第12 | 議案第77号 | 指定管理者の指定について（元気老人交流施設） |
| 日程第13 | 議案第78号 | 指定管理者の指定について（農林水産物直売交流施設、三角駅前フィッシャーマンズワープ） |
| 日程第14 | 議案第79号 | 指定管理者の指定について（アグリパーク豊野、不知火温泉ふるさと交流センター） |
| 日程第15 | 議案第80号 | 市道の路線の廃止について |
| 日程第16 | 議案第81号 | 市道の路線の認定について |
| 日程第17 | 議案第82号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第18 | 議案第83号 | 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（報酬改定） |
| 日程第19 | 議案第84号 | 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育 |

- 委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第85号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第86号 令和6年度宇城市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第87号 令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第88号 令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第89号 令和6年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第90号 令和6年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第91号 令和6年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第27 発議第4号 宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 請願第3号 教職員定数の改善並びに義務教育費財源の拡充に関する意見書の提出を求める請願

追加議事日程（第5号の追加1）

- 日程第1 発議第5号 教職員定数の改善及び義務教育費財源の拡充に関する意見書
- 日程第29 陳情第1号 子ども医療費無料化に関する陳情書
- 日程第30 請願第2号 子ども医療費無料化に関する請願

追加議事日程（第5号の追加2）

- 日程第2 発議第6号 子ども医療費無料化に関する意見書
- 日程第31 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について（宮崎 光枝氏）
- 日程第32 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 坂元大介君 | 2番 四海公貴君 |
| 3番 村上真由子君 | 4番 河野真理君 |
| 5番 吉良邦夫君 | 6番 田中美君君 |

7 番 嘉古田 茂 己 君
 9 番 永 木 誠 君
 11 番 三 角 隆 史 君
 13 番 高 橋 佳 大 君
 16 番 園 田 幸 雄 君
 18 番 河 野 正 明 君
 21 番 中 山 弘 幸 君

8 番 原 田 祐 作 君
 10 番 山 森 悦 嗣 君
 12 番 坂 下 勳 君
 15 番 溝 見 友 一 君
 17 番 福 田 良 二 君
 20 番 豊 田 紀代美 君
 22 番 石 川 洋 一 君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
市長政策部長	元 田 智 士 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	井 住 寿 宏 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	総務部次長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市民部次長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保健衛生部次長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土木部次長	星 津 章 博 君
教育部次長	山 下 寛 樹 君	三角支所長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小川支所長	坂 本 優 子 君
豊野支所長	西 村 光 代 君	上下水道局長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監査委員事務局長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 66 号 | 令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 2 | 議案第 67 号 | 令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 3 | 議案第 68 号 | 令和 6 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 4 | 議案第 69 号 | 令和 6 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 5 | 議案第 70 号 | 令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 6 | 議案第 71 号 | 令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 7 | 議案第 72 号 | 宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 73 号 | 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（控除規定） |
| 日程第 9 | 議案第 74 号 | 宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 75 号 | 宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 76 号 | 訴えの提起について |
| 日程第 12 | 議案第 77 号 | 指定管理者の指定について（元気老人交流施設） |
| 日程第 13 | 議案第 78 号 | 指定管理者の指定について（農林水産物直売交流施設、三角駅前フィッシャーマンズワフ） |
| 日程第 14 | 議案第 79 号 | 指定管理者の指定について（アグリパーク豊野、不知火温泉ふるさと交流センター） |
| 日程第 15 | 議案第 80 号 | 市道の路線の廃止について |
| 日程第 16 | 議案第 81 号 | 市道の路線の認定について |
| 日程第 17 | 議案第 82 号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 18 | 議案第 83 号 | 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（報酬改定） |
| 日程第 19 | 議案第 84 号 | 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に |

関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 20 議案第 85 号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 21 議案第 86 号 令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 22 議案第 87 号 令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 23 議案第 88 号 令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 24 議案第 89 号 令和 6 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 25 議案第 90 号 令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 26 議案第 91 号 令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 27 発議第 4 号 宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 28 請願第 3 号 教職員定数の改善並びに義務教育費財源の拡充に関する意見書の提出を求める請願

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1、議案第 66 号令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）から、日程第 28、請願第 3 号教職員定数の改善並びに義務教育費財源の拡充に関する意見書の提出を求める請願までを一括議題とします。

去る 12 月 5 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（坂元大介君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件 3 件、条例案件 6 件、その他案件 2 件、請願 1 件の合計 12 件であります。委員会を 12 月 10 日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第 66 号一般会計補正予算（第 3 号）の歳出のうち、企画費のバス運行対策費補助金について、委員から「バスは減便しているが、人件費の高騰で増額補正しなければならないのか」との質疑に対し、執行部から「減便はしているが、

運転士の人材確保という観点から人件費の面で処遇改善がなされていることから、前年比１０６％の伸びとなっており、これが増額補正の主な要因となっている」との答弁がありました。さらに、委員から「補助金は、一括しての支払いか。また、物価高騰を見越しての契約だったのか」との質疑に対し、執行部から「バス事業者の決算期は１０月から翌年の９月であり、その期間の収支の報告が市に上がってくるため、１月から３月の間に一括して支払っている。また、当初予算の段階では、物価高騰を考慮しての単価の算定は難しいため、令和５年度の単価を参考に計上している」との答弁がありました。

次に、教育費の屋内運動場空調整備設計業務委託料について、委員から「全学校の空調整備ということであり、体育館の築年数や構造によって効果的にどの方式で行うか検討していくと思うが、その点はどのように考えるか。また、体育館のみで武道場の空調整備は行わないのか」との質疑に対し、執行部から「屋内運動場の築年数や構造はそれぞれ違うため、基本設計の中でどれが最適なのかを総合的に検討し、最良な機種選定をと考えている。また、屋内運動場の中に武道場も含めたところでの空調整備を考えている」との答弁がありました。これに対し、委員から「機種については、金額は辛抱せず、効果のあるものの選定をしてほしい。また、武道場で実施するスポーツは、柔道や剣道など厚着のため熱中症が心配される。本市の武道場が空調完備となれば本市での各種大会の開催が可能となり、経済効果などが期待できるため、是非設置してほしい」との意見がありました。

次に、議案第７２号宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「松合出張所の廃止について、１１月に松合地区の行政区長に説明がなされており、行政区長からはおおむね了承を得たとのことであるが、住民はまだ理解ができていない。今後は住民への周知徹底を図り、広報で知らせるなどの丁寧な説明をお願いしたい」との意見に対し、執行部から「今定例会での議決後、１月と３月に松合地区と隣接する三角町大岳地区の各世帯に文書配布及び回覧、２月には広報紙に掲載する。４月には、最終的に松合出張所の業務が郵便局に移行したことを広報紙に掲載する予定である」との答弁がありました。

次に、議案第８３号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「市長の諮問機関である特別職報酬等審議会からの答申書の提示は可能か」との質疑に対し、執行部から答申書の提示があり、「市議会において、議会運営委員会及び全員協議会で、議員のなり手不足等を解消するため議員報酬の見直しについて市長への申入れをするということが決定し、１０月に市議会議長から市長に申入れがあっている。また、１１月の臨時会において、令和８年５月１日から議員定数を２２人から２０人に削減するという条例

が議決されたことを受けて、議員報酬の見直しが必要であるということで特別職報酬等審議会が開かれ、その審議結果に基づき今回の報酬増額の条例の上程となった」との答弁がありました。

質疑終結後の討論として、「今の議員報酬の年額は、一般的な民間企業等と比べて決して安くはない。また、議員は副業も認められていることから、議案第83号については反対する」との反対討論がありました。一方で、「物価上昇などを受けて、世の中では最低賃金が上がっている中で、議員報酬は長年上がっていない。また、副業が困難な議員もいることから、議員のなり手不足解消などのためにも議員報酬は上げるべきである」との賛成討論がありました。

次に、議案第86号一般会計補正予算（第4号）の歳出のうち、企画費の旅費及び議会費の旅費について、委員から「台湾訪問のための旅費ということであるが、何人分の予算か。また、今回の訪問でどのような成果を期待しているのか」との質疑に対し、執行部から「市長及び随行職員2人分、そして、議会からは議員4人及び随行職員1人分である。今回の訪問で、観光、経済、文化、教育の4点について友好協定の締結を予定している」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件、条例案件6件、その他案件2件の合計11件については、全て可決すべきものと決定しました。

また、請願の審査で、請願第3号教職員定数の改善並びに義務教育費財源の拡充に関する意見書の提出を求める請願について、委員から「中学校において不登校の生徒が増えているということから、教職員の目が行き届くような環境づくりのためにも、教職員の定数を見直す時期である。教員確保のためにも中学校において35人学級とすべきであり、義務教育費の財源確保も重要であるため、採択すべき」との意見がありました。

次いで、討論の有無を諮りましたが、討論はありませんでした。採決の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（嘉古田茂己君） おはようございます。建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件6件、その他案件4件、発議案件1件の合計11件であります。委員会を12月9日に、大委員会室において開催しました。

委員会には、説明員として関係部長、部次長、局長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第66号一般会計補正予算（第3号）のうち、機構集積協力金交付事業補助金について、委員から「どのような事業内容なのか」との質疑に対し、執行部から「地域内のまとまった農地を農地バンクに貸し付け、担い手への農地集積・集約化を行った場合に協力金を交付する事業である。今後、採択要件が厳しくなるということで、今回2地区が手を挙げている。交付金の使用内容は、集積に対する取組には幅広い用途で利用でき、使い勝手がいい交付金である。里浦地区は、基盤整備事業内トイレの敷地取得や鳥獣被害の防止に予算を充てる予定である。南豊崎地区の用途はまだ決まっておらず、今後の会議で決定される」との答弁がありました。また、委員から「この事業は、複数年度なのか単年度なのか」との質疑に対し、執行部から「年度ごとの単年度事業になる。個人に支払われるものではなく地域に対しての交付金であり、今までこの交付金を活用された地域は、ほ場整備事業に取り組んだ地域が主である」との答弁がありました。これに対し、委員から「使い勝手がいい交付金であるので、周知をお願いする」との意見があり、執行部から「現在、地域計画の協議の場を各地で開催しており、また国営のほ場整備が進んでいるので、その中で説明を行っていく」との答弁がありました。

次に、河川維持工事費について、委員から「大野排水機場水中ポンプ更新工事の概要は」との質疑に対し、執行部から「9基あるポンプのうち1基の更新工事と併せて、関連部品の交換工事となっている」との答弁がありました。これに対し、委員から「更新工事は故障が原因なのか。そのポンプは何年稼働しているのか」との質疑に対し、執行部から「今回更新するポンプは平成28年に入れたポンプで、約8年経過している」との答弁がありました。これに対し、委員から「8年で更新するのか。耐用年数はまだ長いと思うがどうか」との質疑に対し、執行部から「耐用年数は約15年で、8年は耐用年数にすると約半分。不具合の原因は文献によると、ポンプの能力のばらつきにより、送水管内の圧力の不均一に起因して生じることがあり、それに伴って発生したと推察している。今回、オーバーホールとポンプ更新の2つの改修案があったが、金額を比較したところ、オーバーホールが500万円、ポンプ更新が600万円であり、総合的に更新を選択した」との答弁がありました。

次に、議案第70号水道事業会計補正予算（第2号）のうち、水質検査業務委託について、委員から「有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）に関する水質検査について、本市での検査状況は」との質疑に対し、執行部から「検査は法定上義務付けされていないが、今年度予算を計上して追加検査を行っているところであり、

結果が出るのは来年１月頃になる」との答弁がありました。これに対し、委員から「今後は問題視されると思うので、市も適切な対策を取ってほしい」との意見がありました。

次に、議案第７１号下水道事業会計補正予算（第２号）のうち、松橋不知火浄水管理センター改築更新・耐震工事委託について、委員から「債務負担行為の廃止理由について、令和９年度からウォーターＰＰＰへの移行のため工事を先送りすることだが、どの程度の効率化が望めるか」との質疑に対し、執行部から「ウォーターＰＰＰで民間企業と１０年間の長期契約することで、本市としては、施設の修繕、維持管理や工事、料金徴収、窓口業務など、上下水道の業務全てを任せた上で経費削減が見込めればと考えている。現在、導入に向けての可能性調査を実施し、企業へのアンケートや個別ヒアリングなどのサウンディングを行っているため、今年度末の結果を基に、向こう１０年間での財政効果が見えてくる」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件６件、その他案件４件、発議案件１件の合計１１件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 皆さん、おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件７件、条例案件１件、その他案件１件の合計９件であります。委員会を１２月９日に、第３委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第６６号一般会計補正予算（第３号）のうち、歳入の個人市民税現年課税分の増額について、委員から「新型コロナウイルス感染症が第５類へ移行されたことで人流が活発化し、景気の回復が税収の伸びにつながったのではないかとのことだが、具体的にはどの分野の所得が増えているのか」との質疑に対し、執行部から「特に給与所得や農業所得が増えている。給与所得は約１０億円、農業所得は約７億円増えている」との答弁がありました。

また、児童発達支援給付費について、委員から「児童発達支援と放課後等デイサ

ービスの利用者はどれくらい増えているのか」との質疑に対し、執行部から「児童発達支援は令和元年度が１２３人に対して令和６年度が１６６人、放課後等デイサービスは令和元年度が２２２人に対して令和６年度が３７５人と、共に利用者は増加傾向にある」との答弁がありました。

また、産後ケア業務委託料について、委員から「増額の要因は何か」との質疑に対し、執行部から「国の要綱改正により対象者の要件が緩和され、産後に心身の不調又は育児不安等がある者、その他、特に支援が必要と認められる者から、全ての出産後１年未満の母子になったこと、また、産後ケア事業の認知度が上がってきたことが要因である」との答弁がありました。

次に、議案第６８号宇城市介護保険特別会計補正予算（第２号）のうち、債務負担行為補正について、委員から「通所型介護予防委託料の増額について、三角地区で行う筋力アップ教室の需要の増加により開催回数を増やすためとのことだが、どのような経緯で開催回数の増加を認めるのか」との質疑に対し、執行部から「新型コロナウイルス感染症の影響で事業量が落ち込んでいたが、現在は参加者が増加してきており、通所型介護予防事業の利用による重度化防止の事業効果が期待できると判断し、開催回数を増加するように設定している」との答弁がありました。

以上が、答弁と質疑の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された予算案件７件、条例案件１件、その他案件１件の合計９件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） ないようですので、質疑なしと認めます。

これから、議案第６６号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第６６号令和６年度宇城市一般会計補正予算（第３号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第６６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第67号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第67号令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第68号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第68号令和6年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第69号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第69号令和6年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 69 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 70 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 70 号令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 70 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 70 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 71 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 71 号令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 71 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 71 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 72 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 72 号宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 72 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 72 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第73号の討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。

○8番（原田祐作君） ただいま議題に上がっております、議案第73号につきまして、反対の立場で討論いたします。

本議案は、提案理由として議員の資質向上等を目的として組織された会の会費及び会派の運営に関する費用について議員の報酬から控除ができると、このように定めがあります。本来であればこのような、要は議員の都合といいますか、議員のことに関する条例改正というのは、議員提出であるべきだというふうに思います。これを執行部の皆さんが考えていただいたということには感謝をいたしますが、本来であれば、私たち自身が提案すべきだというふうに、まずそこが1つ思います。もう一つは、過日行われました市民アンケートにおきましては、市民に対する要望としましては、私たち議員の活動や経費について積極的に公開することと、このようなことがアンケートの結果としてありました。今回の提案理由の中にあります議員の資質向上、また会派の運営に関することについて、これが明確にどのようにその市の発展に寄与するのかということが、なかなか説明できづらいと私は思います。また、今回この控除につきましては、市の職員さんたちの手を煩わせることなく、私たち自身でできることであると考えております。場合によっては、市の経費もこの控除については使われるという場合も想定されますので、この議案について、私は賛成をいたしかねます。

どうかこの点、議員の皆さんも考慮いたしまして賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（豊田紀代美君） これで討論を終わります。

これから、議案第73号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（控除規定）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第73号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第74号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第74号宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第74号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第75号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第75号宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第75号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第76号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第76号訴えの提起についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第76号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第76号は可決しました。

これから、議案第77号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、

討論なしと認めます。

これから、議案第 77 号指定管理者の指定について（元気老人交流施設）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 77 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 77 号は可決しました。

これから、議案第 78 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 78 号指定管理者の指定について（農林水産物直売交流施設、三角駅前フィッシャーマンズワープ）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 78 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 78 号は可決しました。

これから、議案第 79 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 79 号指定管理者の指定について（アグリパーク豊野、不知火温泉ふるさと交流センター）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 79 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 79 号は可決しました。

これから、議案第８０号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第８０号市道の路線の廃止についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第８０号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第８０号は可決しました。

これから、議案第８１号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第８１号市道の路線の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第８１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第８１号は可決しました。

これから、議案第８２号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第８２号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第８２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第８２号は可決しました。

これから、議案第 83 号の討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。まず、21 番、中山弘幸君の発言を許します。

○21 番（中山弘幸君） ただいま議題となっております、議案第 83 号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、私は反対の立場で討論いたします。

理由は、現在の報酬は宇城市において客観的に判断し、決して安くはないということです。提案の根拠を執行部にただすと、人事院勧告と議会からの要望があったからという答弁でした。期末手当は人事院勧告かもしれませんが、報酬アップについては、まさに議会からの要望であると理解します。私はもともと報酬アップには反対しておりましたし、これが全員の総意ではないことをはっきりと申し上げておきます。私たちが報酬を上げるときに議論すべきことは、今の報酬が生活給として十分であるかどうかではなく、県内の類似団体との比較、宇城市においての民間企業の賃上げの状況、また市民の暮らし向きの状況などを判断すべきと考えます。まず、類似団体の比較では、先日、天草市議会の記事が熊日新聞に掲載されました。月額 4,000 円アップの 352,000 円ということで、宇城市よりも 19,000 円安い金額です。宇城市と天草市を人口と議員定数の比率を比較すれば、ほぼ同じになりますが、面積でいえば天草市は宇城市の 3.6 倍になります。次に、宇城市における民間企業の賃上げの状況はどうか執行部に問いましたが、執行部では把握してありませんでした。最後に、市民の暮らし向きはどうか。暮らし向きをはかる上での指標はいくつかあると思いますが、生活保護世帯受給動向と小中学校児童生徒における就学援助費・奨励費の認定数の推移を見てみました。生活保護受給世帯は過去 5 年間、ほぼ横ばいです。就学援助費・奨励費の認定数は過去 5 年間、小中学校では合計で若干減少していますが、それでも約 2 割の児童生徒が認定を受けている現状にあります。このことだけでも、市民の暮らし向きは決してよくはなっていないと私は判断します。また、議員定数減では、民意という議論がありました。宇城市の代表区長さん方から 2 度にわたり要望書が出され、それが区長さん方の総意だったかは疑問ですが、一定の民意は理解します。しかし、今回の報酬を上げることについては、どこに民意があったのでしょうか。そのような民意は、私は確認しておりません。委員会の議論では、報酬と年金でも生活は厳しいという意見、また、社会保障費が高いという意見がありました。しかし、税金や社会保障費というのは、議員が特別に高いわけではなく、条例に沿って平等に課せられていると理解しています。また、選挙にお金がかかるという意見がありました。確かに最低限度の資金は必要になりますが、これは仕方がないことだと思います。そのために今、議会運営委員会で選挙費用の公費負担が議論されておりますが、一向に進んでおり

ません。報酬を上げるよりも、まず、選挙費用の公費負担の条例の制定が先ではないかと思います。また、報酬等審議会の議論の中で、議員のなり手不足の話がありました。報告書では、アンケートの中では報酬の問題は低い数字であったが、一定の水準の保証がなければ、子育てなど様々な費用が必要とされる世代における人材が立候補しやすい環境とは言えず、結果として、多様な人材参画の障害となることも予想されるというものでした。私は現在の年俸560万円という額は、十分な水準にあると考えております。私は議員になる上での最大の壁は、選挙の壁だと思っています。しかし、選挙は法律で決められているので、この壁だけは越えていただかなければなりません。選挙について、アンケートからも資金の問題だけではないことは理解できます。それでも、選挙費用の公費負担の条例を制定すれば、少しでもそのハードルは下がると思います。また、前回の選挙はたまたま無投票でしたが、今回の市長選挙に伴う議会の補欠選挙では、既に4人の方が名乗りを上げておられます。このことから、必ずしもなり手がいないということではないと思います。私は今の報酬が気に食わないという方は、無理して議員をお続けになることはないのではないかと思います。もともと議員の報酬というものは、選挙の費用を含め、生活を営む上で全てを賄うという前提で設定されたものではないと私は理解します。今は、多くの世帯が共働きであり、さらに議員には兼業が認められております。現在はどこも働き手不足なので、公務外に働こうと思えば十分に可能であります。また、なり手がいないといえば、地域の区長さんや民生委員、保護司、様々な分野でなり手がいないと言われております。区長さんにおいては、合併当時に比べ大幅に報酬が下がっております。しかし、仕事が減っているかといえば、むしろ増えているのではないと思うぐらいです。敬老会・サロンの開催、地域の要望の対応など、私はむしろ、区長さんの報酬を地域の実情に合わせて改定すべきと考えております。事実、私のところにはそのような要望が届いております。

最後にもう一度申し上げますが、今の年俸約560万円は決して安くはなく、十分に一定の水準を満たしております。よって、この条例、宇城市議会議員の報酬を上げる議案第83号には反対をいたします。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げ、私の討論といたします。

○議長（豊田紀代美君） 次に、8番、原田祐作君の発言を許します。

○8番（原田祐作君） 議長、すみません。賛成討論がないので、私は反対討論なのでやめたいと思います。

○議長（豊田紀代美君） これで、討論を終わります。

これから、議案第83号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

の一部を改正する条例の制定について（報酬改定）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 83 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 83 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 84 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 84 号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 84 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 84 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 85 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 85 号宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 85 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 85 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 86 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 86 号令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 86 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 86 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 87 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 87 号令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 87 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 87 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 88 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 88 号令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 88 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 88 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 89 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、

討論なしと認めます。

これから、議案第 89 号令和 6 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 89 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 89 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 90 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 90 号令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 90 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 90 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 91 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 91 号令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 91 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 91 号は原案のとおり可決しました。

これから、発議第 4 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、発議第4号宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。発議第4号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決しました。

これから、請願第3号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、請願第3号教職員定数の改善並びに義務教育費財源の拡充に関する意見書の提出を求める請願を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。請願第3号は、採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、請願第3号は採択することに決定しました。

ただいま請願第3号が採択されましたので、総務文教常任委員長から委員会提出議案、発議第5号教職員定数の改善及び義務教育費財源の拡充に関する意見書が提出されました。

お諮りします。発議第5号を本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号を本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、書記にタブレットにて資料の送信をいたさせますので、しばらくお待ち願います。

(資料送信)

追加日程第 1 発議第 5 号 教職員定数の改善及び義務教育費財源の拡充に関する意見書

○議長（豊田紀代美君） 追加日程第 1、発議第 5 号教職員定数の改善及び義務教育費財源の拡充に関する意見書を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

○総務文教常任委員長（坂元大介君） 発議第 5 号教職員定数の改善及び義務教育費財源の拡充に関する意見書について、議案提出の趣旨説明を申し上げます。

社会情勢の変化に伴い、学校が抱える課題はますます多様化・複雑化しています。さらに、指導内容の増加や教員不足により教材研究や授業時間が十分に確保できず、子どもたちの豊かな学びの保障が困難な状況となっています。

また、義務教育については、地方公共団体の財政事情により格差が生じることなく、教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られる必要があり、義務教育費国庫負担金及び地方交付税が重要な財源となっています。

そのため、国の責任において、引き続き財源が確実に保障される必要があります。

このような背景の下、「中学校において不登校の生徒が増えているということから、教職員の目が行き届くような環境づくりのためにも、教職員の定数を見直す時期に来ており、教員確保のためにも 35 人学級とすべきであり、また、義務教育費の財源確保も重要である」との思いから、教職員の定数改善を推進し、また、義務教育費の財源を拡充することを国に求める意見書を提出することを本委員会で決定しました。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 趣旨説明が終わりました。

これから、発議第 5 号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第 5 号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 5 号教職員定数の改善及び義務教育費財源の拡充に関する意見書を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第 5 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第29 陳情第1号 子ども医療費無料化に関する陳情書

日程第30 請願第2号 子ども医療費無料化に関する請願

○議長（豊田紀代美君） 日程第29、陳情第1号子ども医療費無料化に関する陳情書及び日程第30、請願第2号子ども医療費無料化に関する請願を、同一趣旨であるため一括議題とします。

令和6年第1回及び第2回定例会において、審査を付託しました民生常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから、民生常任委員会における審査の経過及び結果について、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 先の第1回定例会において継続審査となっておりまして案件1件、第2回定例会において継続審査となっておりまして案件1件について、今回の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

陳情第1号子ども医療費無料化に関する陳情書及び請願第2号子ども医療費無料化に関する請願について、委員から「子ども医療費を無料化することで市の財政負担は増える。本市としては無料化を推進しながらも、その負担を国や県にも要望していくべきである」との意見がありました。

次いで、討論の有無を諮りましたが、討論はありませんでした。採決の結果、採択とすべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における継続審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第1号及び請願第2号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号子ども医療費無料化に関する陳情書及び請願第2号子ども医療費無料化に関する請願を一括して採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。陳情第1号及び請願第2号は、

採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、陳情第1号及び請願第2号は、採択すること決定しました。

ただいま陳情第1号及び請願第2号が採択されましたので、民生常任委員長から委員会提出議案、発議第6号子ども医療費無料化に関する意見書が提出されました。

お諮りします。発議第6号を本日の日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号を本日の日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、書記にタブレットにて資料の送信をいたさせますので、しばらくお待ち願います。

(資料送信)

-----○-----

追加日程第2 発議第6号 子ども医療費無料化に関する意見書

○議長（豊田紀代美君） 追加日程第2、発議第6号子ども医療費無料化に関する意見書を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 子ども医療費無料化に関する意見書について、議案提出の趣旨説明を申し上げます。

本市は、2023年4月から子ども医療費助成の対象を高校3年生までに拡充しております。また、2024年から熊本県内全自治体で高校3年生まで子ども医療費助成が実現しましたが、その中で、保護者の一部負担が残るのは、本市と熊本市のみとなっています。

このような背景の下、「子ども医療費を無料化することで市の財政負担は増える。本市としては無料化を推進しながらも、その負担を国や県にも要望してくべきである」との思いから、県に対しては、子ども医療費助成事業補助金拡充などを求める

意見書を、国に対しては、子ども医療費助成制度の創設を求める意見書を提出することを本委員会で決定しました。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 趣旨説明が終わりました。

これから、発議第6号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第6号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、発議第6号子ども医療費無料化に関する意見書を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第31 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について（宮崎 光枝氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第31、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について（宮崎光枝氏）を議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について（宮崎光枝氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第4号は、適任と答申することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（豊田紀代美君） 起立多数です。したがって、諮問第4号は適任と認め答申することに決定しました。

—————○—————

日程第32 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（豊田紀代美君） 日程第32、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、ただいまタブレットにて送信しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和6年第4回宇城市議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午前11時14分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議第5015号
令和6年12月10日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

総務文教常任委員長 坂元 大介

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第66号	令和6年度宇城市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第69号	令和6年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第72号	宇城市支所及び出張所条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第73号	宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第74号	宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第76号	訴えの提起について	可 決
議案第82号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	可 決
議案第83号	宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第84号	宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案第 8 5 号	宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 8 6 号	令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決
請願第 3 号	教職員定数の改善並びに義務教育費財源の拡充に関する意見書の提出を求める請願	採 択

宇城市議第5015号
令和6年12月10日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

建設経済常任委員長 嘉古田 茂己

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第66号	令和6年度宇城市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第70号	令和6年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第71号	令和6年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第78号	指定管理者の指定について（農林水産物直売交流施設、三角駅前フィッシャーマンズワープ）	可 決
議案第79号	指定管理者の指定について（アグリパーク豊野、不知火温泉ふるさと交流センター）	可 決
議案第80号	市道の路線の廃止について	可 決
議案第81号	市道の路線の認定について	可 決
議案第86号	令和6年度宇城市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第90号	令和6年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第91号	令和6年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決

発議第 4 号	宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
----------------	---	-------------

宇城市議第5015号
令和6年12月10日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第66号	令和6年度宇城市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第67号	令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第68号	令和6年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第75号	宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第77号	指定管理者の指定について（元気老人交流施設）	可 決
議案第86号	令和6年度宇城市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第87号	令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第88号	令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第89号	令和6年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決

陳情第 1 号	子ども医療費無料化に関する陳情書	採 択
請願第 2 号	子ども医療費無料化に関する請願	採 択

令和6年第4回定例会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

議員名 件 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	16	17	18	20	21	22	審議 結果	賛 成	反 対
	坂 元 大 介	四 海 公 貴	村 上 真 由 子	河 野 真 理	吉 良 邦 夫	田 中 美 君	嘉 古 田 茂 己	原 田 祐 作	永 木 誠	山 森 悦 嗣	三 角 隆 史	坂 下 勲	高 橋 佳 大	溝 見 友 一	園 田 幸 雄	福 田 良 二	河 野 正 明	豊 田 紀 代 美	中 山 弘 幸	石 川 洋 一			
議案第66号 令和6年度宇城市一般会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第67号 令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計 補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第68号 令和6年度宇城市介護保険特別会計補正予 算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第69号 令和6年度宇城市奨学金特別会計補正予算 (第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第70号 令和6年度宇城市水道事業会計補正予算(第 2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第71号 令和6年度宇城市下水道事業会計補正予算 (第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第72号 宇城市支所及び出張所条例の一部を改正す る条例の制定について	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長 のため 表決に は加わ りませ ん	○	○	原案 可決	18	0
議案第73号 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて(控除規定)	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		棄	○	原案 可決	16	2
議案第74号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	棄	原案 可決	18	0
議案第75号 宇城市介護保険法に基づき地域包括支援セ ンターの設置者が遵守すべき基準に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第76号 訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	19	0
議案第77号 指定管理者の指定について(元気老人交流施 設)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	19	0
議案第78号 指定管理者の指定について(農林水産物直売 交流施設、三角駅前フィッシャーマンズワー フ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	19	0
議案第79号 指定管理者の指定について(アグリパーク豊 野、不知火温泉ふるさと交流センター)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	19	0
議案第80号 市道の路線の廃止について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	19	0
議案第81号 市道の路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	19	0
議案第82号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する 事務の変更及び規約の一部変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	19	0

令和6年第4回定例会 賛否一覽表

○:贊成 ●:反對 欠:欠席 除:除斥 棄:棄權

議 員 名 件 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	16	17	18	20	21	22	審議結果	賛成	反対
	坂元 大介	四海 公貴	村上 真由子	河野 真理	吉良 邦夫	田中 美君	嘉古田 茂己	原田 祐作	永木 誠	山森 悦嗣	三角 隆史	坂下 勳	高橋 佳大	溝見 友一	園田 幸雄	福田 良二	河野 正明	豊田 紀代美	中山 弘幸	石川 洋一			
議案第83号 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（報酬改定）	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●	○	原案可決	16	3
議案第84号 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	棄	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		棄	○	原案可決	16	1
議案第85号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例及び宇城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第86号 令和6年度宇城市一般会計補正予算（第4号）	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第87号 令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第88号 令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第89号 令和6年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第90号 令和6年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第91号 令和6年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
発議第4号 宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
請願第3号 職員定数の改善並びに義務教育費財源の拡充に関する意見書の提出を求める請願	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	採択	19	0
発議第5号 教職員定数の改善及び義務教育費財源の拡充に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
陳情第1号 子ども医療費無料化に関する陳情書 請願第2号 子ども医療費無料化に関する請願	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	採択	19	0
発議第6号 子ども医療費無料化に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0